



事業者のための

産業廃棄物適正処理ガイドブック



2019年4月

青 森 県

目 次

1	循環型社会の構築に向けて	1
2	国民、事業者並びに国及び地方公共団体の役割等	3
3	廃棄物処理の基本原則：事業者の処理責任	5
4	廃棄物とは	6
5	処理基準	12
(1)	保管基準（規第8条、規第8条の13）	12
(2)	収集運搬の基準（令第6条第1項第1号、令第6条の5第1項第1号）	14
(3)	中間処理の基準	15
(4)	最終処分（埋立処分）の基準	16
(5)	産業廃棄物の取扱い上の注意	19
6	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例	21
7	産業廃棄物の処理委託	23
(1)	委託の基準（令第6条の2、令第6条の6）	23
(2)	マニフェストシステム（法第12条の3）	26
8	水銀廃棄物処理対策	32
9	産業廃棄物処理業の許可	36
10	産業廃棄物処理施設の設置・変更及び維持管理	40
(1)	設置許可が必要な産業廃棄物処理施設	40
(2)	産業廃棄物処理施設の設置・変更許可に係る手続き	41
(3)	産業廃棄物処理施設の変更	42
(4)	産業廃棄物処理施設の維持管理	42
(5)	施設の定期検査（法第15条の2の2）	44
11	産業廃棄物管理体制の整備	45
12	行政処分と罰則	51
13	建設業関係の廃棄物	52
(1)	建設工事等から発生する廃棄物	52
(2)	建設工事関係者の役割分担	54
(3)	廃棄物の処理計画を立てましょう	56
(4)	建設資材廃棄物の引渡完了報告制度について	59
(5)	青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針について	61
14	医療業関係の廃棄物	62
(1)	医療関係機関等から発生する主な廃棄物	62
(2)	感染性廃棄物とは	63
(3)	施設内における感染性廃棄物の処理	64
(4)	感染性廃棄物の収集・運搬（令第6条の5）	65
(5)	管理体制の確立	66
15	農林畜産業関係の廃棄物	67
16	漁業関係の廃棄物	68
17	ダイオキシン類抑制対策	70
18	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理対策	72
19	有害使用済機器の保管等に係る届出制度	75
	資料	80

凡例 法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

規：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

① 循環型社会の構築に向けて

廃棄物の減量化の目標量

第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）

（1）経緯

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定され、本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとされていることから、平成30年6月19日に第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。

新たな計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生、などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年度までに国が講ずべき施策を示しています。

（2）内容

1 4つの指標と目標値（物質フロー指標）

- ①「入口」：資源生産性 2025年度目標：約49万円／トン（2000年度の約2倍）
※資源生産性 = GDP／天然資源等投入量：産業や人々の生活がいかにものを有効に利用しているかを総合的に表す指標
- ②「循環」：入口側の循環利用率 2025年度目標：約18%（2000年度の約1.8倍）
※入口側の循環利用率 = 循環利用量／（天然資源等投入量 + 循環利用量）：経済社会に投入されるものの全体量のうち、循環利用量の占める割合を表す指標
- ③「循環」：出口側の循環利用率 2025年度目標：約47%（2000年度から約1.3倍）
※出口側の循環利用率 = 循環利用量／廃棄物等発生量：廃棄物等の発生量のうち、循環利用量の占める割合を表す指標
- ④「出口」：最終処分量 2025年度目標：約13百万トン（2000年度から約77%減）
※最終処分量 = 廃棄物の埋立量：廃棄物最終処分場のひっ迫という課題にも直結した指標

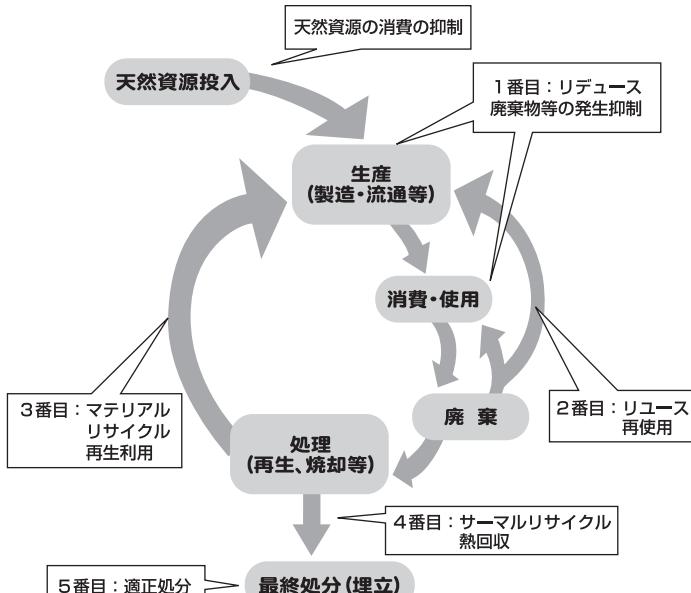
2 7つの取組指標

- ①持続可能な社会づくりとの総合的取組
- ②多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
- ③ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ④適正処理の更なる推進と環境再生
- ⑤万全な災害廃棄物処理体制の構築
- ⑥適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
- ⑦循環分野における基盤整備

時代の要請～循環型社会の構築～

循環型社会とは、①廃棄物等の排出抑制、②循環資源の適正な循環的利用の促進、③循環的な利用が行われない循環資源について適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会です。個別の廃棄物・リサイクル法の基本的枠組み法である循環型社会形成推進基本法が平成12年6月に公布されるとともに、同法と前後してリサイクル関連法等が制定されるなど、廃棄物・リサイクル対策を総合的・計画的に推進していくこととしています。

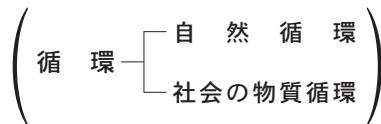
循環型社会の姿



循環型社会づくりを支える法体系

環境基本法 H 6.8 完全施行

環境基本計画



循環型社会形成推進基本法(基本的枠組法)

H 13. 1 完全施行

- ・社会の物質循環の確保
- ・天然資源の消費の抑制
- ・環境負荷の低減

○ 基本原則 ○国、地方公共団体、事業者、国民の責務 ○国の施策

循環型社会形成推進基本計画：国との他の計画の基本

廃棄物処理法

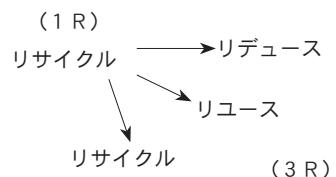
H 30. 6 一部改正

- ・廃棄物の発生抑制
- ・廃棄物の適正処理（リサイクルを含む）
- ・廃棄物処理施設の設置規制
- ・廃棄物処理業者に対する規制
- ・廃棄物処理基準の設定 等

資源有効利用促進法

H 13. 4 全面改正施行

- ・再生資源のリサイクル
- ・リサイクル容易な構造、材質等の工夫
- ・分別回収のための表示
- ・副産物の有効利用の促進



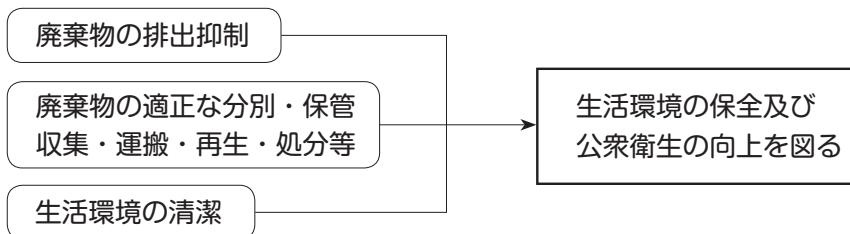
〈個別物品の特性に応じた規制〉	
容器包装リサイクル法 H 12. 4 完全施行 商品化 びん、PETボトル、紙製・プラスチック製容器包装等	家電リサイクル法 H 13. 4 完全施行 エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、ブラン管式・液晶式・プラズマ式テレビ、洗濯機・衣類乾燥機
・容器包装の市町村による分別収集 ・容器包装の製造・利用業者による再商品化	・消費者がリサイクル費用を負担 ・廃家電を小売店が消費者より引取り ・製造業者等による再商品化
食品リサイクル法 H 13. 5 完全施行 食品残さ	建設リサイクル法 H 14. 5 完全施行 木材、コンクリート、アスファルト
・容器包装の市町村による分別収集 ・容器包装の製造・利用業者による再商品化	・食品の製造・加工・販売業者が食品 ・廃棄物の再資源化 ・工事の受注者が ・建築物の分別解体 ・建設廃材等の再資源化
自動車リサイクル法 H 17. 1 完全施行 自動車	小型家電リサイクル法 H 25. 4 完全施行 小型電子機器等
・引取業者が引き取り、関係者による フロン類回収、解体、破碎 ・製造業者等によるエアバッグ・シュー レッダーストの再資源化、フロン 類の破壊	・消費者が分別して排出 ・市町村が分別して収集し認定事業者 へ引渡し ・小売業者は消費者の適切な排出を確 保するために協力

グリーン購入法 H 13. 4 完全施行 [国等が率先して再生品等に調達を推進]

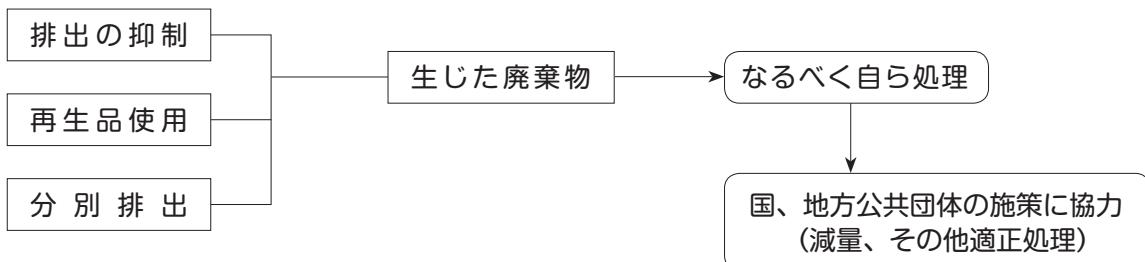
② 国民、事業者並びに国及び地方公共団体の役割等

～廃棄物処理法における位置付け～

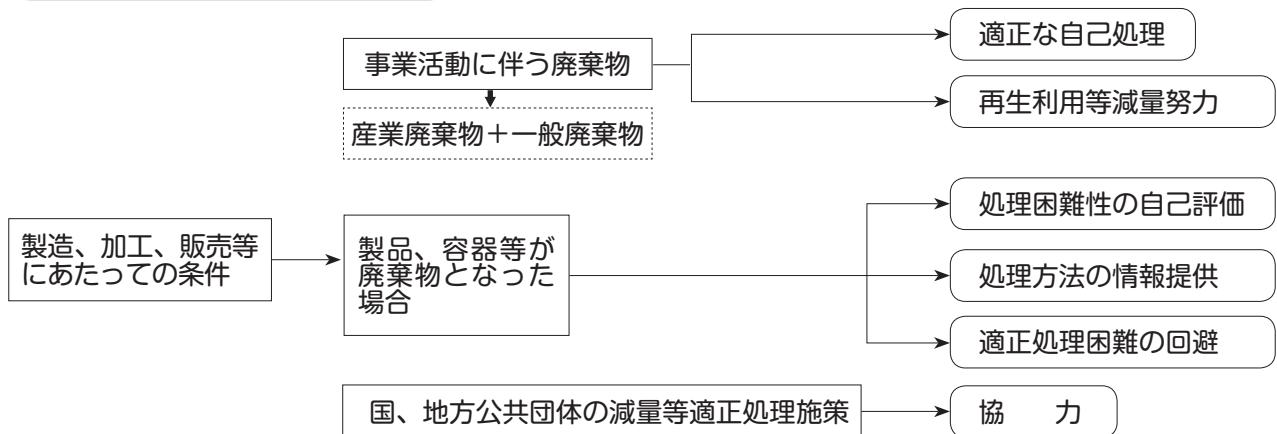
目的（法第1条）



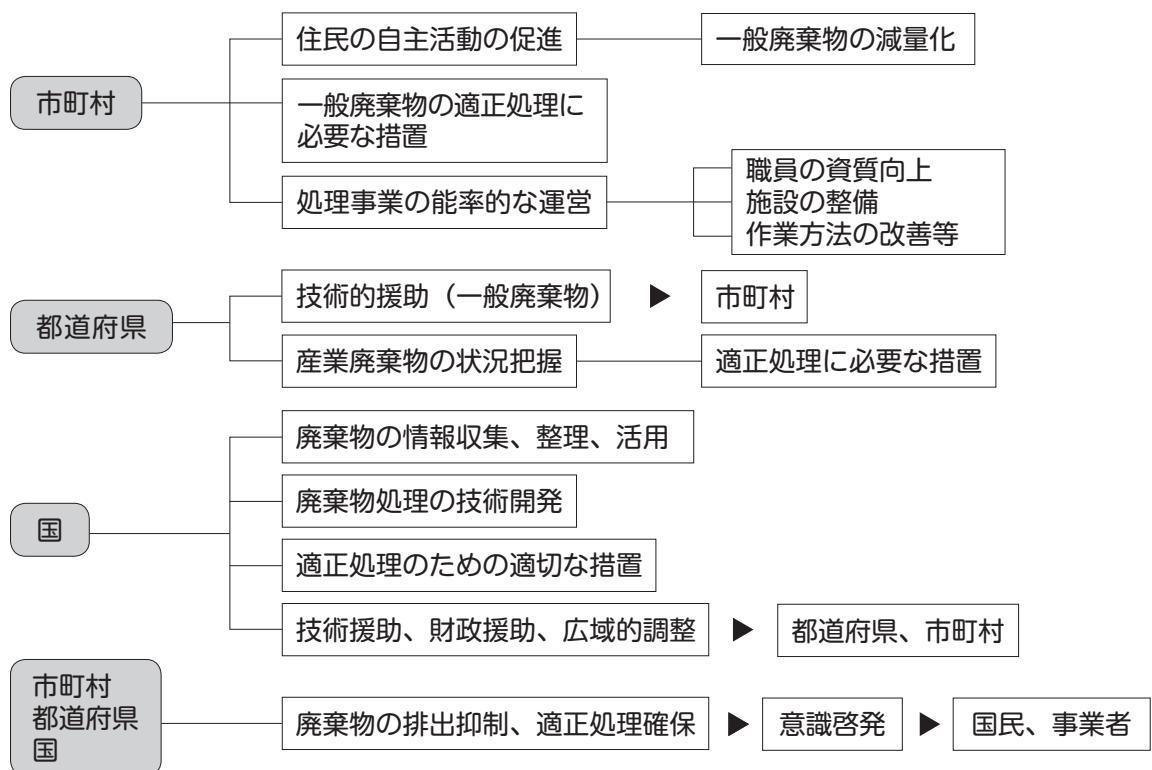
国民の責務（法第2条の4）



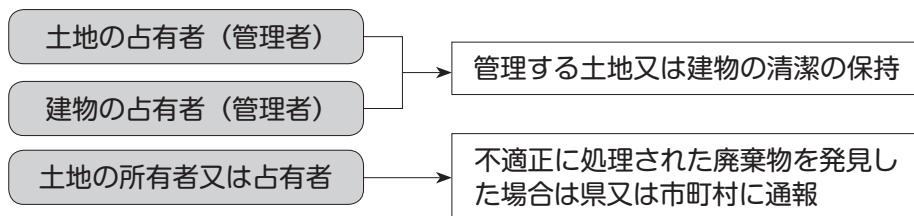
事業者の責務（法第3条）



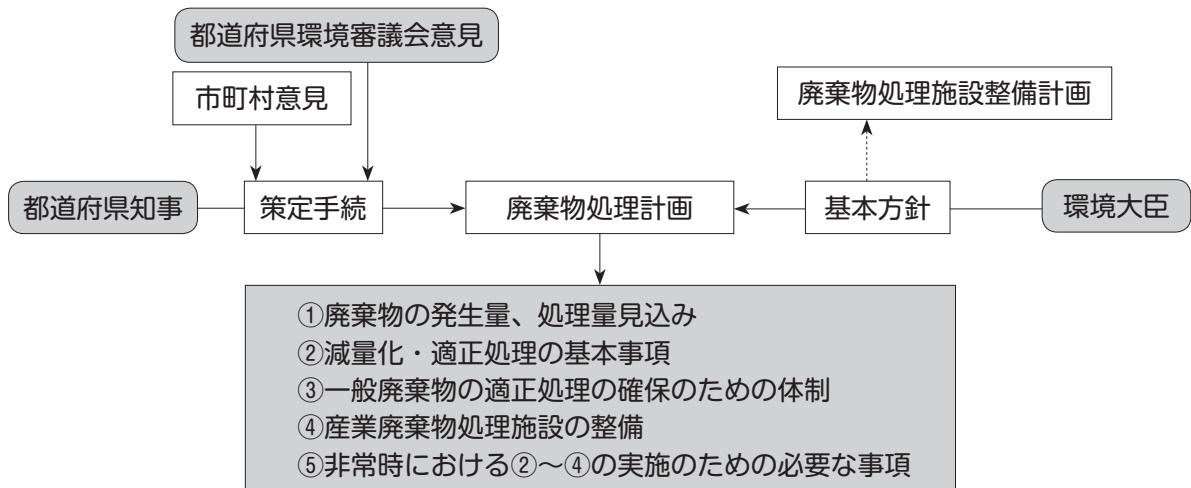
国及び地方公共団体の責務（法第4条）



清潔の保持等（法第5条）



廃棄物処理計画（法第5条の5）



③ 廃棄物処理の基本原則：事業者の処理責任

事業活動に伴い発生する廃棄物は、事業者自らが責任をもって適正に処理しなければなりません。

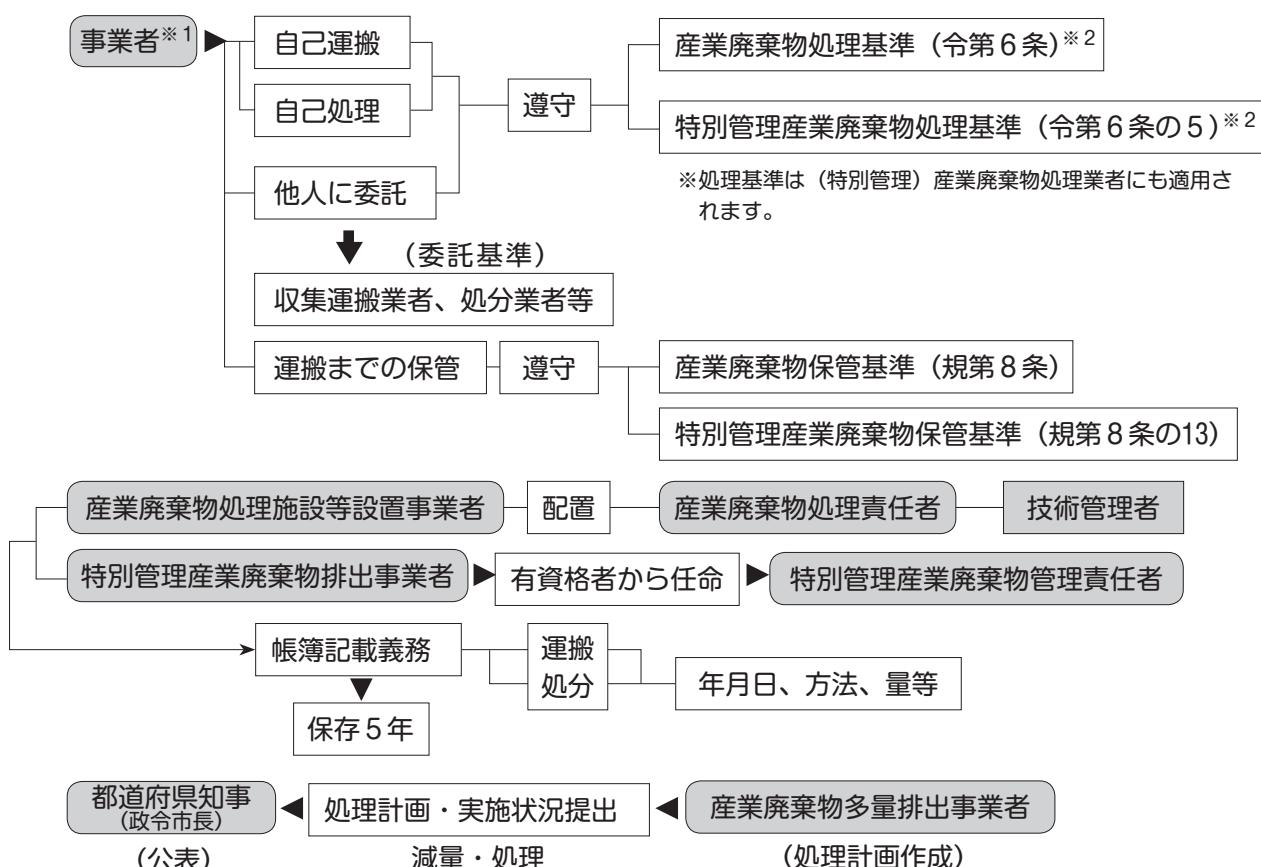
廃棄物の処理は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るために廃棄物処理法の定めにより適正に行わなければなりません。

廃棄物処理法では、事業系の廃棄物の事業者処理責任が規定されています。

事業者の責務（法第3条）

- ①事業者は事業活動から生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければなりません。
- ②廃棄物の再生利用等によりその減量に努めなければなりません。
- ③製造、加工、販売等の段階から、製品・容器等が廃棄物になった時のことを考え、処理が困難にならないようにしなければなりません。
- ④廃棄物の減量や適正処理のために国や地方公共団体の施策に協力しなければなりません。

事業者の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る処理 (法第12条、法第12条の2)



★ 県外産業廃棄物の搬入については、県条例により、県との間で事前協議をすることとされています。

※1 平成30年4月施行の改正廃棄物処理法により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例制度が設けられました。（詳細はP21～22）

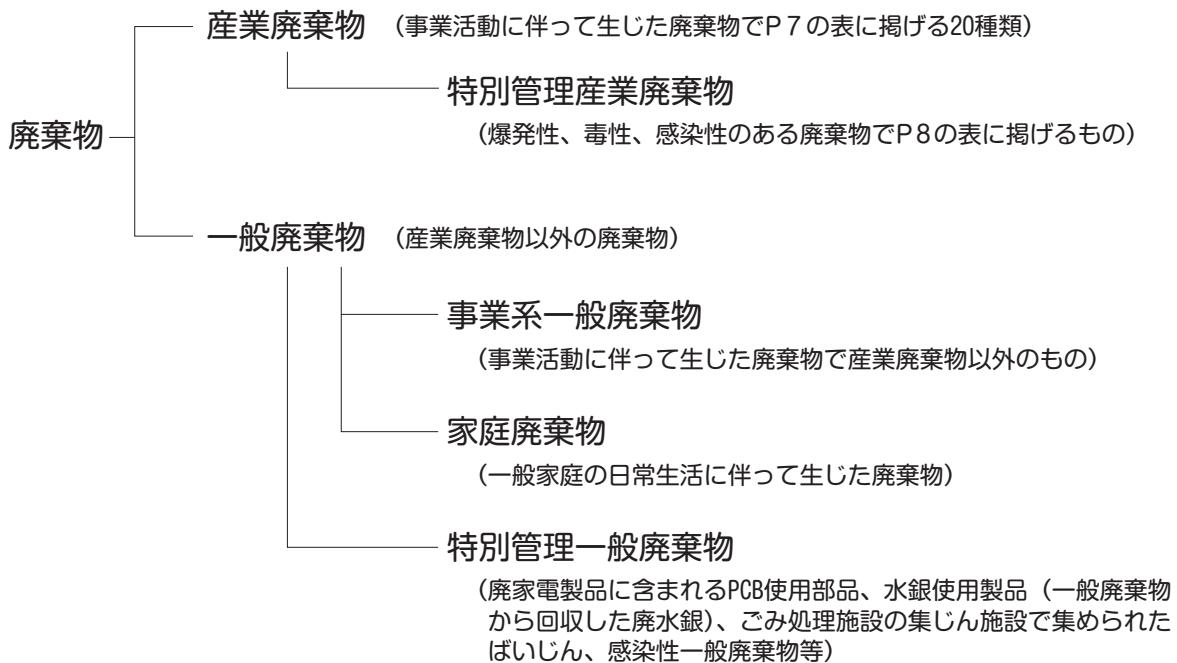
※2 処理基準は（特別管理）産業廃棄物処理業者にも適用されます。

④ 廃棄物とは

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却できないために不要になった物のことで、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」とに分けられます。

さらに、爆発性や毒性、感染性等を有するものは、それぞれ「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」に区分されます。（法第2条）

－廃棄物の分類－



なお、次のものは廃棄物処理法で対象としている廃棄物ではありません。

①港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの。

②漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの。

③土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの。

注

廃棄物かどうかは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断されます。したがって、例えばコンクリート破片を土地造成のために有効利用しようとしても、そのコンクリート破片が他人に有償売却できないような不要物である限り、土地造成は廃棄物の埋立処分とみなされ、廃棄物処理法に違反します。（この場合、再生したとしても有効利用するものが各種の基準を満たし、客観的に見て有価物であることが必要です。）

(1) 産業廃棄物の種類

	産業廃棄物の種類	代表例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭がら、灰かす、コークス灰、産業廃棄物の焼却残灰、炉清掃掃出物
	2 汚泥	製造工程で生じる泥状のもの、ビルピット汚泥、廃水処理後に残る泥状のもの 浄水場の沈殿池汚泥
	3 廃油	廃動植物油（飲食店）、廃鉱物性油（エンジンオイル）、廃潤滑油、廃切削油、 廃溶剤類、タールピッチ類
	4 廃酸	廃硫酸、廃硝酸、廃塩酸（水素イオン濃度指数（pH）2.0を超えるもの）
	5 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せつけん液（水素イオン濃度指数（pH）12.5未満のもの）
	6 廃プラスチック類	ポリ塩化ビニールくず、ポリエチレンくず、ポリスチレンくず、発泡スチロールくず、合成ゴムくず、合成繊維くず、廃タイヤ（合成ゴム系）
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	研磨くず、切削くず、缶類
	9 ガラスくず コンクリートくず及び陶磁器くず	ビン、レンガくず、ガラスくず、がいし、コンクリート製造工場の不良品
	10 鉱さい	高炉等の残さい、ノロ、ボタ、廃鑄物砂、不良鉱石
	11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートやアスファルトの破片その他これに類する不要物
	12 ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は汚泥、廃油等の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ・パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの ・新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）に係るもの ・出版業（印刷出版を行うものに限る。）に係るもの ・製本業、印刷物加工業に係るもの
	14 木くず	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ・木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの ・パルプ製造業に係るもの ・輸入木材の売業及び物品販賣業に係るもの ・貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。） <p>※ 貨物の流通のために使用したパレットに係る木くずの場合、事業活動に伴って生じたものは、業種にかかわらず、すべて産業廃棄物に該当する。</p>
	15 繊維くず	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ・繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係る天然繊維くず。
	16 動植物性残さ	食料品・飲料製造業、医薬品製造業又は香料製造業、飼料製造業において原料とし使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	<ul style="list-style-type: none"> ・と畜場においてとさつし、又は解体した獸畜に係る固形状の不要物 ・食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18 家畜ふん尿	畜産農業に係るものに限る。
	19 家畜の死体	畜産農業に係るものに限る。
	20 令第2条第13号廃棄物	上記1から19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであつて、上記の産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固化物等）

(2) 特別管理産業廃棄物

「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものをいいます。

なお、特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置く必要があります。(P46参照)

特別管理産業廃棄物の種類

廃油	事業活動に伴って排出される揮発油、灯油若しくは軽油のうち廃油であるもの又はこれらの油を使用することに伴って排出される廃油で、引火点70°C未満のもの
廃酸	水素イオン濃度指数(pH)が2.0以下の廃酸
廃アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)が12.5以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物	医療関係機関等から排出される使用済みの注射針など、感染性病原体が含まれ、若しくは付着しているおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃PCB、PCBを含む廃油
	PCBが塗布され又は染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ汚泥、木くず及び繊維くず、PCBが付着し又は封入された廃プラスチック類及び金属くず、PCBが付着した陶磁器くず及びがれき類
	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの
	・特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く。） ・水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	・建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及び除去工事に用いられたプラスチックシートなど ・大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿及び集じんフィルターなど
	・政令で定める施設において生じたもので判定基準に適合しないもの ・廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、燃え殻並びに特定施設を有する工場又は事業所において生じた汚泥、廃酸、廃アルカリ及びこれらの処理物で、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの（P70参照） ・ジクロロメタン等有機溶剤による洗浄施設又は蒸留施設を有する工場又は事業所から排出されるもので、ジクロロメタン等を一定濃度以上含むもの
	鉱さい及びその処理物
	判定基準に適合しないもの及び鉱さいを処分するために処理したもののうち、判定基準に適合しないもの
	・政令で定める施設において生じたトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン又は1,4-ジオキサンの廃溶剤（含有量の如何にかわらない） ・ジクロロメタン等有機溶剤による洗浄施設から排出されるもの

特別管理産業廃棄物の判定基準（規第1条の2）

	燃え殻・ばいじん・鉱さい		廃油（廃溶剤に限る）		汚泥・廃酸・廃アルカリ				
	燃え殻・ばいじん・鉱さい (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ） (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ以外） (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ） (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ以外） (mg/L)	汚泥 (mg/L)	廃酸・廃アルカリ (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ） (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ以外） (mg/L)
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと			検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
水銀	0.005	0.05	0.005			0.005	0.05	0.05	0.005
カドミウム	0.09	0.3	0.09			0.09	0.3	0.3	0.09
鉛	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
有機燐						1	1	1	1
六価クロム	1.5	5	1.5			1.5	5	5	1.5
砒素	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
シアノ						1	1	1	1
PCB			(廃油:0.5mg/kg)			0.003	0.03	0.03	0.003
トリクロロエチレン			1	0.1	0.1	1	1	1	0.1
テトラクロロエチレン			1	0.1	0.1	1	1	1	0.1
ジクロロメタン			2	0.2	0.2	2	2	2	0.2
四塩化炭素			0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.2	0.02
1,2-ジクロロエタン			0.4	0.04	0.04	0.4	0.4	0.4	0.04
1,1-ジクロロエチレン			10	1	1	10	10	10	1
シス-1,2-ジクロロエチレン			4	0.4	0.4	4	4	4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン			30	3	3	30	30	30	3
1,1,2-トリクロロエタン			0.6	0.06	0.06	0.6	0.6	0.6	0.06
1,3-ジクロロプロパン			0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.2	0.02
チウラム						0.06	0.6	0.6	0.06
シマジン						0.03	0.3	0.3	0.03
チオベンカルブ						0.2	2	2	0.2
ベンゼン			1	0.1	0.1	1	1	1	0.1
セレン又はその化合物	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
1,4-ジオキサン	0.5 ¹⁾	5 ¹⁾	0.5 ¹⁾	5	0.5	0.5	5	5	0.5
ダイオキシン類(単位はTEQ換算) ³⁾	3ng/g ²⁾	100pg/L ²⁾	3ng/g ²⁾			3ng/g	100pg/L	100pg/L	3ng/g

* 1) ばいじん及びその処理物に適用

2) 鉱さい及びその処理物は除外

3) H12.1.15において現に設置され、又は設置の工事がされていた廃棄物焼却炉については、セメント固化、薬剤処理又は酸抽出を行う場合は基準を適用しない。(平成15年3月3日環境省令第2号附則第2条)

(3) 特別管理産業廃棄物の有毒性等

① 引火性廃油

1) 引火性廃油の油種

廃油となる引火性油は主として洗浄に使われたガソリン、灯油、軽油と一部の有機溶剤である。

2) 火災、爆発

引火性廃油は可燃性で蒸気圧が高く、比較的低温においても多量の油蒸気が発生するので、蒸気が漏れた場合に、近くに着火源が存在すれば、火災、爆発等の重大な事故を誘発する。

3) 健康被害

廃有機溶剤の溶剤濃度は多くの場合50%を超えており、有機溶剤には毒性の強いものが多い。

ア 蒸気を吸入したとき：一般に短時間の興奮期を経て麻酔状態を起こす。作用のひどいものではめまい、吐気を催し失神するようなこともある。

イ 皮膚に接触したとき：多くの有機溶剤は皮膚からも吸収され、吸入の場合と似た症状を起こす。

ウ 目に入ったとき：一般的に粘膜を刺激する。程度が強くなるにつれ粘膜炎症から粘膜傷害までの症状が出る。

エ 主な有機溶剤の管理濃度は次のとおりである。(平成17年3月31日付け基発第0331017号)

アセトン500ppm、二硫化炭素1ppm、キシレン50ppm、メタノール200ppm、酢酸エチル200ppm、トルエン20ppm

② 強酸・強アルカリ

1) 強酸性薬品

ア 硫酸：濃厚な硫酸に接触すると重度の薬傷を起こし、目に入れば失明する。

イ 塩酸：皮膚、粘膜に付着すると炎症を起こす。硫酸と異なり、塩酸は容易にガス状又はミスト(霧状)になるので吸引しないよう注意する。

2) 強アルカリ性薬品

ア 水酸化ナトリウム：固体又は濃度の高い溶液に触れるとき局所が腐食し、潰瘍を形成する。目に入ったときは特に危険である。

イ 次亜塩素酸ナトリウム：皮膚に付着すると水酸化ナトリウムと同じ症状を引き起こす。

③ 感染性産業廃棄物

感染性病原菌は、病原菌を含む血液が、直接人の血液と接触して感染するものであり、汚染血液の輸血、汚染血液の付着した針、ガラス片等を皮膚に刺した時に感染し、人の血液中で増殖し発病に至る。傷口のある指で感染性廃棄物に触ると、傷口を通して感染する可能性もあり、傷口がない場合であっても、針、ガラス片等、鋭利な汚染物があればそれが突き刺さる危険性が大きい。

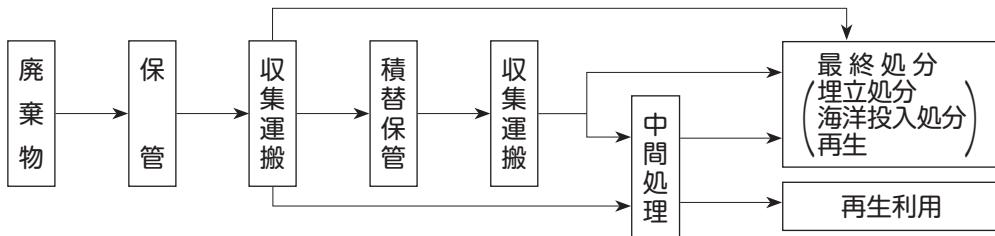
④ 特定有害産業廃棄物

物質名	危険性・有毒性
水銀	水銀蒸気を吸入すると、肺水腫を起こすことがある。中枢神経系に影響を与えることがある。また、皮膚からも吸収される。
無機水銀化合物	胃腸症状、発熱、中枢神経症状、紅斑性、丘疹性及び小水疱性皮疹、軽度貧血、視野狭窄
カドミウム又はその化合物	飲み込むと急性胃腸炎の症状をきたす。 粉じんやヒュームを吸入するとせき、胸痛、呼吸困難をきたし気管支炎、肺炎を起こすこともある。さらに頭痛、めまい、食欲不振、体重減少を伴う場合もある。2年以上の長期暴露の場合は慢性中毒が見られる。肺気腫、腎障害、骨変化、蛋白尿が見られる。
鉛又はその化合物	人間は、常時体内に鉛0.33mgを摂取しているが、一方、糞・尿中の排泄量もまた0.33mgで、そのバランスが保たれている。しかし、鉛の摂取量が増すと、骨組織に沈着し、さらに血液中に遊離して毒性を現す。 1日に0.5mg以上吸収すると、蓄積して毒性を表す。0.5g吸収すると致命的である。急性中毒の症状は、四肢の麻痺、疝痛が特徴で、顔面蒼白、嘔吐下痢、血便、頻脈、腎臓障害を起こし、1~2日で死亡する。慢性症状としては、疲労、頭痛、四肢の感覚障害、けいれん、排尿障害などを起こす。
有機燐化合物	有機リン剤の毒性は、化合物によって差があるが、特に毒性の強いものはTEPP、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNなどである。 皮膚につくと、皮膚炎を起こすものがある。 また、皮膚から吸収して毒性を示すものがある。 ミスト、粉末、液などを飲み下すと、吐き気、嘔吐、呼吸困難、けいれん、頻脈、めまい、昏睡から死に至る。
クロム又はその化合物	クロム及びクロム粉じんの吸入により、肺障害のおそれがある。可溶性クロム化合物は感作性皮膚炎を起こす。その他、目、消化器系に炎症を起こす。重クロム酸など六価クロムの害が強調され、金属としてのクロム、三価クロムについては有害性は少ないとされているが長期的には未知な面もあり、不純物、反応副生物による注意が必要である。
砒素又はその化合物	吸入した場合、鼻・のど、気管支等の粘膜を刺激し、頭痛、めまい、恶心、チアノーゼを起こすことがある。はなはだしい場合には血色素尿を排泄し、肺水腫を起こし、呼吸困難を起こす。 皮膚に触れた場合、しばらく後に、接触部位に湿疹、水疱、炎症または潰瘍を起こすことがある。目にに入った場合、粘膜を刺激して結膜炎を起こす。
シアノ化ナトリウム シアノ化カリウム	シアノ化水素と同様に猛毒で、粉じんを吸入し、または皮膚・粘膜につくと、中毒又は死亡する（飲み下した場合の致死量は、150~200mg）。酸又は炭酸ガスと接觸して発生するシアノ化水素ガスを吸入すると、脳中枢の麻痺により呼吸停止、けいれんを伴い直ちに死亡する。経皮吸収があり、汗で吸収が早まり、傷口があればその危険はさらに増す。
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	毒物や劇物に相当する強い急性毒性はないが、長期間の摂取により体内に蓄積する。 初期症状は、目やに、まぶたの膨張などがあり、慢性的影響として座瘡様の発疹（ニキビ）、肝臓の肥大や機能不全などがある。
トリクロロエチレン	目、鼻、のどを刺激し、皮膚に繰り返し触ると、皮膚炎を起こす。蒸気を吸収すると、頭痛、めまい、吐き気・下痢・肝臓障害を起こす。
テトラクロロエチレン	液体との繰り返し接觸により、皮膚が侵される。 高濃度の蒸気は、目、鼻、のどを刺激する。 高濃度の蒸気を吸入すると、麻酔作用があり、頭痛、めまい、恶心、意識喪失が起こる。肝臓、腎臓障害もある。 高温で空気に触れると熱分解し、一酸化炭素(CO)、ホスゲン(COCl ₂)などの有害ガスを生成するので注意を要する。 濃度と作用の例示
ジクロロメタン	クロロホルムに比べ毒性が少なく、比較的早くさめるので昔は麻酔剤として使用したものもあるが、皮膚、粘膜の刺激がややある。 肝臓障害は少ない。
四塩化炭素	吸入または皮膚呼吸により中毒作用を現し、肝臓、腎臓、心臓、肺、皮膚、消化器系、および神経系に障害を起こす。 高濃度の蒸気に暴露されると、頭痛、疲労、恶心、嘔吐、めまい、視力障害を起こし、体内吸収量が多い場合には、数時間ないし、2日くらい後に、肝臓・腎臓障害が現れる。 低濃度の蒸気の場合でも、くり返し暴露すると慢性中毒を起こす。蒸気や飛沫が目に入ると、炎症を起こす。

物質名	危険性・有毒性
1,2-ジクロロエタン	液が、皮膚や粘膜に繰り返し付着すると、皮膚障害・結膜炎などを招くおそれがある。
1,1-ジクロロエチレン	高濃度暴露では麻酔作用がある。 その他比較的低濃度（200～300ppm）で肝機能の変化、皮膚障害、レイノー様症状および骨端溶解などが起こる。
シス-1,2-ジクロロエチレン	目、鼻、皮膚、粘膜に強い刺激作用がある、蒸気を吸入すると一過性の麻酔が起こる。中枢神経障害、肝臓障害を起こす。皮膚からも吸収される。
1,1,1-トリクロロエタン	他の塩化炭化水素系溶剤に比べ毒性は比較的弱いが、高濃度の蒸気に暴露されると、麻酔性と粘膜刺激性が現れる。 肝臓・腎臓への障害作用がある、皮膚からも吸収される。
1,1,2-トリクロロエタン	急性暴露による中枢神経の抑制作用を示し、1,1,1-トリクロロエタンのそれより数倍強い。慢性暴露により、肝臓・腎臓消化器系および神経系に障害を起こす。
1,3-ジクロロプロパン	強い刺激剤であり、吸した場合は軽度の恶心、嘔吐、めまい、頭痛があり、重度は上気道の刺激灼熱感、肺水腫、チアノーゼ、四肢のけいれん等がある。 皮膚に接触した場合、灼熱感、水泡を生ずる。
チウラム	LD ₅₀ ：820mg/kg、マウスは1,800mg/kg、ウサギは210mg/kg。
シマジン	LD ₅₀ ：ラット、マウス、ウサギは5,000mg/kg以上。
チオベンカルブ	経口LD ₅₀ ：ラットは920mg/kg、マウスは1,100～1,400mg/kg
ベンゼン	臭気を感知できる濃度は50～100ppmとされており、十分な注意が必要。気中濃度が1,000ppmを超えるような暴露を受けると急性中毒を招く危険があり、20,000ppm以上では5～10分で死亡するおそれがある。急性中毒の場合は、麻酔症状が強く現れ最初に頭痛、めまいが起り、やがて眠気、運動失調、不規則脈、呼吸困難を招いて昏睡状態に至る。低濃度でも長時間暴露では、血液障害、肝臓障害をきたし、再生不良性貧血、白血病を起こす例もある。皮膚からも吸収される。
セレン又はその化合物	元素自体は、比較的刺激性がなく吸収されにくいか蒸気になると強毒性。セレンはヒ素と化学的および生理学的に類似しているので化合物はすべて毒性がある。目に入ると、結膜炎や角膜壊死を起こす。皮膚につくと、熱傷、湿疹とじん麻疹黄色化。爪、歯牙、毛髪の赤色化。吸入すると嗅覚欠如、鼻とのどの刺激症状、呼気のにんにく臭、気管支炎さらに肺炎、気管支ぜん息、消化器症状としては、金属味、恶心と嘔吐、腹痛、下痢、肝肥大。
1,4-ジオキサン	眼、鼻、咽頭に刺激性がみられ、さらに急性中毒として脳、肝臓、腎臓の障害がみられている。また、マウス、ラットに発がん性を示し、IARC（国際がん研究機関）では2B（ヒトに対して発がん性を示す可能性がある物質）に分類している。
ダイオキシン類	最も毒性が強いとされる2,3,7,8-TCDDについては、事故などの高濃度の暴露の際の知見から人に対する発がん性がある。ダイオキシン類自体が直接遺伝子に作用して発がんを引き起こすのではなく、他の発がん物質による発がん作用（がん化）を促進する作用（プロモーション作用）がある。 実験用動物（ねずみ等）においては、妊娠中に比較的多量のダイオキシン類を与える実験で、生まれた動物に口蓋裂、水腎症等の奇形を起こすことが認められ、甲状腺機能の低下、生殖器官の重量や精子形成の減少、免疫機能の低下を引き起こすことが報告されている。
廃石綿	急性傷害として、軽度の局所刺激や中程度の吸入傷害もあるが、通常は長年にわたり石綿粉じんを吸入することにより起こる慢性傷害、すなわち石綿肺を引き起こす。せき、たんなど気管支炎症状を伴い、呼吸困難、心悸亢進などを訴え、肺機能障害が認められる。石綿粉じんは肺内で蛋白質と結びついて黄褐色の連珠状の「石綿小体」を作るので、これがたんの中に見つかれば石綿粉じんを吸入した証拠になる。なお、石綿肺には肺がんや胸膜の中皮腫を合併することがある。特にクロシドライトはこの傾向が強いといわれる。

5 処理基準

廃棄物の発生から処分まで、各段階でそれぞれ処理基準が定められています。この基準を遵守し、適正な処理を行いましょう。(排出事業者の方もしくは処理業者にも適用されます。) (法第12条、第12条の2)



※以下、特に断りがないものは、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の両方に共通する基準です。

(1) 保管基準 (規第8条、規第8条の13)

廃棄物が運搬されるまでの間、次の基準に従い、生活環境保全上支障のないように廃棄物を保管しなければなりません。

- 保管場所の周囲に囲いが設けられていること。

保管する産業廃棄物の荷重が囲いに直接かかる場合には、その荷重に対して構造耐力上安全であること。

- 産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が、見やすいところに設けられていること(右図参照)。

- ・産業廃棄物の保管の場所である旨の表示
- ・保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)
- ・保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ・屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大積み上げ高さ
- ・掲示板の大きさは、縦60cm×横60cm以上

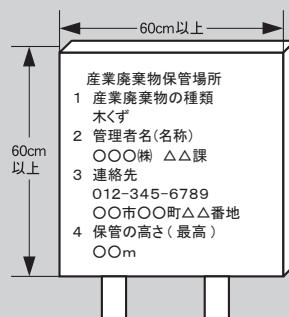
- 保管場所から産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭が生じないような措置を講ずること。

- ・産業廃棄物の保管に伴って汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染防止のために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、それらの設備の底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ・産業廃棄物を容器に入れずに屋外で保管する場合は、高さの制限(P13)を超えないようにすること。

- ・保管場所には、ねずみが生息したり、蚊、はえその他の害虫が発生したりしないようにすること。
- 石綿含有産業廃棄物にあっては、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。また、覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。

- 水銀使用製品産業廃棄物にあっては、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(掲示板の表示例)



注) 特別管理産業廃棄物を保管する場合は「産業廃棄物」の部分を「特別管理産業廃棄物」とすること

特別管理産業廃棄物の場合は、さらに次の措置を講ずることが定められています。

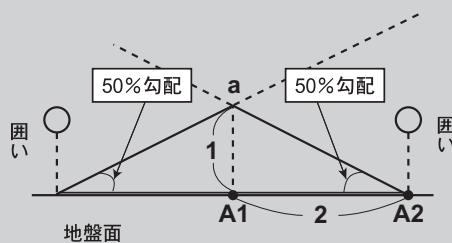
- 他の物と混合しないよう、仕切りを設ける等の措置(感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混在する場合で、それ以外の物が混入するおそれのない場合を除く)
- 廃油、P C B 汚染物又はP C B 処理物: 撥発・高温防止措置(容器に入れて密封する等)
- 廃酸又は廃アルカリ: 腐食防止措置(容器に入れて密封する等)
- P C B 汚染物(P C B が付着し、又は封入された廃蛍光ランプ用安定器等): 形状を変更しないこと
- P C B 汚染物又はP C B 処理物: 腐食防止措置(容器に入れて密封する等)
- 廃水銀等: 飛散・流出・撃発・高温・腐食防止措置(容器に入れて密封する等)
- 廃石綿等: 飛散防止措置(梱包する等)
- 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物: 腐敗防止措置(容器に入れて密封する等)

保管の高さ制限

屋外で容器に入れずに保管する場合、次の高さを超えて積み上げることはできません。

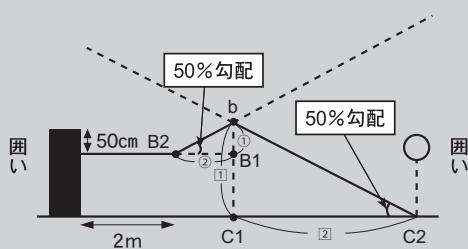
(1) 廃棄物が囲いに接しない場合

囲いの下端から勾配50%（約26.5度）



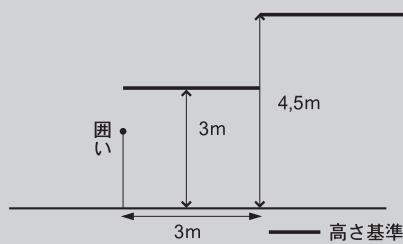
(2) 廃棄物が囲いに接する場合

- ・囲いの内側2mは、囲いの高さより50cm以下
- ・2m以上内側は、2m線から勾配50%以下



(3) 使用済自動車等を保管する場合

- ・囲いの内側3mは、高さ3m以下
- ・3m以上内側は、高さ4.5m以下



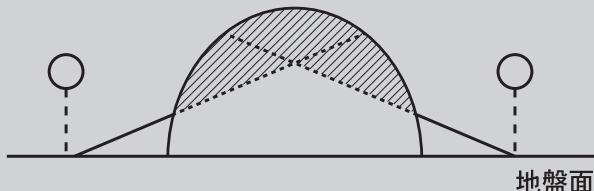
(4) 格納施設を利用して使用済自動車等を保管する場合

落下による危害のおそれのない高さ

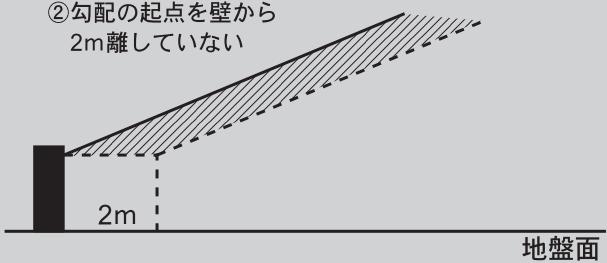
保管基準の違反例

下の図の斜線部分が違反

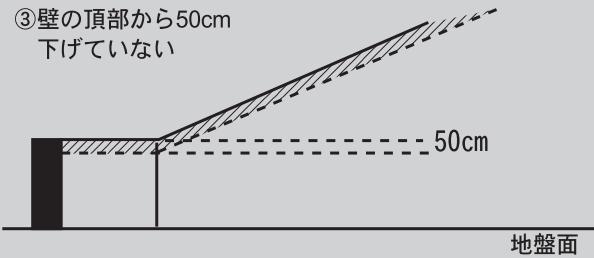
①50%勾配面を超えている



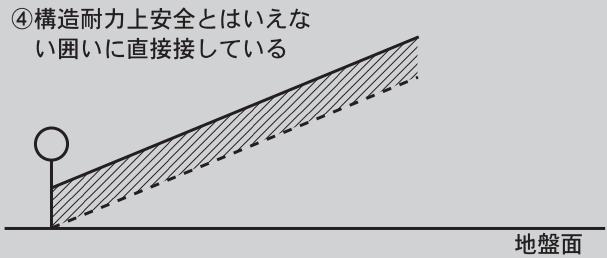
②勾配の起点を壁から2m離していない



③壁の頂部から50cm下げていない



④構造耐力上安全とはいえない囲いに直接接している



(2) 収集運搬の基準（令第6条第1項第1号、令第6条の5第1項第1号）

- 廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- 悪臭、騒音、振動によって生活環境保全上支障が生じないようにすること。
- 収集又は運搬のための施設を設置する場合は、生活環境保全上支障が生じないようにすること。
- 運搬車、運搬容器等は、廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭が生じないものであること。

(産業廃棄物収集運搬車に係る表示及び書面備え付け)

- 運搬車を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、次の事項を車体の両側面に見やすいように表示すること。（右図参照）

【許可業者の場合】

- ・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- ・許可業者の氏名又は名称
- ・統一許可番号（下6桁）

【自己運搬の場合】

- ・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- ・事業者の氏名又は名称

- 運搬車を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合は、当該運搬車に以下の書面を備え付けること。

【許可業者の場合】

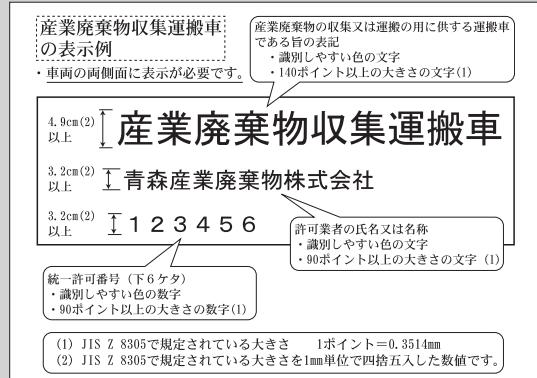
- ・産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- （電子マニフェストを使用している場合は、マニフェストに代えて電子マニフェスト使用証及び必要事項が記載された書類を携帯すること。）

（積替えを行う場合）

- 周囲に囲いが設けられ、積替え場所であることが表示されていること。
- 積替えの場所から廃棄物の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭が生じないようにすること。
- ねずみが生息したり、蚊・はえその他の害虫が発生しないようにすること。

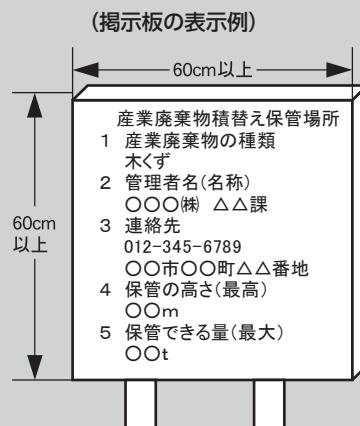
（保管を行う場合）

- 保管は、次の基準に適合する積替えを行う場合を除き、行わないこと。
 - ・あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
 - ・搬入された産業廃棄物の量が積替え場所において適切に保管できる量を超えないこと。
 - ・搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- 周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に積替えのための保管の場所であること等を表示した掲示板を設置した場所で行うこと。（右図参照）
- 保管する産業廃棄物の数量が1日当たりの平均的な搬出量の7日分を超えないこと。ただし、次の場合を除く。
 - ・船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合であって、船舶の積載量が積替えの保管上限を上回るとき
 - ・使用済自動車等を保管する場合
- その他の基準は、（1）保管基準（P12、13参照）に準ずること。



【自己運搬の場合】次の事項を記載した書面

- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類及び量
- ・産業廃棄物の積載日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先



注) 特別管理産業廃棄物の場合は「産業廃棄物」の部分を「特別管理産業廃棄物」とすること

特別管理産業廃棄物の場合は、さらに次の基準を遵守することが定められています。

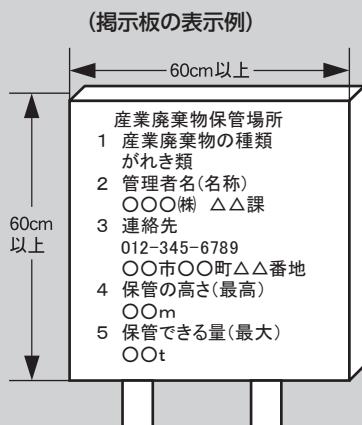
- 人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- 他の物と混合しないよう仕切りを設けるなど区分すること。（感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混在する場合で、それ以外の物が混入するおそれのない場合を除く。）
- その性状に応じて、容器に入れて密封するなど必要な措置を講ずること。
- 収集運搬の際には、特別管理産業廃棄物の種類、取扱いに関する注意事項を記載した文書を携帯すること。（運搬容器に表示されている場合を除く。）
- 積替え又は保管を行う場合、揮発防止の措置、高温にさらされないための措置、腐食防止及び腐敗防止等の措置を講ずること。
- 感染性産業廃棄物、廃P C B等、P C B汚染物、P C B処理物又は廃水銀等の場合は、必ず運搬容器（密閉できること、収納しやすいこと、損傷しにくいこと）に収納すること。

(3) 中間処理の基準

① 中間処理又は再生の基準（令第6条第1項第2号）

- 廃棄物が飛散、流出しないようすること。
- 悪臭、騒音、振動によって生活環境保全上支障が生じないようにすること。
- 処理施設を設置する場合は、生活環境保全上支障が生じないようにすること。
- 廃棄物を焼却するときは、環境省令に定める構造を有する焼却設備を用いて焼却すること。
(P70参照。野焼きは禁止されています。)
- 廃棄物を熱分解するときは、環境省令に定める構造を有する熱分解設備を用いて行うこと。
- 保管を行う場合には、次によること。
 - ▶周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に保管場所であること等を表示した掲示板を設置した場所で行うこと。（右図参照）
 - ▶廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管してはならないこと。
 - ▶保管する産業廃棄物の数量が、当該廃棄物の処理施設の※¹処理能力の14日分（基本数量）を超えないこと。（令第6条第1項第2号口(3)）

（※¹ 熱回収施設の場合の数量は21日分：令第7条の3第1号口(2)）



注) 特別管理産業廃棄物の場合は「産業廃棄物」の部分を「特別管理産業廃棄物」とすること

<保管できる量（保管上限）の例外等>

・船舶の積載量が基本数量を超える場合	→積載量 + 処理能力の7日分
・定期点検等の期間中に保管する場合	→処理能力 × 点検等の日数 + 処理能力の※ ² 7日分 (※ ² 熱回収施設の場合は14日分) (いずれも点検終了後60日以内に基本数量に復帰)
・建設業に係る産業廃棄物（木くず、コンクリートの破片、アスファルトの破片で、分別されたものの）の再生処理施設において、再生のために保管する場合	→木くず、コンクリートの破片は処理能力の28日分、アスファルトの破片は処理能力の70日分
・豪雪地帯指定区域内にある廃タイヤの処理施設において、11～3月の間廃タイヤを保管する場合	→処理能力の60日分
・使用済自動車等を保管する場合	→P13の保管の高さ制限を超えない数量
・認定を受けた熱回収施設において、熱回収のため保管する場合	→処理能力の21日分

▶その他の基準は（1）保管基準（P12、13参照）に準ずること。

○石綿含有産業廃棄物の処分又は再生を行う場合は、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくす方法により行うこと。

○水銀使用製品産業廃棄物の処分又は再生を行う場合は次によること。

- ・水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。
- ・水銀回収の必要となる水銀使用製品産業廃棄物については、ばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置をとった上で、水銀を分離する方法により、水銀を回収すること。

○特別管理産業廃棄物の場合は、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくすように次の方法により行うこと。

廃油	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却設備を用いて十分に焼却する方法 ・蒸留設備等を用いて再生し、再生に伴い生ずる廃棄物を特別管理産業廃棄物でなくする方法（引火点70℃以上）
廃アルカリ	<ul style="list-style-type: none"> ・中和設備を用いて十分に中和する方法 ・焼却設備を用いて十分に焼却する方法 ・イオン交換設備等を用いて再生し、再生に伴い生ずる廃棄物を特別管理産業廃棄物でなくする方法。（pH2.0を超えるpH12.5未満）
廃石綿等	<ul style="list-style-type: none"> ・溶融設備を用いて十分に溶融する方法
感染性産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却設備を用いて十分に焼却する方法（梱包された状態で投入すること） ・溶融設備を用いて十分に溶融する方法 ・滅菌設備を用いて滅菌する方法（事前に破碎し、時間や温度を調節すること） ・消毒する方法（事前に破碎し、薬剤の濃度・量及び加熱時間・温度を調節すること） <p>※直接従事する職員が感染症に罹患しないよう、衛生的に安全に作業を行うこと。</p>

②構造の基準（産業廃棄物処理施設共通基準）（規第12条）

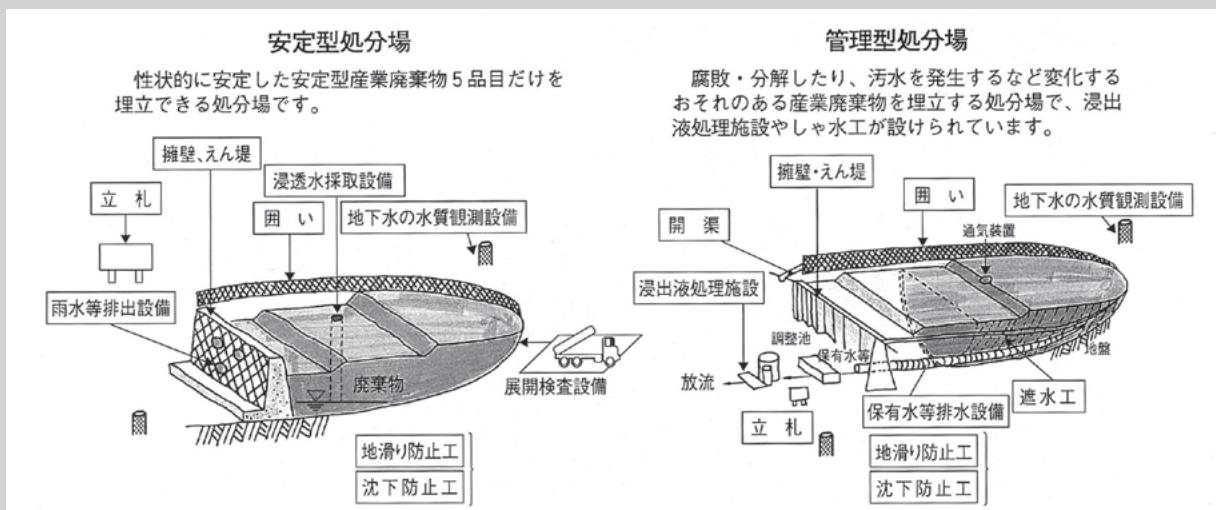
- 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
- 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
- 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
- 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。
- 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

③維持管理の基準（産業廃棄物処理施設共通基準）（規第12条の6）

- 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れ際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
 - 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。
 - 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
 - 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。
 - 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
 - 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。
 - 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なないように必要な措置を講ずること。
 - 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
 - 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。
- ※各産業廃棄物処理施設の個別基準については、廃棄物処理法施行規則第12条の2及び第12条の7の定めに従ってください。（P42～44参照）
- ※産業廃棄物処理施設以外の施設を用いて廃棄物を処理する場合は、以上の基準を参考にしてください。

（4）最終処分（埋立処分）の基準

①最終処分場の種類



※この他に、有害な燃え殻等、特別管理産業廃棄物等を埋立処分する「遮断型処分場」があります。

②最終処分場の構造・維持管理の基準

最終処分場の構造・維持管理基準について、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（最終処分基準省令）のほか、「青森県産業廃棄物最終処分場の構造に係る指針」及び「青森県産業廃棄物最終処分場の維持管理に係る指針」に従ってください。

③埋立処分の基準（令第6条第1項第3号）

(共通基準)

- 廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- 悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないようにすること。
- 周囲に囲いが設けられ、処分場所であるとの表示がされている場所で行うこと。
- ねずみが生息しないように、また、蚊・はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障が生じないようにすること。
- 埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な設備の設置（遮水工、保有水等集排水設備、浸出液処理設備（導水管に防凍対策を行ったもの）、開渠等）及び措置（放流水等の水質の維持、周縁地下水の水質確認等）を講ずること。（ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた産業廃棄物のみの埋立処分を除く。）
- 埋立処分を終了する場合は、生活環境の保全上支障が生じないよう土砂で覆うこと。

(産業廃棄物の種類別の埋立処分の基準)

種類	基準	処分するときの処分場の種類
燃え殻 ばいじん	大気中に飛散しないように水分を添加し、固型化し、梱包する等必要な措置を講ずること。 運搬車に付着したものが飛散しないように、洗浄する等必要な措置を講ずること。 埋立地の外に飛散し、流出しないように、表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。	管理型処分場
汚泥	焼却設備を用いて焼却するか、熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。又は含水率85%以下にすること。	管理型処分場
廃油 (タールピッチ類を除く。)	焼却設備を用いて焼却するか、熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。	管理型処分場
廃酸、廃アルカリ	埋立処分禁止	—
廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)	中空の状態でないように、かつ、最大径おおむね15cm以下に破碎、切断すること。又は溶融設備を用いて溶融加工すること。（焼却設備を用いて焼却すること、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。）	安定型処分場 (管理型処分場)
紙くず、木くず、纖維くず		管理型処分場
ゴムくず	最大径おおむね15cm以下に破碎し、若しくは切断すること。（又は焼却設備を用いて焼却すること、若しくは熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。）	安定型処分場 (管理型処分場)
金属くず がくす がれき類		安定型処分場 (管理型処分場)
鉱さい		管理型処分場
[腐敗物] 有機性汚泥 動物植物性残さ 動物系固形不要物 家畜ふん尿 家畜の死体	埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さは、おおむね3m（40%以上が腐敗物であるものはおおむね50cm）以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね50cm覆うこと。 (小規模埋立処分場を除く。) (熱しゃく減量15%以下に焼却したもの及びコンクリート固型化したものを除く。)	管理型処分場
石綿含有産業廃棄物	・一定の場所において、分散しないように行うこと。 ・表面を土砂で覆う等、飛散又は流出しないよう必要な措置を講ずること。 (溶融設備を用いて十分に溶融すること。)	管理型処分場 安定型処分場 (許可施設に限る)
廃石綿等	・大気中に飛散しないように、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じたのち、耐水性の材料で二重に梱包すること。 ・埋立処分は最終処分場のうち一定の場所において、廃石綿等が分散しないように行うこと。 ・埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。	管理型処分場 (許可施設に限る)

- 注) 1 感染性産業廃棄物をはじめ、特別管理産業廃棄物は中間処理等をしなければ、管理型処分場に埋立てできません。
- 2 燃え殻、ばいじん、汚泥、鉱さいについて、P18の判定基準に適合しなければ、管理型処分場に埋立てできません。
(中間処理した場合、有害金属等が溶出しないように処理しなければなりません。)

(管理型最終処分場への埋立処分に係る判定基準)

物 質 名	燃え殻 ばいじん 鉱さい (mg/L以下)	汚泥 (mg/L以下)	物 質 名	燃え殻 ばいじん 鉱さい (mg/L以下)	汚泥 (mg/L以下)
アルキル水銀化合物	不検出	不検出	1,2-ジクロロエタン	—	0.04
水銀又はその化合物	0.005	0.005	1,1-ジクロロエチレン	—	1
カドミウム又はその化合物	0.09	0.09	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4
鉛又はその化合物	0.3	0.3	1,1,1-トリクロロエタン	—	3
有機燐化合物	—	1	1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06
六価クロム化合物	1.5	1.5	1,3-ジクロロプロペン	—	0.02
砒素又はその化合物	0.3	0.3	チウラム	—	0.06
シアノ化合物	—	1	シマジン	—	0.03
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	—	0.003	チオベンカルブ	—	0.2
トリクロロエチレン	—	0.1	ベンゼン	—	0.1
テトラクロロエチレン	—	0.1	セレン又はその化合物	0.3	0.3
ジクロロメタン	—	0.2	1,4-ジオキサン	0.5※	0.5
四塩化炭素	—	0.02	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g※	3ng-TEQ/g

※ 鉛さいを除く。

金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準（昭和52年3月14日環境庁告示第5号）

基準 処分	共通基準	結合材の配合量	体 積 (cm ³)	最大寸法 最小寸法	最小寸法	一軸圧縮強度
			表面積 (cm ²)	最大寸法 最小寸法		
埋立処分	<input type="radio"/> 結合材は水硬性セメントとする <input type="radio"/> 廃棄物と結合材を均質に混ぜること	固型化物1m ³ に対し 150kg以上	1以上	2以下	5cm以上	0.98MPa 以上

(安定型産業廃棄物の埋立処分に当たっての留意事項)

- 安定型処分場には、安定型産業廃棄物（「廃プラスチック類」、「ゴムくず」、「金属くず」、「ガラスくず」、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「がれき類」の5品目）以外埋立処分しないこと。ただし、これらの品目に該当するものであっても、次に掲げるものは安定型処分場での埋立処分が禁止されています。
 - ・自動車等破碎物（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部）→「廃プラスチック類」、「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」からの除外
 - ・廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。）→「廃プラスチック類」、「金属くず」からの除外
 - ・廃プラウン管（側面部に限る。）→ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずからの除外
 - ・鉛蓄電池の電極 → 金属くずからの除外
 - ・鉛製の管又は板 → 金属くずからの除外
 - ・廃石膏ボード → ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずからの除外
 - ・廃容器包装（有害物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、処分までの間にこれらの物質が混入し、又は付着したことがないものを除く。）→「廃プラスチック類」、「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」からの除外
 - ・水銀使用製品産業廃棄物 → 「廃プラスチック類」、「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」からの除外
- 安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれのないように必要な措置（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物については、分別、選別等による混入、付着防止措置）を講ずること。
- 埋立地からの浸透水の水質が、最終処分基準省令別表第二の上欄の項目ごとに同表下欄の基準に適合していること、及び生物化学的酸素要求量（BOD）が20mg/L以下又は化学的酸素要求量（COD）が40mg/L以下であることを確認しなければなりません。
 - ・最終処分基準省令別表第二に掲げる項目の検査頻度 年1回以上
 - ・BOD又はCODの検査頻度 月1回以上

(5) 産業廃棄物の取扱い上の注意

① 保管容器と廃棄物の組合せ例

廃棄物	容器の種類	市販容器				廃棄物専用容器			
		ドラム缶	普通缶	複合缶(ペーミ缶)	プラスチックドラム	石油	フレキシブルコンテナ	大型コンテナ	感染性廃棄物容器
		オフクリート缶	オフクリート缶	オフクリート缶	オフクリート缶	オフクリート缶	オフクリート缶	オフクリート缶	オフクリート缶
		オフクリート缶	オフクリート缶	オフクリート缶	オフクリート缶	オフクリート缶	オフクリート缶	オフクリート缶	オフクリート缶
燃え殻	○					○		○	
汚泥	○					○		○	
廃油	○	○			○				
廃酸			○	○	○				
廃アルカリ			○	○	○				
廃プラスチック類	○					○	○	○	○
動植物性残さ	○					○	○	○	○
ゴムくず	○					○	○	○	○
金属くず	○					○	○	○	○
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○					○	○	○	○
鉛さい	○					○			
ダストト類	○					○		○	
感染性廃棄物									○

3) 重金属の溶出増加

難溶性態の重金属化合物も濃度の高い廃酸、廃アルカリとの接触により可溶性の化合物に変わるものもある。また、一般的に重金属類の溶出値はpHが低いほど増加し、また、pHが高くなりすぎると、溶出値が増大する。

③ 有毒ガスの発生事故

有毒ガスが発生する原因是、次の1)から2)のような場合に多い。

1) 化学物質が水以外のものと反応して有毒ガスが出る場合。

H₂S（硫化水素）、HCN（シアソ化水素）、CI₂（塩素）、NO₂（二酸化窒素）などは、化学物質同士の反応によって発生する。これまでに起こった事故事例のうち、原因化学物質を含む廃棄物は、両方とも液状（廃酸、廃アルカリ、又これと汚泥の混合物）であるか、その一方が液状である。特に一定の濃度以上の廃酸、廃アルカリを他の廃棄物に不用意に混合すると、爆発又は有毒ガスが発生し、思ぬ被害を起こすことがある。

廃酸を以下のア～カの廃棄物と混合すると、次のような危険が想定される。

- ア 硫化物を含む廃油アルカリ（農薬、医薬品、石油精製、ナフサ分解の工場から出るガス洗浄廃液、一部メッキ廃液）→硫化水素ガスが発生し、中毒、死亡を誘発。
- イ シアン廃液→シアン化水素ガスが発生し、中毒、死亡を誘発。
- ウ 金属粉（金属製品加工業等）→水素ガスが発生し、爆発を誘発し、これがタンクローリー内で起こるとローリーのタンクが破裂する。
- エ 廃酸（廃硫酸と廃硝酸、いずれも金属洗いで発生）→酸化窒素ガスが発生、刺激性と着色ガスのため、周辺に与える影響大。
- オ 苛性ソーダ廃液→廃液成分が薬品工場等のアンモニウム塩廃液の場合は刺激性の強いアンモニアガスが発生する。
- カ 次の廃棄物に混入すると発熱の結果、発火、火災、爆発、有毒ガス発生等状況に応じて種々の異なる現象が起こる可能性が強い。

- アミン含有廃油…廃溶剤、蒸留残渣、タンクボトム等
- カーバメート含有ダスト、ろ過残渣（汚泥）…農薬、化学肥料製造業者から排出され、主体は廃農薬
- ジチオカーバメート含有粉じん…主として農薬製造工場より排出される。
- 無機フッ化物を含む汚泥…種類は廃触媒と水処理汚泥で、プラスチック、化学繊維製造又は化学肥料工場等から排出される。
- イソシアネート廃油…ウレタン製造の廃棄物として排出される。
- 有機硫黄化合物含有油泥…塗料製造、石油精製工場などより排出される。
- 有機塩素化合物含有油泥、廃溶剤…合成染料、有機顔料、塩素化炭化水素の製造工場等よりろ過残渣、蒸留残渣、廃溶剤の形で排出される。
- 有機磷含有粉じん…農薬製造から主として排出。捕集粉じん、有効期限切れの返却農薬などが構成成分である。

② 腐食性の廃酸、廃アルカリ

1) 腐食

運搬その他で容器に衝撃、振動が加わる場合、腐食により強度が低下した部分が破損する。運搬途中でこれが起こると漏洩によりその地域社会に不安感を与え、場合によっては環境に甚大な被害を起こす結果となる。腐食被害は容器のみならず、人の皮膚においても起こる。

2) 廃酸、廃アルカリ漏出による事故

強酸性、あるいは強アルカリ性の薬品を皮膚に直接接触させたり、蒸気を吸った場合の人体への影響は、条件の違いにより様々である。事故の多くは、運搬中や保管・貯蔵の容器の腐食により発生している。

2) 化学物質が水と反応して有毒ガスを出す場合

事故例としては AlCl_3 (塩化アルミニウム)、 TiCl_3 (三塩化チタン) 等の禁水性物質、硫酸ピッチが原因物質として挙げられ、それぞれ HCl (塩化水素)、 SO_2 (二酸化硫黄) ガス等が発生する。

3) 対策

有毒ガス発生事故の原因となる廃棄物は、廃酸、廃アルカリが主で、時に汚泥もその原因となる。実質的には被害を与える程度のガス発生速度を有するものは、必ず液体が介在していることが必須条件である。従って、液体を処理する時は、製品安全データシート等により必ずその成分が分かっていなければならない。また、反応性の化学廃棄物を保管、収集運搬、貯留する時は、以下の点に気を付ける。

ア 異種の廃棄物を混合しない。

イ ある種の相互作用性化学廃棄物に使用した器具で、別の種の相互作用性化学廃棄物を扱う時には、その前に器具を洗浄する。

ウ 必要により防護マスクを着用する。

④ 爆発、火災の事故

1) 廃棄物が爆発、火災の原因となるのは以下のような場合である。

○可燃物が揮発気化して爆発混合ガスを作り、着火源の存在により着火爆発を起こす。

○異種の化学物質が反応し、その反応熱が着火源となって当該物質が燃える、又は周辺の可燃物に着火する。

○化学物質の相互作用によりガスが発生し、密閉容器内の内圧が上昇し容器が破裂する。

○化学物質が相互に反応し、ガスと熱を発生し、急速にその体積が膨張し爆発する。化学反応による発火は、固体又はスラッジ状可燃物と、主としてスラッジ状酸化性物質が、混合保管、あるいは混合貯留された時に起こっている。

爆発は、急激なガス発生によるものであるから、同じ物質の反応でも、密閉容器の場合は被害が大きくなる。原因廃棄物は、液状物、つまり廃酸、廃アルカリ、廃油に限られている。また、振動などによって反応が促進されるので、液状物をタンクローリーで運搬中が最も危険である。

2) 対策

- 爆発性の物、引火性の物、発火性の物については、火気その他、点火源となるおそれのあるものに接触あるいは接近させたり加熱しないこと。
- 根本的には当該化学反応物質の混合をしないようにする。

⑤ 混合すると爆発の危険性がある物質の組合せ (A+B) 例

物 質 A	物 質 B
アルカリ金属、粉末にしたアルミニウム又はマグネシウム、その他	四塩化炭素、その他の塩化炭素、二硫化炭素及びハロゲン、二酸化炭素、水
銅	アセチレン、過酸化水素
銀	アセチレン、シュウ酸、酒石酸、雷酸、アンモニウム化合物
水銀	アセチレン、シュウ酸、雷酸、アンモニア
塩素	アンモニア、アセチレン、ブタジエン、ブタン、メタン、プロパン、他の石油ガス、水素、ナトリウム、カーバイト、テレピン油、ベンゼン、微粉碎した金属
臭素	塩素と同じ
ヨウ素	アセチレン、アンモニア (溶液あるいは無水)、水素
フッ素	全ての化合物に対して反応性は著しく大である
二酸化塩素	アンモニア、メタン、ホスフィン、硫化水素
過塩素酸	無水酢酸、ビスマス及びその合金、アルコール、紙、木材
過マンガン酸カリウム	エタノールあるいはメタノール、氷酢酸、無水酢酸、ベンズアルデヒド、二硫化炭素、グリセリン、エチレン glycol、酢酸エチル、酢酸メチル、フルフラル
過酸化水素	銅、クロム、鉄、金属あるいはそれらの塩、アルコール、アセトン、有機物、アニリン、可燃材料、引火性液体、二トロメタン
アンモニア (無水)	水銀、塩素、次亜塩素酸カルシウム、ヨウ素、臭素、無水フッ化水素酸、銀化合物
クロム酸	酢酸、ナフタリン、カンファ、グリセリン、テレピン油、アルコール類、酸化性物質
無水フッ化水素酸	アンモニア (含水、あるいは無水)
硝酸 (濃)	酢酸、アニリン、クロム酸、シアノ酸、硫化水素、引火性液体、引火性ガス
硫酸	塩素酸カリウム、過塩素酸カリウム、過マンガン酸カリウム、ナトリウム・リチウム等の軽金属過マンガン酸塩
炭化水素 (ブタン、プロパン、ベンゼン、ガソリン、テレピン油等)	フッ素、臭素、クロム酸、過酸化ナトリウム
アセチレン	塩素、臭素、銅、フッ素、銀、水銀
アニリン	硝酸、過酸化水素
シュウ酸	銀、水銀
クメンヒドロバーオキシド	酸類 (有機あるいは無機)
引火性液体	硝酸アンモニウム、クロム酸、過酸化水素、硝酸、過酸化ナトリウム、ハロゲン

⑥二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例

(1) 概 要

【内容】

「二以上の事業者による一体的処理の特例」とは、二以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。以下同じ。）を一体として実施しようとする場合には、当該二以上の事業者は、共同して、次の基準のいずれにも適合していることについて、処理に係る区域を管轄する都道府県知事の認定を受けることを可能とするものです。

なお、認定可能な対象範囲は、親法人と子法人の関係にある者に限られ、親法人と孫法人が産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施しようとする場合であっても、当該事業者については、特例を受けることはできません。

また、認定の対象は、二以上の事業者のうち、いずれかの事業者が、収集、運搬又は処分のいずれかを行う場合に限られており、保管のみを行う場合など、収集、運搬又は処分のいずれも行わない場合は、認定の対象とはなりません。

【効果】

認定を受けると、認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）のうち、一の事業者の事業活動に伴つて生ずる産業廃棄物に係る排出事業者責任の規定が他の事業者にも適用され、当該他の事業者も当該産業廃棄物の排出事業者とみなされることとなります。

このことにより、当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を産業廃棄物処理業の許可を要しない自ら処理として扱うことが可能となります。

また、例えば、当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を認定事業者以外の者に委託する場合には、実際に排出した事業者のみならず、認定事業者のうち他の事業者も排出事業者とみなされることから、認定事業者全員で、委託基準の遵守、産業廃棄物管理票の交付等が必要になります。なお、この場合において、認定事業者の中に必要な手続をとらない者がいた場合には、罰則等の対象となることがありますので、注意が必要です。

【基準】

都道府県知事の認定に係る基準は、「二以上の事業者の一体的な経営の基準」と「収集、運搬又は処分を行う事業者の基準」があり、その概要は、以下のとおりです。

なお、

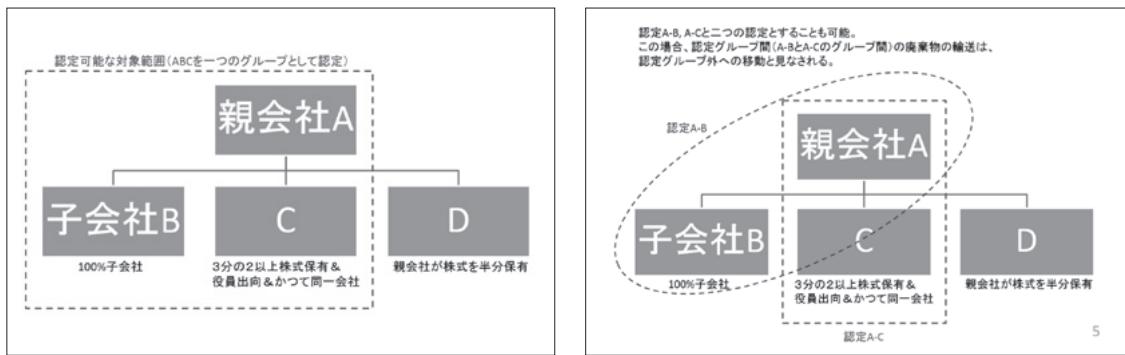
ア 二以上の事業者の一体的な経営の基準（規第8条の38の2）

二以上の事業者のいずれか一の事業者（親法人）が当該二以上の事業者のうち他の事業者（子法人）の全てについて、次のいずれかに該当することが必要です。

- ① 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有している。
- ② 次のいずれにも該当する。
 - ・当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式、出資口数又は出資価額の3分の2以上を保有していること。
 - ・当該二以上の事業者のうち他の事業者に対し、業務を執行する役員を出向させていること。
 - ・当該二以上の事業者のうち他の事業者は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物の適正処理を行ってきたこと。

イ 収集、運搬又は処分を行う事業者の基準（規第8条の38の3）

- ・認定グループ内の産廃処理について計画を有しており、処理を担う者の役割・責任の範囲が明確であること。
- ・認定グループ外の廃棄物の処理も行う場合は、それぞれ区分して行うこと。
- ・認定グループ外の者に当該産業廃棄物の処理を委託する場合は、共同して、委託を行うとともに、マニフェストを交付すること。（※委託基準違反、マニフェスト虚偽記載などの罰則の可能性）
- ・知識及び技能を有すること。
- ・経理的基礎を有すること。
- ・欠格要件等に該当しないこと。
- ・基準に適合する施設を有すること。
- ・その他環境大臣が定める基準に適合していること。



(2) 申請先、申請方法（規第8条の38の4）

申請に係る産業廃棄物の積卸しを行う区域、処分施設が存在する区域を管轄する環境管理部（積卸しを行う区域又は処分施設が存在する区域が青森市内である場合は青森市廃棄物対策課、八戸市内である場合は八戸市環境保全課）

※申請は、二以上の事業者が共同して行う必要があります。

※当該区域が二以上の都道府県にまたがる場合は、それぞれの都道府県への申請が必要となります。

(3) 申請書、添付書類（規第8条の38の5）

- 申請書には、事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名、議決権保有割合に関する事項、実施体制に関する事項に加え、当該申請に係る産業廃棄物の種類、処理の範囲及び処理を行う区域等を記載する必要があります。
- 申請書には、当該申請に係る事業概要、一連の処理の行程、施設に関する事項等を記載した事業計画を添付し、合わせて、定款又は寄付行為及び登記事項証明書等（子会社の株主名簿、かつて同一の事業者であったことを証明できる登記書類）、役員の氏名及び住所（※親会社からの出向者を明記）、各種基準に適合することを示す書類等を添付してください。

(4) 認定の変更の申請（規第8条の38の6）

認定事業者が当該認定に係る事項の変更をしようとするときは、共同して、県知事（青森市の認定を受けた場合は青森市長、八戸市の認定を受けた場合は八戸市長）に申請し、変更の認定を受けなければなりません。

【変更の認定が必要な事項】

- 議決権保有割合に関する事項に係る変更（一体的な経営の基準を満たさなくなる場合に限る。）
- 一体的処理の実施体制に関する事項（役員の派遣状況に係る変更にあっては、一体的な経営の基準を満たさなくなる場合に限る。）
- 当該申請に係る処理を行う産業廃棄物の種類
- 当該申請に係る処理の範囲
- 当該申請に係る産業廃棄物の処理を行う区域 等

(5) 変更の届出、廃止の届出（法第12条の7、規第8条の38の7、規第8条の38の8、規第8条の38の10）

認定事業者が上記に該当しない軽微な変更をしたときは、共同して、変更の日から10日以内に、県知事（青森市の認定を受けた場合は青森市長、八戸市の認定を受けた場合は八戸市長）に届け出なければなりません。

また、認定事業者が認定に係る処理の全部又は一部を廃止したときは、共同して、廃止の日から10日以内に、当該廃止に係る区域を管轄する県知事（青森市の認定を受けた場合は青森市長、八戸市の認定を受けた場合は八戸市長）に届け出なければなりません。

(6) 帳簿（令第6条の4）

認定事業者は、帳簿を備え付け、次の事項を記載しなければなりません。

- 収集・運搬を行う場合にあっては、当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地、収集又は運搬年月日、運搬方法及び運搬先ごとの運搬量、積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量等
- 処分を行う場合にあっては、当該産業廃棄物の処分を行つた事業場の名称及び所在地、処分年月日、処分方法ごとの処分量、処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量等

(7) 報告（規第8条の38の11）

認定事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間ににおける当該認定に係る産業廃棄物の処理に関し、報告書を県知事（青森市の認定を受けた場合は青森市長、八戸市の認定を受けた場合は八戸市長）に提出しなければなりません。

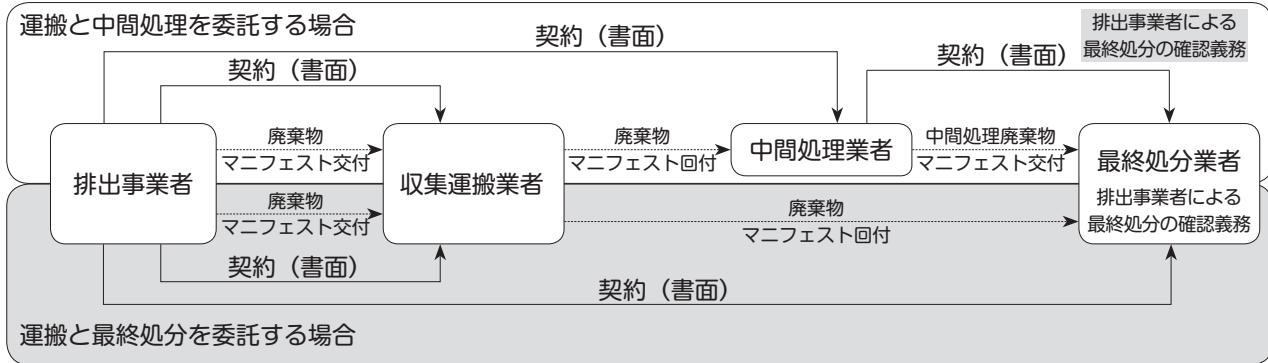
7 産業廃棄物の処理委託

排出事業者が産業廃棄物の処理（収集運搬又は処分）を他人に委託するときは、次の委託基準に従って、許可を持っている処理業者へ適正に委託しなければなりません。

また、産業廃棄物の処理を委託する場合には、委託した産業廃棄物の処理状況に関する確認を行い、発生から最終処分までの処理が適正に行われるため必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

なお、産業廃棄物の中間処理を委託する場合は、中間処理後の産業廃棄物が最終処分（再生）されたことを確認しなければなりません。

委託の流れ



(1) 委託の基準 (令第6条の2、令第6条の6)

委託基準

- (1) 委託しようとする内容がその事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類、積替え又は保管の有無、処分又は再生の方法）に含まれている者に委託すること。→許可証により確認のこと。（青森市及び八戸市を除く青森県内の「産業廃棄物処理業者」は、青森県庁ホームページ「環境保全ページ」に掲載しています。）(<http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/hozenka.html>)
また、現地確認により施設（埋立の場合は残余容量）を確認するよう努めること。
 - ①産業廃棄物の収集運搬 → 産業廃棄物収集運搬業許可業者
 - ② " の処分 → " 処分業許可業者
 - ③特別管理産業廃棄物の収集運搬 → 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可業者
 - ④ " の処分 → " 処分業許可業者
- (2) 委託契約は次の必要事項を満たした書面により行い、許可証等の写しを添付すること。
(収集運搬業者、処分業者の各々と二者契約によること。ただし、双方の許可を持っている業者に収集運搬と処分の両方を委託する場合はこの限りでない。)
なお、委託契約書は契約期間が終了した日から5年間保存すること。
 - ①委託する産業廃棄物の種類及び数量
 - ②産業廃棄物の運搬の委託
 - ア 運搬の最終目的地の所在地
 - イ 積替え又は保管を行うときは、その場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限
 - ウ 安定型産業廃棄物の積替え又は保管を行うときは、他の廃棄物との混合することの許否
 - ③産業廃棄物の処分又は再生の委託（中間処理産業廃棄物が発生する場合は、最終処分について同様に記載すること。）
 - ア その処分又は再生の場所の所在地
 - イ その処分又は再生の方法
 - ウ その処分又は再生に係る施設の処理能力
 - ④委託契約の有効期間
 - ⑤契約金額（適正な委託金額）
 - ⑥受託者である産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の事業の範囲
 - ⑦受託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報の提供に関する事項
 - ア 性状及び荷姿
 - イ 腐敗、揮発等の性状の変化
 - ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
 - エ 廃パソコン、廃テレビ等の廃棄物にJIS C 0950号に規定する含有マークが付されていれば、その含有マークの表示
 - オ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれている場合はその旨
 - カ その他取り扱い上の注意
 - ⑧委託契約の有効期間中に⑦の情報に変更があった場合の情報の伝達方法に関する事項
 - ⑨業務終了時の報告に関する事項
 - ⑩委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取り扱いに関する事項

再委託基準（令第6条の12、令第6条の15）

- (1) 産業廃棄物処理業者が受託した廃棄物の処理を再委託しようとする場合には、再委託先の氏名又は名称等及び再委託の内容が事業の範囲に含まれていることを確認し、書面によりあらかじめ排出事業者の承諾を受けること。（承諾書は5年間保管のこと）
再委託承諾書の記載事項：①委託した産業廃棄物の種類及び数量（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨）②受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号③承諾の年月日④再受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号
- (2) 再受託者に産業廃棄物を引き渡す際には、前述の委託契約書の必要事項を記載した文書も交付すること。
- (3) その他は委託基準の例によること。

※ 再委託は1回限り認められており、再々委託はできません。再委託は不適正処理される場合が多いため、やむを得ない場合以外は行わないようにしましょう。

なお、特別管理産業廃棄物の委託（再委託）の場合には、さらに受託者（再受託者）に対して、あらかじめその種類、数量、性状、荷姿及び取り扱う際の注意事項について文書で通知しなければなりません。

委託するときの注意事項（規第8条の4の2第6号）

- (1) 産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）処理委託契約で提示する項目（例）
- ① 産業廃棄物の性状
(例：液状、粘液状、水アメ状、液状残さ固着、スラリー状、泥状、粉粒状、塊状、固化状、成形品、その他)
 - ② 産業廃棄物の荷姿
(例：ドラム缶、金属缶、プラスチック容器、ガラス容器、紙容器、タンクその他)
 - ③ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等産業廃棄物の性状の変化
(例：引火性、自然発火、爆発性、揮発性、毒性、腐食性、悪臭、刺激性、重合・反応性、感染性、その他)
 - ④ 関連法規（毒物及び劇物取締法、消防法）
 - ⑤ 参考資料（サンプルの有無、写真、分析成績表、産業廃棄物の種類毎の明細表）
 - ⑥ 容量等（容器の容量、容器の状態、空容器の処理方法）
 - ⑦ 収集運搬（収集運搬方法、車種、積載量）
 - ⑧ 要望事項
- (2) 廃棄物データシートの項目
- ① 排出事業者
 - ② 廃棄物の名称
 - ③ 廃棄物の組成・成分情報
 - ④ 廃棄物の種類
 - ⑤ 特定有害廃棄物
 - ⑥ P R T R 対象物質
 - ⑦ 水道水源における消毒副生成物・前駆物質
 - ⑧ その他含有物質
 - ⑨ 有害特性
 - ⑩ 廃棄物の物理的性状・化学的性状
 - ⑪ 品質安定性
 - ⑫ 関連法規
 - ⑬ 荷姿
 - ⑭ 排出頻度・数量
 - ⑮ 特別注意事項
 - ⑯ その他の情報
- (3) 容器貼付ラベル（例）
- 産業廃棄物を判別するために、右のようなラベルを作成することが考えられます。

産業廃棄物	
排出事業者	
廃棄物名	
管理番号	
受渡予定日	年 月 日
数量	個口、
取扱い 注意事項	
処分業者	
連絡先	

委託するときはマニフェストを使用 (法第12条の3、第12条の5)

産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合、産業廃棄物の引渡しと同時に、産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごと、運搬車輌ごとにマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付することが義務付けられています。

マニフェストは産業廃棄物の引き渡しの際に排出事業者が処理業者に渡す複写式の伝票のことで、事業者がその処理を委託した産業廃棄物の流れを自ら把握することができるようになります。また、処理業者に産業廃棄物の性状等についての情報を正確に伝えることにより産業廃棄物の処理過程での事故の防止や適正な処理が図られます。

(中間処理産業廃棄物についても、最終処分されたことをマニフェストにより確認することが義務付けられています。)

また、電子マニフェストの制度があります。電子マニフェストは、事務の効率化や記載漏れ防止等による法令の遵守等に役立ちます。電子マニフェストを利用したい場合は、J W N E T（公益財団法人産業廃棄物処理振興センター）ホームページ (<http://www.jwnet.or.jp/>) を参照してください。

委託後は (法第12条の3、第12条の5)

1 処理の確認

契約書どおり処理が行われたかを確認しましょう。マニフェストの写しの送付は運搬又は処分が終了した日から10日以内です。（電子マニフェストの場合は、3日（土日祝、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31までの日を除く。）以内に情報処理センターに報告が必要です。）

2 記録保存

委託・処理状況について記録を整理しマニフェストを5年間保存しなければなりません。

3 知事等への報告等

(1) 措置内容等報告

マニフェスト交付者は、次の場合には、速やかに委託した産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに30日以内に県（青森市内の交付者は青森市、八戸市内の交付者は八戸市）に報告する必要があります。

- ① マニフェスト交付の日から90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日）以内に運搬又は処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けないとき。
- ② マニフェストの交付の日から180日以内に中間処理後の産業廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けないとき。
- ③ 必要事項が記載されていないマニフェストの写し又は虚偽の記載のあるマニフェストの写しの送付を受けたとき。
- ④ 産業廃棄物処理業者から、委託を受けている産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある旨の通知を受けた場合であって、当該業者からマニフェストの写しの送付又は情報処理センターからの通知を受けないとき。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告

事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）で、マニフェストを交付した者は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、1年間（前年度の4月1日から3月31日まで）のマニフェストの交付状況を当該年度の6月30日までに県（青森市内の事業場に関するものは青森市、八戸市内の事業場に関するものは八戸市）に報告しなければなりません。

なお、電子マニフェストを使用している場合は、報告の必要がありません。

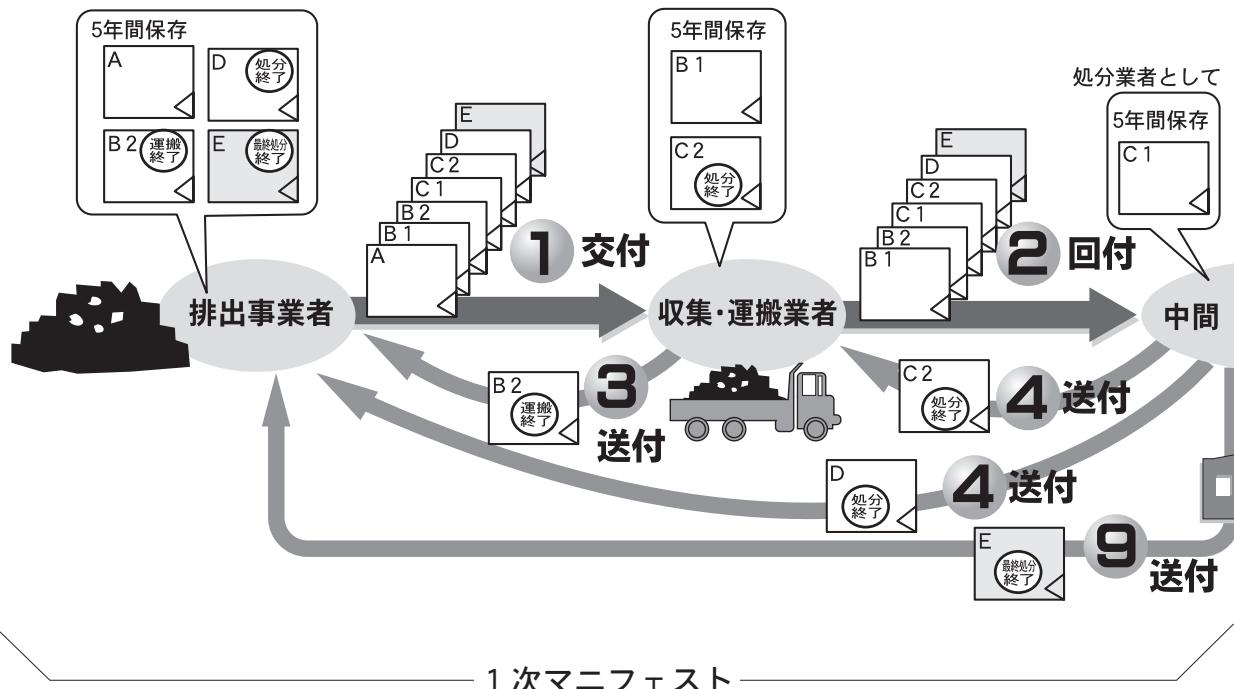
4 罰則等

委託基準やマニフェストに係る義務に違反したり、マニフェスト交付者が講ずべき必要な措置（3. (1) 措置内容等報告）を講じなかった場合には排出事業者に対し措置命令が発出されることがあります。

また、上記違反等については法律による罰則が規定されています。（P51参照）

(2) マニフェストシステム（法第12条の3）

①紙マニフェストの流れ



(1) 1次マニフェストの流れ

① マニフェスト交付時（排出事業者から収集運搬業者への廃棄物引渡し時）

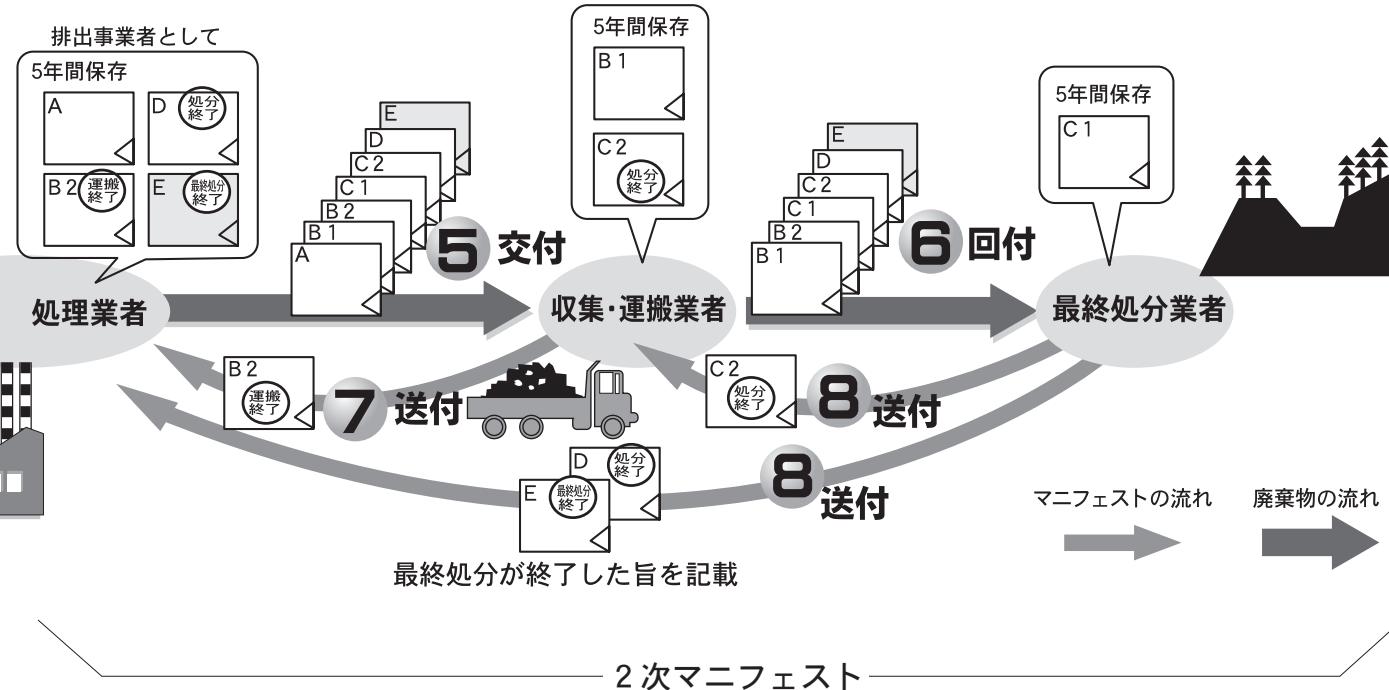
- 排出事業者は、7枚複写のマニフェスト（A、B1、B2、C1、C2、D、E票）に必要事項を記載し、収集運搬業者に、廃棄物とマニフェストを提示する。
- 収集運搬業者は、廃棄物とマニフェストの記載内容が一致していることを確認した後、マニフェストの「運搬の受託」の欄に受託者の氏名又は名称及び運搬担当者の氏名を記入し、押印する。
- 排出事業者は、廃棄物及びマニフェストB1票以下6枚を収集運搬業者に引渡すとともに、マニフェストA票を控えとして保存する。
※ 収集運搬を再委託した場合、「運搬受託者」の欄には再委託した収集運搬業者の名称等を記載する。この場合、「備考・通信欄」には当初委託した収集運搬の名称等を記載する。
- ※ 収集運搬業者は、マニフェストの交付を受けない場合、廃棄物の引渡しを受けてはならない。

② 運搬終了時（収集運搬業者から中間処理業者への廃棄物引渡し時）

- 収集運搬業者は、中間処理業者に廃棄物とマニフェストを提示する。
- 中間処理業者が、廃棄物とマニフェストの記載内容が一致していることを確認した後、収集運搬業者は「運搬終了年月日」の欄にその年月日を記入し、中間処理業者は「処分の受託」の欄に受託者の氏名又は名称を記入し押印する。（平成17年9月30日付け環廃対発第05093004号、環廃産発第05093005号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）
- 収集運搬業者は、廃棄物及びマニフェストC1票以下4枚を中間処理業者に引渡すとともに、マニフェストB1票を控えとして保存、マニフェストB2票を運搬終了後10日以内に排出事業者に送付する。
- 排出事業者は、控えのA票と、送付されたB2票を照合・確認し、A票に必要事項を記入する。
※ 処分を再委託した場合、①の収集運搬を再委託した場合に準じて記載する。
- ※ 収集運搬業者は、交付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。
- ※ 中間処理業者は、マニフェストの交付を受けない場合、廃棄物の引渡しを受けてはならない。

③ 中間処理終了時

- 中間処理業者は、処分を終了したときはマニフェストの「処分終了年月日」の欄にその日を記入する。
- 中間処理業者は、処分終了後10日以内に、マニフェストC2票を収集運搬業者に、D票を排出事業者に送付するとともに、C1票を控えとして保存する。
- 収集運搬業者は、控えのB1票と、送付されたC2票を照合・確認し、B1票に必要事項を記入する。
- 排出事業者は、控えのA票と、送付されたD票を照合・確認し、A票に必要事項を記入する。
※ 中間処理業者は、マニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。



(2) 2次マニフェストの流れ

- ④ マニフェスト交付時（中間処理業者から収集運搬業者への廃棄物引渡し時）
中間処理業者が処分委託者（排出事業者の立場）として、2次マニフェストを交付する（運用は左記①の①に同じ）。

 - ※ 廃棄物を引渡すまでに、交付した2次マニフェストごとの交付年月日、交付番号及び2次マニフェストごとの1次マニフェストの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を帳簿に記載する。
 - ※ 収集運搬業者はマニフェストの交付を受けない場合、廃棄物の引渡しを受けてはならない。

⑤ 運搬終了時（収集運搬業者から最終処分業者への廃棄物引渡し時）

 - ・収集運搬業者は、最終処分業者に廃棄物とマニフェストを提示する。
 - ・最終処分業者が、廃棄物とマニフェストの記載内容が一致していることを確認した後、収集運搬業者は「運搬終了年月日」の欄にその年月日を記入し、最終処分業者は「処分の受託」の欄に受託者の氏名又は名称を記入し押印する。
 - ・収集運搬業者は、廃棄物及びマニフェストC 1票以下4枚を最終処分業者に引渡すとともに、マニフェストB 1票を控えとして保存、マニフェストB 2票を運搬終了後10日以内に中間処理業者に送付する。
 - ・中間処理業者は、控えのA票と、送付されたB 2票を照合・確認し、A票に必要事項を記入する。
 - ※ 収集運搬業者は、交付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。
 - ※ 最終処分業者は、マニフェストの交付を受けない場合、廃棄物の引渡しを受けてはならない。

⑥ 最終処分終了時

 - ・最終処分業者は、処分を終了したときはマニフェストの「処分終了年月日」及び「最終処分終了年月日」の欄にその日をまた、「最終処分を行った場所」の欄に名称等をそれぞれ記入する。
 - ・最終処分業者は、処分終了後10日以内に、マニフェストC 2票を収集運搬業者に、D票を中間処理業者に送付するとともに、C 1票を控えとして保存する。
 - ・収集運搬業者は、控えのB 1票と、送付されたC 2票を照合・確認し、B 1票に必要事項を記入する。
 - ・中間処理業者は、控えのA票と、送付されたD票を照合確認し、A票に必要事項を記入する。
 - ※ 最終処分業者は、マニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。

⑦ 最終処分終了確認時

 - ・中間処理業者は、委託したすべての廃棄物の最終処分が終了した報告（2次マニフェストのE票）を受けたときは、最終処分が適正に終了したことを確認の上、1次マニフェストのC 1、E票に最終処分を行った場所の所在地・名称、最終処分終了日を記入するとともに、2次マニフェストのE票受領から10日以内に、1次マニフェストのE票を排出事業者に送付する。
 - ・排出事業者は、控えのA票と、送付されたE票を照合・確認し、A票に必要事項を記入する。

②紙マニフェストの記入のしかた

1 化学系特別管理産業廃棄物の場合

1次・直行用マニフェスト（7枚複写）

2 中間処理業者が排出者になる場合（帳簿記載のとおり）2次・直行用マニフェスト（7枚複写）

3 建設系廃棄物の場合

1次・直行用マニフェスト（7枚複写）

マニフェスト交付番号は10桁で
あらかじめ印刷しております。

チェックディジットは、コンピュータへの
キー入力等におけるエラー検出に利用します。

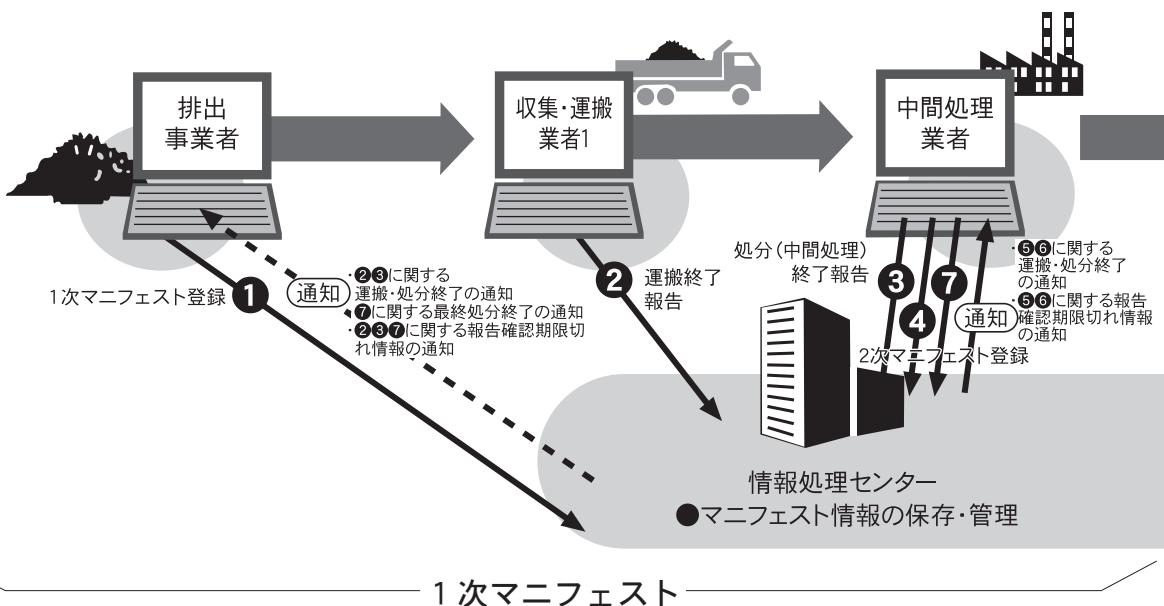
4 中間処理業者が排出者になる場合（すべて記入式）

2次・直行用マニフェスト（7枚複写）

マニフェスト交付番号は10桁で

チェックディジットは、コンピュータへの

③電子マニフェストの流れ（法第12条の5）



(1) 1次マニフェストの流れ

[収集・運搬業者1への廃棄物引渡し後]

①1次マニフェスト情報の登録



排出事業者は、廃棄物を引渡した後3日以内に産業廃棄物の種類ごと及び行き先（処分事業場等）ごとに登録

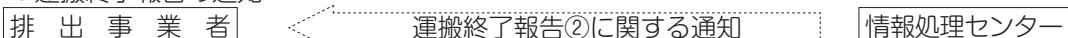
[中間処理業者への運搬終了後]

②運搬終了報告



収集・運搬業者1は、運搬が終了した後3日以内に、情報処理センターへ運搬が終了した旨を報告

※運搬終了報告の通知



情報処理センターは、運搬終了報告を受けた場合、排出事業者に運搬が終了した旨を通知

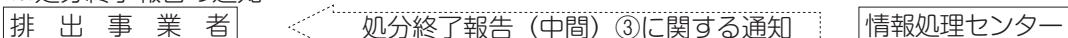
[中間処理終了後]

③処分終了報告（中間）

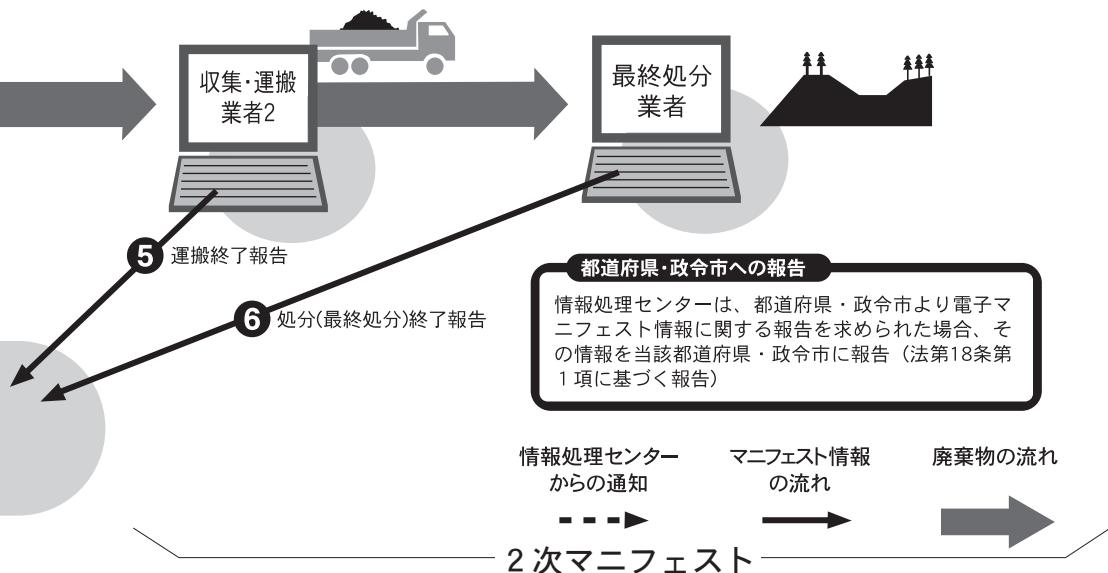


処分業者は、処分が終了した後3日以内に、情報処理センターへ処分が終了した旨を報告

※処分終了報告の通知



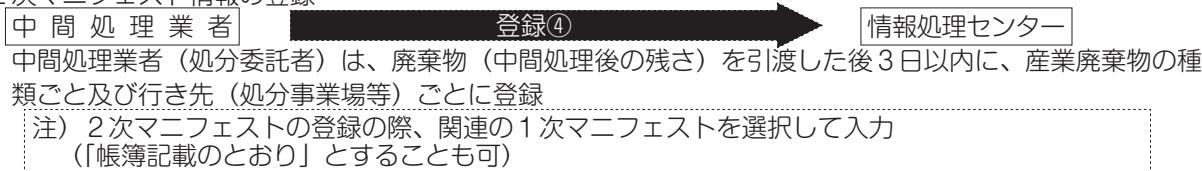
情報処理センターは、処分終了報告（中間）を受けた場合、排出事業者に中間処理が終了した旨を通知



(2) 2次マニフェストの流れ

[収集・運搬業者2への廃棄物引き渡し後]

④ 2次マニフェスト情報の登録

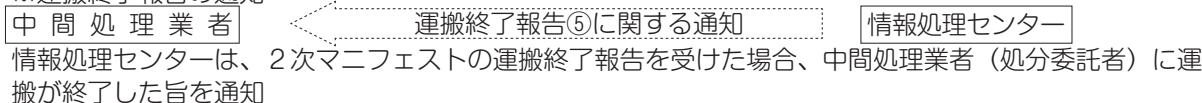


[最終処分業者への運搬終了後]

⑤ 2次マニフェストの運搬終了報告



※運搬終了報告の通知

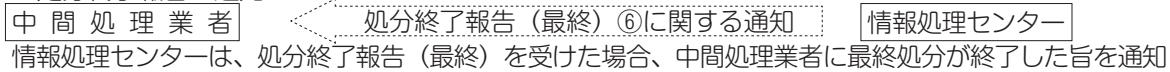


[最終処分終了後]

⑥ 処分終了報告（最終）



※処分終了報告の通知



⑦ 最終処分終了報告の確認



※最終処分終了報告の通知



8 水銀廃棄物処理対策

(1) 水銀に関する水俣条約～水銀による健康被害や環境破壊を繰り返さないために～

石炭の利用などによる人為的な水銀の排出が、大気や水、生物中の水銀濃度を高めている状況を踏まえ、地球規模での水銀対策の必要性が認識される中、水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護することを目的とした「**水銀に関する水俣条約**」(水俣条約)が2013年10月に採択されました。

水俣条約は、先進国と途上国が協力して、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に世界的に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、**地球的規模の水銀汚染の防止**を目指すもので、我が国は、2016年2月に条約を締結し、その後、2017年8月16日に発効しました。

水俣条約の発効により、水銀の使用用途が制限されるため、水銀の需要が減少し、水銀を廃棄物として取り扱う必要が生じることが想定されています。

(2) 水銀廃棄物の分類

	廃金属水銀等	水銀汚染物	水銀使用製品廃棄物
一般廃棄物	廃水銀 ・水銀使用製品廃棄物から回収した廃水銀	一般廃棄物焼却施設で生じる水銀を含むばいじん等(※) 回収した水銀	水銀体温計、蛍光ランプ等
産業廃棄物	廃水銀等 (「等」は廃水銀化合物) ・特定施設において生じた廃水銀等 ・水銀等が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から回収した廃水銀 回収した水銀	(特別管理産業廃棄物) 特定の施設から排出されるもので水銀の溶出量が判定基準を超過するもの ・ばいじん、燃え殻、汚泥、鉛さいのうち、水銀を15mg/kgを超えて含有するもの ・廃酸、廃アルカリのうち、水銀を15mg/Lを超えて含有するもの 回収した水銀	水銀含有ばいじん等 ・ばいじん、燃え殻、汚泥、鉛さいのうち、水銀を1,000mg/kg以上含有するもの ・廃酸、廃アルカリのうち、水銀を1,000mg/L以上含有するもの 水銀使用製品産業廃棄物 水銀電池、蛍光ランプ等 水銀等の使用の表示がある製品 水銀式血圧計、水銀体温計等

■：水銀回収義務付け対象

斜体：例示

※1日当たりの処理能力が5トン以上の一般廃棄物焼却施設から発生するばいじんは特別管理一般廃棄物に該当
(出典：環境省「水銀廃棄物ガイドライン(平成29年6月)」)

(3) 廃水銀等

① 対象

ア 以下の特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品に封入されたものを除く。)

- ・水銀若しくは水銀化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設
- ・水銀使用製品の製造の用に供する施設
- ・灯台の回転装置が備え付けられた施設
- ・水銀を媒体とする測定機器(水銀使用製品(水銀圧入法測定装置を除く。)を有する施設
- ・国又は地方公共団体の試験研究機関
- ・大学及びその附属試験研究機関
- ・学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所
- ・農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- ・保健所
- ・検疫所
- ・動物検疫所
- ・植物防疫所
- ・家畜保健衛生所
- ・検査業に属する施設
- ・商品検査業に属する施設
- ・臨床検査業に属する施設
- ・犯罪鑑識施設

イ 水銀若しくは水銀化合物が含まれている物(一般廃棄物を除く。)又は水銀使用製品が産業廃棄物となつたものから回収した廃水銀

② 処理に当たり必要となる措置

通常の特別管理産業廃棄物の措置に加え、次の措置が必要です。

項目	必要な措置
保管・積替え	<ul style="list-style-type: none"> ・飛散、流出又は揮発の防止のための措置 ・高温にさらされないための措置 ・腐食防止措置
処理の委託	<ul style="list-style-type: none"> ・「廃水銀等」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者に委託すること。 ・委託契約書に「廃水銀等」と記載すること。 ・マニフェストの廃棄物の種類の欄に「廃水銀等」と記載すること。
収集運搬	必ず運搬容器（密閉でき、収納しやすく、損傷しにくいもの）に収納して収集又は運搬を行うこと。
中間処理	廃水銀等を埋立処分する場合、あらかじめ水銀の純度を高め、産業廃棄物処理施設の許可を受けた硫化施設において粉末硫黄による硫化、改質硫黄による固型化を行うこと（硫化・固型化したものは「廃水銀等処理物」）。
最終処分	<p>固型化したもの（廃水銀等処理物）が埋立判定基準（溶出試験の結果、水銀0.005mg/L以下）を満たさない場合 ⇒ 遮断型最終処分場で処分すること 満たす場合 ⇒ 次の追加的措置をとった管理型最終処分場で処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分場の一定の場所において、かつ、埋め立てる処理物が分散しないような措置 ・その他の廃棄物と混合するおそれのないよう、他の廃棄物と区分する措置 ・埋め立てる処理物が流入しないようにする措置 ・埋め立てる処理物に雨水が浸入しないようにする措置

(4) 水銀使用製品産業廃棄物

① 対象

次のア～ウの製品が産業廃棄物となったもの（70ページ参照）。

- ア 「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」（平成27年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品のうち、表A、Bに掲げる製品。
- イ アの製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品（表A、Bの製品名の後に※印がある製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品及び顔料が塗布された製品を除く。）
- ウ ア、イのほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品
上記のア、イ、ウのいずれかに該当する水銀使用製品産業廃棄物のうち、次ページの表の「回収義務」欄に○があるものは、水銀の回収が義務付けられています。

② 処理に当たり必要となる措置

通常の産業廃棄物の措置に加え、次の措置が必要です。

項目	必要な措置
保管	他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること。
収集・運搬	破碎することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬すること。
処分・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。 ・水銀回収の対象となる水銀使用製品産業廃棄物については、ばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置をとった上で、水銀を分離する方法により、水銀を回収すること。 ・安定型最終処分場への埋立は行わないこと。
処理の委託	<ul style="list-style-type: none"> ・「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者に委託すること。 ・水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者に委託すること。

項目	必要な記載事項等
委託契約書	委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを明記すること。
マニフェスト	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること、また、その数量を記載すること。
廃棄物保管場所の掲示板	産業廃棄物の種類として「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを明記すること。
帳簿	「水銀使用製品産業廃棄物」に係るものであることを明記すること。

水銀使用製品産業廃棄物の対象

ア 「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品のうち、表A、Bに掲げる製品。

表A 水銀使用の表示の有無によらず対象となる製品

製 品		判 別 方 法	回収義務
一 次 電 池	水銀電池	品番が「NR」「MR」で始まるもの。	
	空気亜鉛電池	品番が「PR」で始まるもの・空気穴が開いているもので、かつ、国内メーカーのものは、水銀が使用されていると考えられる。	
蛍 光 ランプ (※)	直管形、環形、角形、コンパクト形	(品番が「F」で始まるものを含むすべてのもの)	
	電球形蛍光ランプ	(品番が「EF」で始まるものを含むすべてのもの)	
	無電極、冷陰極、外部電極	日本照明工業会HP ^{注1} を参照。	
HIDランプ(※)、放電ランプ(※)		日本照明工業会HP ^{注1} を参照。	
農薬		包装等に成分の表示あり。昭和48年以降は使用禁止。	
気圧計、湿度計、ガラス製温度計、水銀体温計、水銀式血压計、握力計		目視で金属水銀の封入が確認可能。	○
液柱形压力計、弹性压力計(※) ^{注2} 、压力伝送器(※) ^{注2} 、真空計(※)、水銀充满压力式温度計(※)		目盛板又は銘板で情報提供されている例が多い。その他説明書、カタログ、メーカーHPで確認可能。	○
温度定点セル		説明書等の記載を参照。	
顔料		名称（水銀朱、辰砂）から判別可能。	
ボイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る）、水銀抵抗原器、周波数標準機(※)		特殊品のため水銀含有は自明。	
灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、差圧式流量計、傾斜計		特殊品のため水銀含有は自明。	○
参照電極		使用目的から水銀含有は自明。	
医 薬 品	チメロサールを含む医薬品	添付文書に記載。	
	マーキュロクロムを含む医薬品	有効成分の表示あり。名称からも判別可能。	
	塩化第二水銀を含む医薬品	成分表示、名称、又は用途から判別可能。	
水銀等の製剤		毒物及び劇物取締法に基づき包装等に成分の表示あり。	

注1 日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」<http://www.jima.or.jp/kankyo/suigin/jigyo.htm#shu>

注2 ダイアフラム式のものに限る。

表B 水銀が目視で確認できる場合に対象となる製品

製 品	判 別 方 法	回収義務
スイッチ及びリレー(※)	目視で金属水銀の封入が確認可能なものがある。	○

※目視で金属水銀の封入が確認可能なものとして、医療機器（腹膜透析装置）に組み込まれている傾斜感知用スイッチがあります。

イ 表A、Bに掲げる製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品

(当該表中の製品名の後に※印がある製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品及び顔料が塗布された製品を除く。)

※印の付いている製品が部品等として組み込まれている場合には、判別が難しいと考えられるため適用除外

(取り外されたものはアの水銀使用製品産業廃棄物の対象となります。)

本区分の対象となる組込製品の例

対象となる組込製品の例	組込製品中に用いられる 表A又はBに掲げる水銀使用製品	取り外された水銀使用 製品からの水銀回収
補聴器、銀塩カメラの露出計	水銀電池	
補聴器、ページャー（ポケットベル）	空気亜鉛電池	
ディーゼルエンジン、医療機器（ガス滅菌器）、ピクノメータ、引火点試験機	ガラス製温度計	○
朱肉（ただし、顔料や朱肉が塗布・捺印等された製品や作品等は対象外。）	顔料	

ウ ア、イのほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

製品本体に水銀が使用されていることを表示する方法としては、以下のようないことがあります。

● 日本語による表記（水銀）

● 英語による表記（Mercury）

● 化学記号（Hg）

● J-Moss水銀含有マーク（右図が一例）



(5) 水銀含有ばいじん等

① 対象

水銀又はその化合物に汚染されたものが廃棄物となったものが水銀汚染物ですが、そのうち、特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物で、次の条件に該当するものが水銀含有ばいじん等として扱われます。また、**水銀を一定以上含む水銀含有ばいじん等は、その処分・再生時に水銀回収が義務付けられています。**

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^注 を15mg/kgを超えて含有するもの	水銀 ^注 を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸、廃アルカリ	水銀 ^注 を15mg/Lを超えて含有するもの	水銀 ^注 を1,000mg/L以上含有するもの

注 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

② 処理に当たり必要となる措置

通常の産業廃棄物の措置に加え、次の措置が必要です。

項目	必要な措置
処分・再生	<ul style="list-style-type: none"> 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。 水銀回収の対象となる水銀含有ばいじん等については、ばい焼設備によりばい焼、又はその他の加熱工程により水銀を回収すること。
処理の委託	<ul style="list-style-type: none"> 「水銀含有ばいじん等」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者に委託すること。 水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者に委託すること。

項目	必要な記載事項等
委託契約書	委託する廃棄物の種類に「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。
マニフェスト	産業廃棄物の種類欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれること、また、その数量を記載すること。
廃棄物保管場所の掲示板	産業廃棄物の種類として「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。
帳簿	「水銀含有ばいじん等」に係るものであることを明記すること。

(6) 水銀を含む特別管理産業廃棄物

① 対象

水銀汚染物のうち、次の条件に該当するものは、特別管理産業廃棄物として処理してください。また、**水銀を一定以上含む特別管理産業廃棄物は、その処分・再生時に水銀回収が義務付けられています。**

廃棄物の種類	特別管理産業廃棄物の対象	水銀回収義務の対象
鉱さい、ばいじん、汚泥	特定の施設から排出されるもので、水銀の溶出量が0.005mg/Lを超えるもの	水銀 ^注 を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸、廃アルカリ	特定の施設から排出されるもので、水銀の含有量が0.05mg/Lを超えるもの	水銀 ^注 を1,000mg/L以上含有するもの

注 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

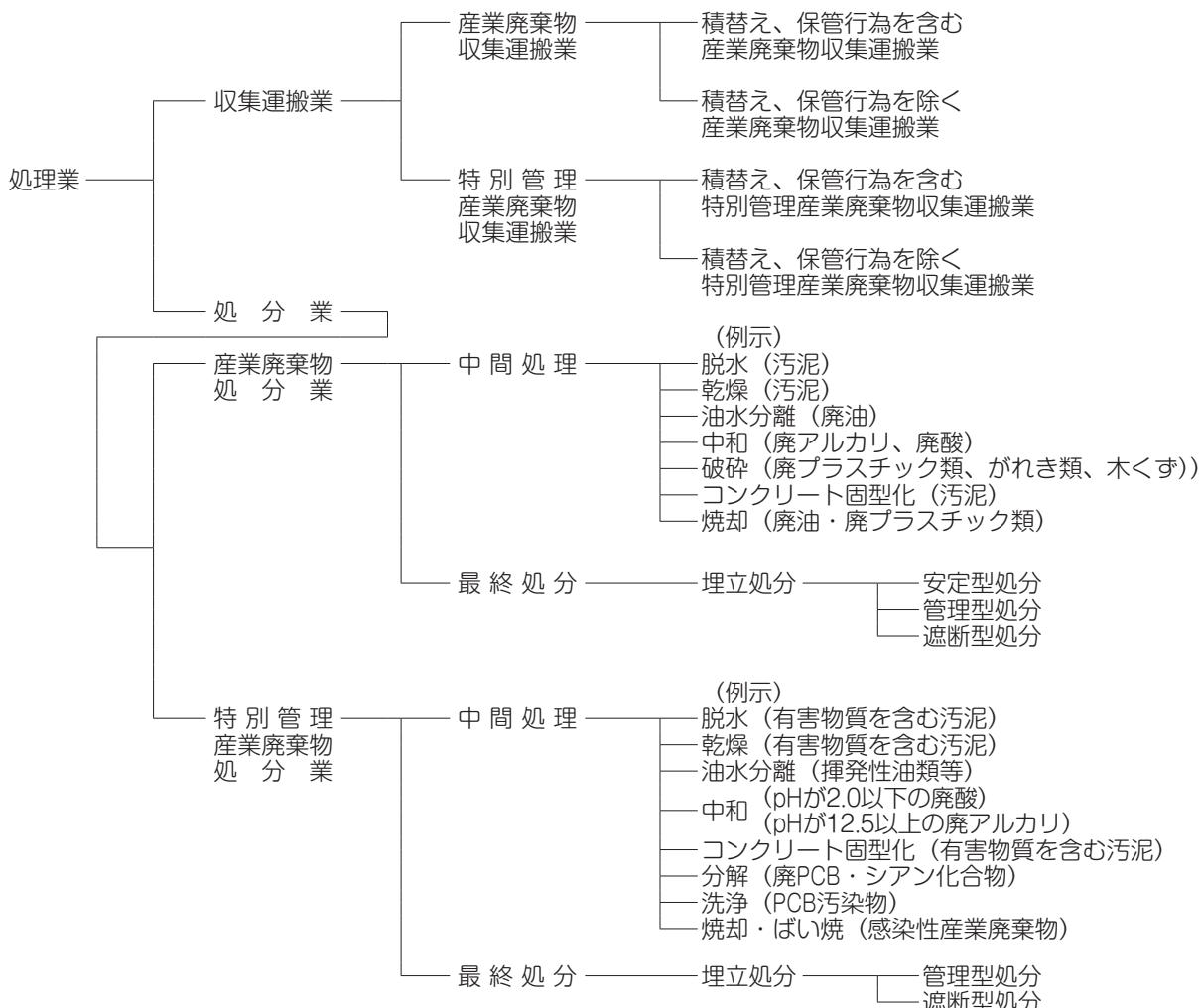
② 処理に当たり必要となる措置

水銀回収義務の対象となる特別管理産業廃棄物について、通常の特別管理産業廃棄物の措置に加え、次の措置が必要です。

項目	必要な措置
処分・再生	<ul style="list-style-type: none"> 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。 水銀回収の対象となる特別管理産業廃棄物については、ばい焼設備によりばい焼、又はその他の加熱工程により水銀を回収すること。

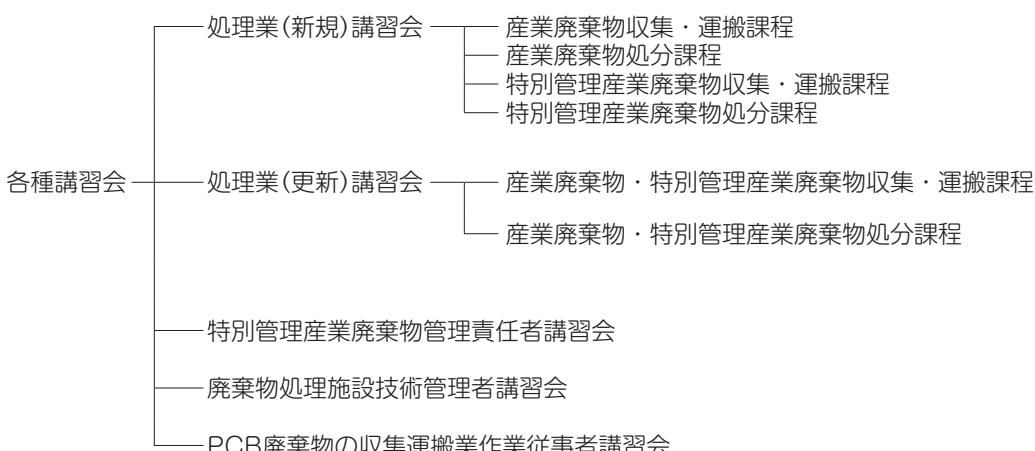
⑨ 産業廃棄物処理業の許可

産業廃棄物処理業を営むためには許可が必要です。事前に県地域県民局環境管理部（青森市内で行う収集運搬業（青森市内のみで業を行う場合及び積替え又は保管を行う場合）又は処分業については、青森市廃棄物対策課、八戸市内で行う収集運搬業（八戸市内のみで業を行う場合及び積替え又は保管を行う場合）又は処分業については、八戸市環境保全課）に御相談ください。

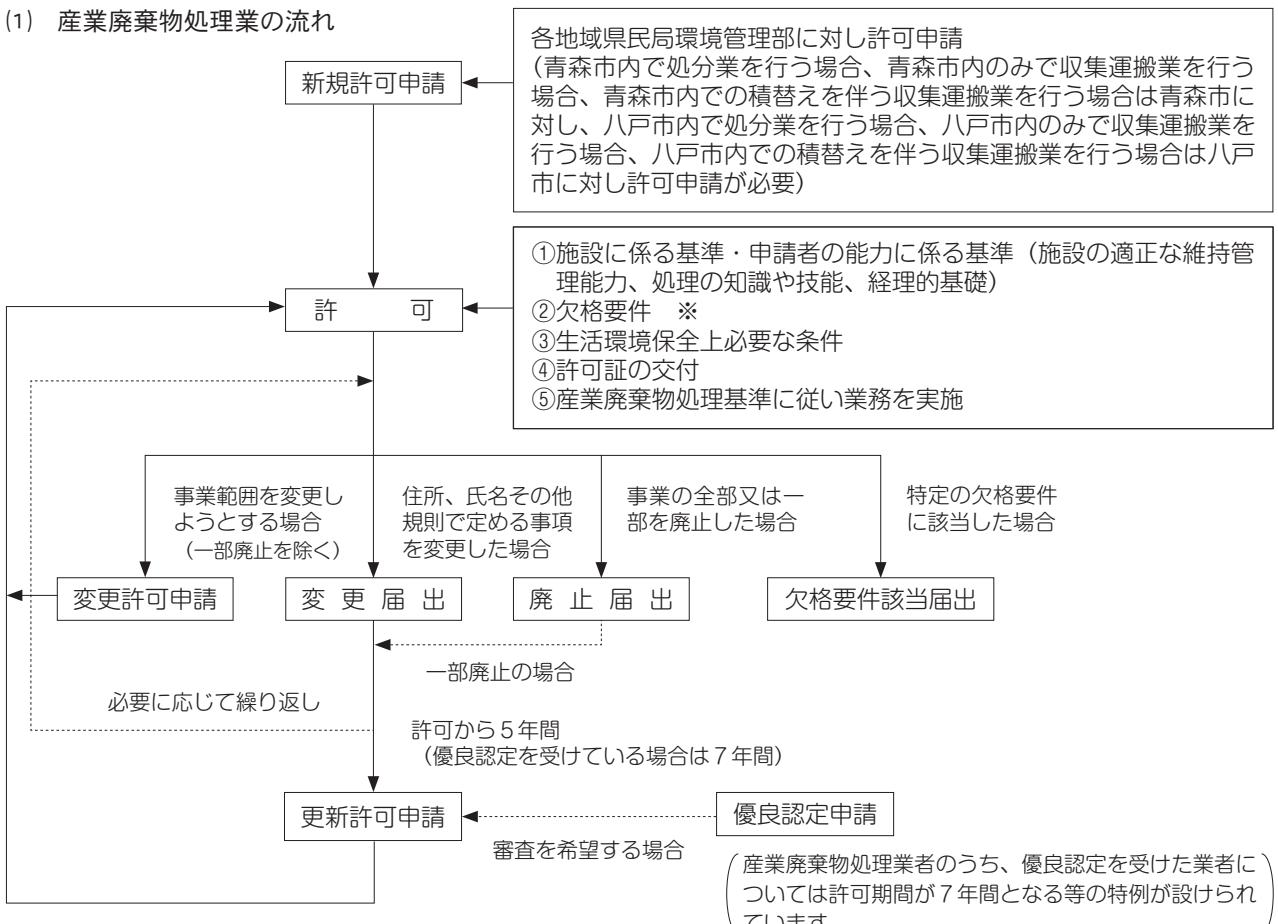


※各種講習会

産業廃棄物処理業等の許可を受けるための技能として、産業廃棄物処理業等の許可申請に関する（公財）日本産業廃棄物処理振興センター主催の講習会等を修了していることが必要です。



(1) 産業廃棄物処理業の流れ



※欠格要件について

申請者の一般的な適性について、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除することを趣旨とするものであり、申請者が欠格要件に該当する場合には許可を受けることができません。また、（特別管理）産業廃棄物処理業者が欠格要件に該当するに至った場合、許可が取り消されます。

- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 生活環境の保全を目的とする法令（注1）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（法人の場合、当該取消しの処分に係る行政手続法の規定による聴聞の通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ⑤ 廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による聴聞の通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃棄物処理業の全部の廃止の届出又は浄化槽清掃業の廃業の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ⑥ ⑤に規定する期間内に廃棄物処理業の全部の廃止又は浄化槽清掃業の廃業の届出があった場合において、⑤の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ⑦ その業務に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ⑧ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑨ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①～⑧のいずれかに該当するもの
- ⑩ 法人でその役員又は法令で定める使用人のうちに①～⑧のいずれかに該当する者のあるもの
- ⑪ 個人で政令で定める使用人のうちに①～⑧のいずれかに該当する者のあるもの
- ⑫ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

注1) 生活環境の保全を目的とする法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(2) マニフェスト交付義務等（法第12条の3、法第12条の4）

- ・産業廃棄物の運搬又は処分の受託者は当該受託業務が終了した10日以内にマニフェストを交付者に送付する。（電子マニフェストの場合は3日（土日祝、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）以内に情報処理センターに報告）
- ・マニフェストは5年間保存する。
- ・産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物の処理を受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をしてマニフェストを交付してはならない。
- ・産業廃棄物処理業者は、マニフェストの交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。

(3) 処理困難通知（法第14条第13項、法第14条の4第13項）

- ・委託を受けている産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由（故障・事故、事業の廃止、施設の休廃止等）が生じたときは、遅滞なく、その旨を10日以内に書面で当該廃棄物の処理を委託した者に通知しなければならない。

(4) 再委託の禁止（法第14条第16項、法第14条の4第16項）

- ・再委託は、原則として禁止されている。

(5) 帳簿の記載義務等（法第14条第17項、法第14条の4第18項）

- ・帳簿は事業場ごとに備え、（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに次の区分に応じて記載する。
- ・帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間、事業場ごとに保存する。

区分	記載事項	記載する時期
収集又は運搬	1 収集又は運搬年月日	毎月末までに、前月分の記載を終了 管理票を交付されてから10日以内に記載
	2 交付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	
	3 受入先ごとの受入量	
	4 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	
	5 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	
運搬の委託	1 委託年月日	毎月末までに、前月分の記載を終了 管理票に係る（特別管理）産業廃棄物の引渡しまでに記載
	2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号	
	3 交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号	
	4 運搬先ごとの運搬量	
処分	1 受入又は処分年月日	毎月末までに、前月分の記載を終了 管理票を交付又は回付されてから10日以内に記載
	2 交付又は回付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	
	3 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量	
	4 処分した場合には、処分方法ごとの処分量	
	5 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）※後の（特別管理）産業廃棄物の持出先ごとの持出量	
処分の委託	1 委託年月日	毎月末までに、前月分の記載を終了 管理票に係る（特別管理）産業廃棄物の引渡しまでに記載
	2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号	
	3 交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号	
	4 交付した管理票ごとの、交付又は回付された管理票ごとの受け入れた（特別管理）産業廃棄物に係る管理票の管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	
	5 交付した管理票ごとの、受け入れた（特別管理）産業廃棄物に係る規則第8条の31の2第3号の規定による通知（電子マニフェストの登録）に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号	
	6 情報処理センターへの登録ごとの交付又は回付された受け入れた（特別管理）産業廃棄物に係る管理票の管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	
	7 情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた（特別管理）産業廃棄物に係る規則第8条の31の2第3号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号	
	8 受託者ごとの委託の内容及び委託量	

備考 収集若しくは運搬、運搬の委託、処分又は処分の委託に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、区分に応じたそれぞれの事項について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は、水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。

※印は、特別管理産業廃棄物の場合は「（埋立処分を除く。）」とする。

(6) 名義貸しの禁止（法第14条の3の3、法第14条の7）

- ・産業廃棄物処理業者は、自己の名義をもって他人に産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

(7) 改善命令（法第19条の3）

- ・都道府県知事は、産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない処理（保管）が行われた場合は、期限を定めて、処理方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(8) 措置命令（法第19条の5）

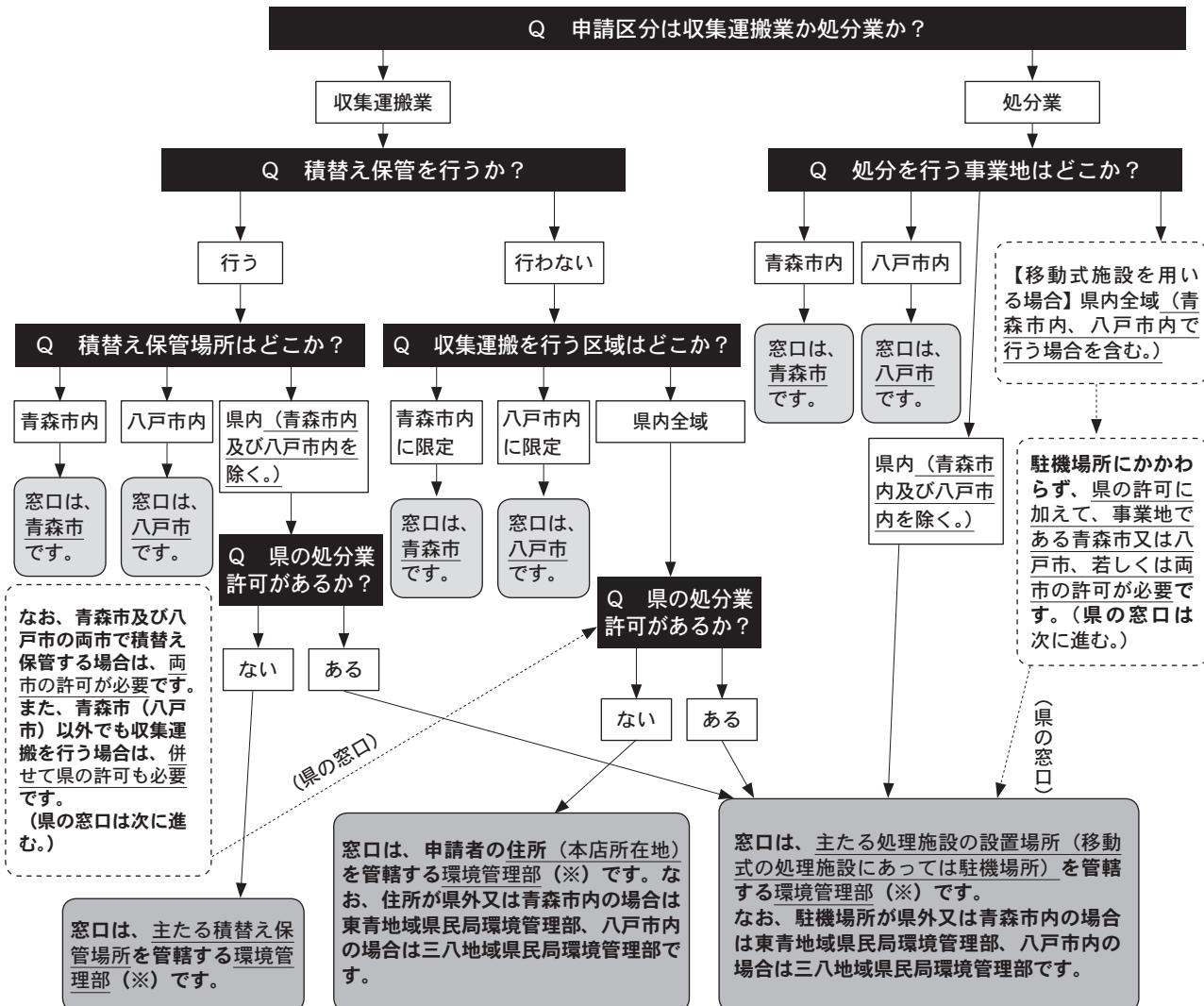
- ・都道府県知事は、産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない処理（保管）が行われた場合において、生活環境保全上支障が生じ又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該処理（保管）を行った者に対し、その支障の除去等の措置を講ずることを命ずることができる。

(9) 許可の取消し等（法第14条の3の2、法第14条の3、法第14条の6）

- ・都道府県知事は、産業廃棄物処理業者が欠格要件に該当するに至ったときや不正手段により許可を受けたときは、その許可を取り消さなければならない。（欠格要件に該当するに至ったときは該当した日から2週間以内に届出が必要）

また、違反行為をしたときや、事業の用に供する施設が基準に適合しなくなったときなどは、その許可を取り消し又は期限を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

青森県内における産業廃棄物処理業許可申請窓口のチェックシート



※ 県の窓口（各環境管理部の管轄区域）

環境管理部	管轄区域
東青地域県民局環境管理部 〒030-8570 青森市長島1-1-1 青森県庁東棟4F TEL 017-734-9185(直通) FAX 017-734-8023	東津軽郡 上北郡(野辺町、横浜町、六ヶ所村)
中南地域県民局環境管理部 〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 弘前合同庁舎1F TEL 0172-31-1900(直通) FAX 0172-38-5318	弘前市、黒石市、五所川原市、 つがる市、平川市 西津軽郡、中津軽郡、 南津軽郡、北津軽郡
三八地域県民局環境管理部 〒039-1101 八戸市大字尻内町字鶴田7 八戸合同庁舎2F TEL 0178-27-5111(代表) FAX 0178-27-1922	十和田市、三沢市 上北郡(七戸町、六戸町、 東北町、おいらせ町) 三戸郡
下北地域県民局環境管理部 〒035-0073 むつ市中央1-1-8 むつ合同庁舎新館1F TEL 0175-33-1900(直通) FAX 0175-23-1853	むつ市 下北郡

上記以外の（特別管理）産業廃棄物処理業の許可に関するお問い合わせは、県外又は青森市内の事業者は東青地域県民局環境管理部に、八戸市内の事業者は三八地域県民局環境管理部にお願いします。

青森市の窓口

青森市環境部廃棄物対策課
〒030-0801 青森市新町1-3-7
青森市役所駅前庁舎3F
TEL 017-718-1086 FAX 017-718-1166

八戸市の窓口

八戸市環境部環境保全課
〒031-0801 八戸市江陽3-1-111
下水道事務所3F
TEL 0178-51-6195 FAX 0178-47-0722

10 産業廃棄物処理施設の設置・変更及び維持管理

(1) 設置許可が必要な産業廃棄物処理施設

次表の中間処理施設や最終処分場を設置する場合は、事前に設置許可が必要となります。(法第15条、令第7条)
また、産業廃棄物処理施設の設置者は、処理責任者及び資格を有する技術管理者を置かなければなりません。

施設の種類		施設の規模・能力
1	汚泥の脱水施設	10m ³ /日を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設	10m ³ /日(天日乾燥の場合は100m ³ /日)を超えるもの
3	汚泥(PCB汚染物、PCB処理物を除く)の焼却施設	次のいずれかに該当するもの ○処理能力5m ³ /日超または200kg/時間以上 ○火格子面積2m ² 以上
4	廃油の油水分離施設	10m ³ /日を超えるもの
5	廃油(廃PCB等を除く)の焼却施設	次のいずれかに該当するもの ○処理能力1m ³ /日超または200kg/時間以上 ○火格子面積2m ² 以上
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	50m ³ /日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設	5t/日を超えるもの
8	廃プラスチック類(PCB汚染物、PCB処理物を除く)の焼却施設	次のいずれかに該当するもの ○処理能力100kg/日超 ○火格子面積2m ² 以上
8の2	木くず又はがれき類の破碎施設※	5t/日を超えるもの
9	有害物質[→令別表3の3]又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固化施設	すべて
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべて
10の2	廃水銀等の硫化施設	すべて
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアノ化合物の分解施設	すべて
11の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	すべて
12	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	すべて
12の2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	すべて
13	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	すべて
13の2	産業廃棄物の焼却施設(3、5、8、12に掲げるものを除く。)	次のいずれかに該当するもの ○処理能力200kg/時間以上 ○火格子面積2m ² 以上
14	イ 遮断型最終処分場	すべて
	ロ 安定型最終処分場	すべて
	ハ 管理型最終処分場	すべて

※木くず又はがれき類の破碎施設のうち、移動式の施設を設置しようとする排出事業者については、当分の間、許可が不要となっています。

(附則 (平成12年11月29日 政令第493号) 第2条第1項)

～熱回収施設設置者認定制度について～

熱回収施設(廃棄物焼却施設であって熱回収の機能を有するもの)の設置者の認定制度があります。

これは、循環型社会形成推進基本法においては、「再使用、再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収(サーマルリサイクル)がされなければならない。」とされているものの、現在の多くの廃棄物焼却施設が、焼却において大量に発生する焼却熱を回収せずに処分する「単純焼却」が大半を占めているという状況を改善するために設けられたものです。本制度は、産業廃棄物の処理施設であって、熱回収の機能を有することについて、環境省令で定める基準に適合するものは県知事の認定を受けることを可能にするものであり、廃棄物の排出事業者が、熱回収を行っている廃棄物処理業者に対して優先的に処理を委託することを可能とするものです。(法第15条の3の3)

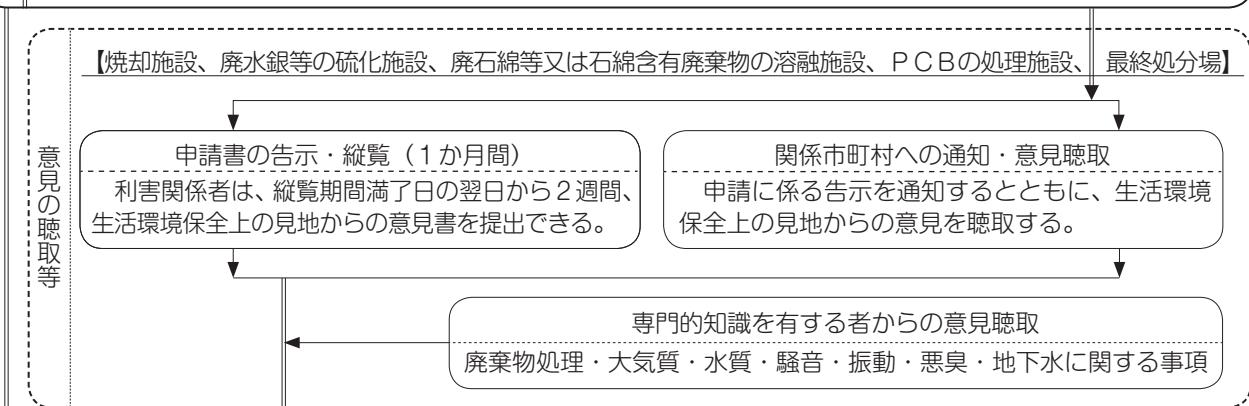
(2) 産業廃棄物処理施設の設置・変更許可に係る手続き

産業廃棄物処理施設の設置等に係る手続きは概ね次のとおりです。申請及び設置に関する計画は県庁環境保全課（青森市内に設置等を計画している場合は青森市廃棄物対策課、八戸市内に設置等を計画している場合は八戸市環境保全課）に御相談ください。

事前の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○環境影響評価 <ul style="list-style-type: none"> 1) 「青森県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価書の提出。 対象施設：処理能力100t／日以上の焼却施設、すべてのPCB処理施設、すべての最終処分場 2) 廃棄物処理法第15条第3項に基づく、生活環境影響調査書の作成。 対象施設：1)以外の廃棄物処理施設
	<ul style="list-style-type: none"> ○「産業廃棄物最終処分場の立地等に関する指針」に基づく関係住民等の承諾。 対象施設：すべての最終処分場 ○「青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関する要綱」に基づく事前協議。 対象施設：すべての最終処分場

許可申請	申請書【様式第18号】	添付書類
	1. 氏名又は名称及び住所（法人の場合は代表者の氏名を含む） 2. 設置の場所 3. 施設の種類 4. 処理する産業廃棄物の種類 5. 施設の処理能力 6. 位置、構造等の設置計画【規第11条第2項】 7. 維持管理計画【規第11条第3項】 8. 災害防止のための計画【規第11条第4項】※1 9. その他環境省令で定める事項【規第11条第5項】	1. 構造設計計算書【規第11条第6項第1号】 2. 周囲地形、地質、地下水の状況【規第11条第6項第2号】※1 3. 処理工程図【規第11条第6項第3号】※2 4. 付近見取図【規第11条第6項第4号】 5. 設置・維持管理に係る能力【規第11条第6項第5号、第6号】 6. 経理的基礎を証する書類【規第11条第6項第7号、第8号】 7. 設置者に関する証明書類【規第11条第6項第9号、第10号】 8. 欠格事項【法第14条第5項第2号イ～ヘ（P37参照）】に該当しない旨の誓約書 9. 法定代理人の住民票の写し等（未成年者の場合）【規第11条第6項第12号】※3 10. 役員等の住民票の写し等（法人）【規第11条第6項第13～15号】※3 11. 生活環境影響調査結果【規第11条の2】

（※1：最終処分場のみ、※2：最終処分場を除く、※3：一部省略できる場合あり）



審査	<ul style="list-style-type: none"> ○法に定める技術上の基準の適合性 ○周辺地域の生活環境の保全及び周辺施設への適正な配慮 ○施設の設置及び維持管理を行う能力の適合性 ○欠格要件該当の有無（P37参照）
	<ul style="list-style-type: none"> ○生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

許可	<ul style="list-style-type: none"> ○使用前検査を受け、申請書の設置計画に適合していると認められるまで使用してはならない。 ○5年3か月以内ごとに、技術上の基準に適合しているかどうかについて、法定検査を受けなければならない。
	<p>※施設の種類・規模によっては、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、公害防止条例等に基づく届出等が必要となります。</p>

(3) 産業廃棄物処理施設の変更

1. 許可を要する変更等（法第15条の2の6）

産業廃棄物処理施設に係る次の変更等をする場合にはあらかじめ知事の許可を得なければなりません。

(1) 施設の構造、維持管理に係る次の①～④の変更（ア～コのいずれにも該当しない軽微な変更を除く）

- ① 処理する産業廃棄物の種類
- ② 処理能力
- ③ 位置、構造等の設置に関する計画
- ④ 維持管理に関する計画

ア 処理能力の10%以上の増大

イ 施設の位置の変更

ウ 処理方式の変更

エ 施設の種類に応じて定められる設備の変更(規第12条の8第3号)

施設の種類	設備
汚泥の脱水施設	脱水機
汚泥の乾燥施設	乾燥設備
廃油の油水分離施設	油水分離設備
焼却施設	燃焼室
破碎施設	破碎機
シアノ化合物の分解施設	熱分解設備又は分解槽
廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	溶融炉又は破碎設備
安定型最終処分場	擁壁又はえん堤
管理型最終処分場	遮水層又は擁壁若しくはえん堤

オ 生活環境への負荷を増大させる構造・設備の変更

カ 排ガス又は排水の排出の方法の変更

キ 排ガス又は排水の量の増大

ク 生活環境保全のために達成することとした排ガスの性状、放流水の水質等の数値の変更（影響減を除く）

ケ 排ガスの性状及び水質の測定頻度の変更（頻度増を除く）

コ その他施設の維持管理に関する事項の変更

(2) 産業廃棄物処理施設の譲受け・借受け（法第15条の4）

2. 届出を要する変更等（法第15条の2の6第3項）

次の変更をしたときは、知事に届出をしなければなりません。

(1) 施設の構造、維持管理に係る変更であって、上記1.(1)のア～コに該当しない軽微な変更

(2) 氏名、名称、住所、法人の代表者の氏名の変更

(3) 焼却施設等から発生する焼却灰、ばいじん等の処分方法の変更

(4) 油水分離施設、廃酸・廃アルカリ中和施設、シアノの分解施設から生ずる汚泥等の処分方法の変更

(5) 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法の変更

(6) 最終処分場の埋立処分の計画、災害防止の計画の変更

(7) 産業廃棄物の搬入・搬出の時間、方法の変更

(8) 着工予定年月日、使用開始予定年月日の変更

(9) 法定代理人、役員、使用人の変更

(10) 5%以上の株主及び出資者の変更

3. 認可を要する変更（法第15条の4）

法人の合併・分割により施設を承継する場合には、あらかじめ知事の認可を受けなければなりません。

(4) 産業廃棄物処理施設の維持管理

施設設置者は、省令に定める技術上の基準及び許可申請書に記載した維持管理計画に基づいて施設の維持管理を実施し、その結果を記録、保存することが義務付けられています。

1. 全施設共通の維持管理基準（規第12条の6）

- ① 受け入れる際に、産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
- ② 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。
- ③ 異常な事態の発生時は、直ちに施設の運転を停止し、生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
- ④ 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。

- ⑤ 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
- ⑥ 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。
- ⑦ 著しい騒音・振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
- ⑧ 施設から排水を放流する場合は、その水質を、生活環境保全上の支障が生じないものとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
- ⑨ 施設の維持管理に関する点検、検査、事故時の措置、その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。

2. 代表的な施設の維持管理基準（規第12条の7）

- (1) 破碎施設
 - 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
- (2) 汚泥の脱水施設
 - ① 定期的にろ布又は脱水機の洗浄を行うこと。
 - ② 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。
- (3) 汚泥の乾燥施設（機械式）
 - ① 汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節すること。
 - ② 排出ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にばい煙に関する検査を行うこと。
- (4) 汚泥の乾燥施設（天日乾燥）
 - 天日乾燥床を定期的に点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出・地下浸透するおそれがある場合は、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。
- (5) 焼却施設（P C B 焼却施設、ガス化改質方式及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。）
 - ① ピット・クレーン方式による投入は、常時、産業廃棄物を均一に混合すること。
 - ② 産業廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。（ガス化燃焼方式及び2t/h未満の焼却施設を除く）
 - ③ 熱しやすく減量が10%以下になるように焼却すること。
 - ④ 運転開始は、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。
 - ⑤ 運転停止は、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くすこと。
 - ⑥ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。（※1）
 - ⑦ 燃焼ガスの温度を、集じん器流入時点又は集じん器内で速やかに、概ね200°C以下に冷却すること。
 - ⑧ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。（※1）
 - ⑨ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。（※2）
 - ⑩ 排ガス中の一酸化炭素濃度が100ppm以下となるように焼却すること。
 - ⑪ 排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、記録すること。（※1）
 - ⑫ 排ガス中のダイオキシン類濃度が基準濃度以下となるように廃棄物を焼却すること。
 - ⑬ 排ガス中のダイオキシン類濃度を年1回以上、ばい煙濃度等を年2回以上測定し、記録すること。（※3）
 - ⑭ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
 - ⑮ 排ガスの水洗・水冷は、当該水の飛散流出による生活環境保全上の支障を生じさせないこと。
 - ⑯ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。（ばいじん、燃え殻を併せて溶融、焼成する場合を除く。）
 - ⑰ ばいじん・焼却灰の溶融は、温度をその融点以上に保つこと。
 - ⑱ ばいじん・焼却灰の焼成は、温度を1000°C以上に保ち、その温度を連続測定・記録すること。（※1）
 - ⑲ ばいじん・焼却灰のセメント固化処理、薬剤処理は、均一に混合すること。
 - ⑳ 火災の発生を防止するために必要な措置を講じ、消火設備を備えること。
 - ㉑ 燃焼ガス温度を800°C以上に保つこと。
 - ㉒ 廉油焼却施設は、廉油が地下浸透しないようにするとともに、事故時の流出防止堤等の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合は速やかに必要な措置を講ずること。
- (6) 最終処分場
 - 最終処分場の構造・維持管理の基準については、最終処分基準省令、「青森県産業廃棄物最終処分場の構造に係る指針」及び「青森県産業廃棄物最終処分場の維持管理に係る指針」に従ってください。

3. 維持管理結果の公表等（法第15条の2の3、法第15条の2の4、規第12条の7の2～規第12条の7の5）

焼却施設、最終処分場など規則で定める施設には、維持管理に関する記録を閲覧に供し、インターネット等で公表することが義務付けられています。以下に焼却施設と最終処分場の例を示します。

- (1) 公表等の方法
 - 当該処理施設又は最寄りの事務所に記録を備え置くとともに、インターネット等を利用して公表する。
- (2) 公表等をする項目、期間
 - ① 焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。）
 - 記録する項目
 - ア：処分した産業廃棄物の月ごとの種類及び数量
 - イ：上記2.(5)の
 - ※1の燃焼ガスの温度、一酸化炭素濃度の測定位置、年月日、測定結果

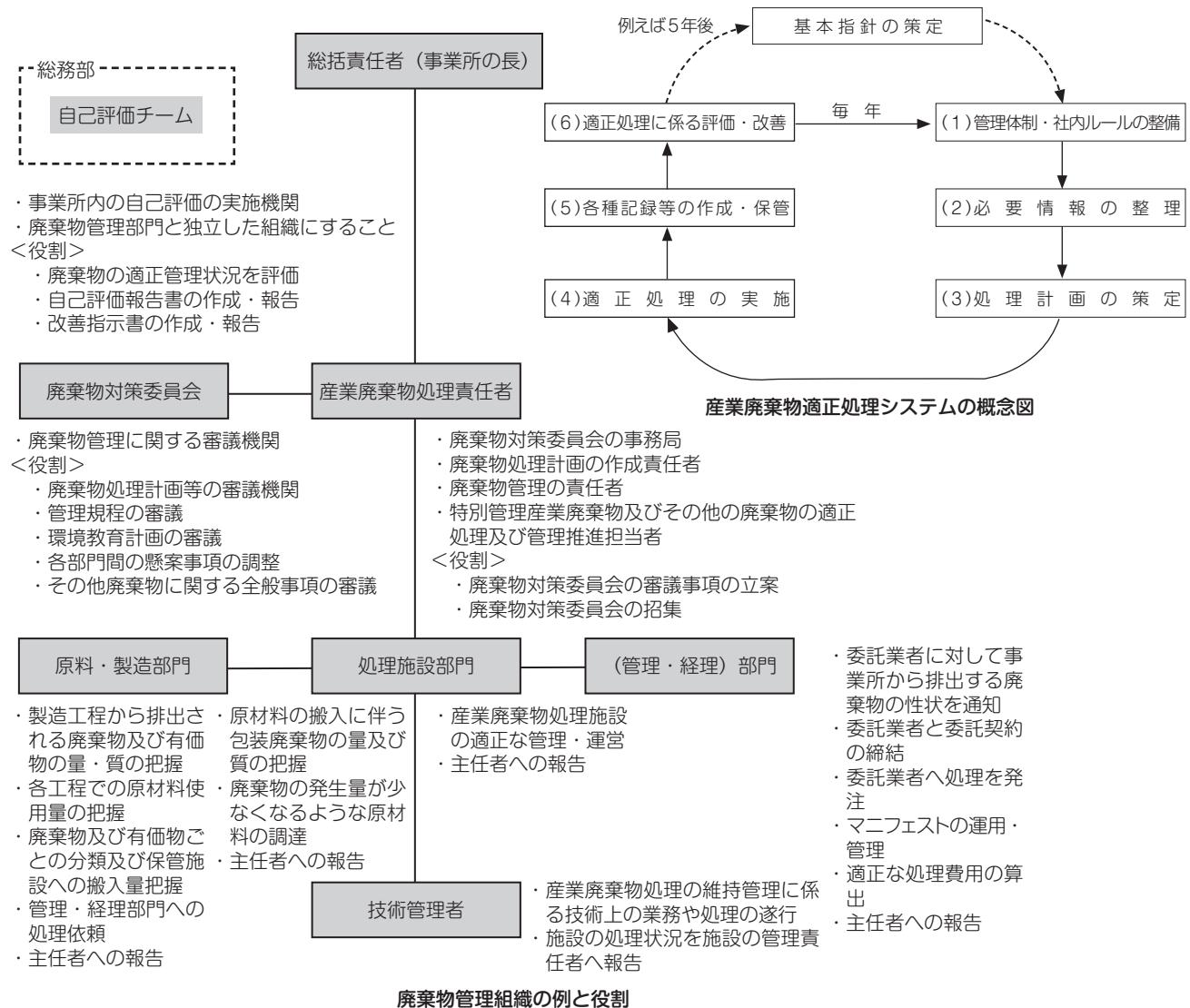
- ※ 2 のばいじんの除去を行った年月日
※ 3 の排ガス採取位置、年月日、測定結果及び結果の得られた年月日
- 閲覧期間
アの記録：翌月の末日までに記録を備え置き、備え置いた日から 3 年間
イの記録：結果の得られた日又は除去を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置き、備え置いた日から 3 年間
- 公表期間
アの記録：翌月の末日から 3 年間
イの記録：測定結果の得られた日又は除去を行った日の属する月の翌月の末日から 3 年間
- ② 最終処分場
- 記録する項目
ア：埋め立てた廃棄物の各月ごとの種類及び数量
イ：展開検査（安定型処分場の場合）：各月ごとの実施回数
ウ：地下水、放流水、浸透水の水質検査：採水場所、採取年月日、測定結果及び結果の得られた年月日
エ：地下水の水質の悪化、浸透水の水質が基準に適合しない場合に講じた措置：措置を講じた年月日及び措置の内容
オ：遮水工、擁壁、調整池、浸出液処理設備（配管等の防凍の措置を含む）、外周仕切設備、内周仕切設備、覆いの点検：点検を行った年月日及び結果並びに機能の異常等が認められた場合は措置を講じた年月日及び措置の内容
カ：残余の埋立容量の測定：測定を行った年月日、測定結果
キ：展開検査（安定型処分場の場合）：安定型廃棄物以外の混入等が認められた年月日
- 閲覧期間
ア、イの記録：翌月の末日までに記録を据え置き、据え置いた日から 3 年間
ウ～キの記録：結果の得られた日又は除去を行った日の属する月の翌月の末日までに据え置き、据え置いた日から 3 年間
- 公表期間
ア、イの記録：翌月の末日から 3 年間
ウ～キの記録：結果の得られた日又は除去を行った日の属する月の翌月の末日から 3 年間

（5）施設の定期検査（法第15条の2の2）

焼却施設、最終処分場など特定の施設については、法に定める技術上の基準に適合しているかどうかについて、5年3か月以内ごとに、県知事（青森市内の施設は青森市長、八戸市内の施設は八戸市長）の検査を受けることが義務付けられています。

II 産業廃棄物管理体制の整備

事業者は、排出される産業廃棄物を適正かつ計画的に処理するために、社内管理体制の整備、処理計画の作成等管理システムの構築に努めましょう。



(1) 管理体制・社内ルールの整備

① 技術管理者の設置

産業廃棄物処理施設の設置者は、施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければなりません。（技術管理者の資格として、廃棄物処理施設技術管理者講習会を修了することなどが必要です。）

技術管理者は、産業廃棄物処理施設に関して法第15条の2の3に規定する技術上の基準に係る違反が行われないように、施設を維持管理する事務に従事する他の職員の監督をします。

② 処理責任者の設置

産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を有する事業者は、当該事業場ごとに産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるために産業廃棄物処理責任者を置かなければなりません。

なお、その他の事業場についても、排出される産業廃棄物の適正な管理と処理についての体制を整えるために処理責任者を置くようにしましょう。

③ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（法第12条の2第8項）

特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を配置し、特別管理産業廃棄物の取り扱いに関する管理体制を整備し、適正処理を図らなければなりません。

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格として、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会を修了することなどが必要です。

※①～③の者を設置しない場合は事業者は、30万円以下の罰金の刑に処されます。

④ 産業廃棄物の管理に関する規程（例）

- 1 目的
- 2 産業廃棄物の種類
- 3 事業所の責務
- 4 会社統括管理責任者
- 5 廃棄物対策委員会の設置、構成、役割
- 6 廃棄物管理者等の選任
- 7 産業廃棄物の適正管理
- 8 産業廃棄物の適正処理に関わる教育
- 9 産業廃棄物処理計画
- 10 工場細則の作成
- 11 報告

⑤ 産業廃棄物適正管理マニュアル（例）

- 1 目的
- 2 マニュアルの範囲（担当部門、対象廃棄物等）
- 3 廃棄物処理フロー
- 4 廃棄物の分別排出、貯留方法
- 5 減量化・資源化方法及びその量（率）
- 6 中間処理方法及びその量（率）
- 7 最終処分方法及びその量（率）
- 8 委託方法
- 9 記録の取り方・管理
- 10 チェックリスト
- 11 関係法令等

（2）必要情報の整理

① 事業所概要の把握

- 従業員数 ○製造プロセス ○出荷・回収プロセス ○生産量
- 工場の周辺の状況 ○出荷額 ○主要原料の入荷量
- 原材料等使用量

② 産業廃棄物の発生、処理状況の把握

- a. 自社処理
 - 発生量 ○減量化量（中間処理量、処理残さ量）
 - 最終処分量 ○保管量
 - リサイクル量（有価物量、有効利用量、処理残さリサイクル量）
- b. 委託処理
 - リサイクル量（処理残さリサイクル量）
 - 減量化量（中間処理量、処理残さ量）
 - 最終処分量 ○委託量
- c. リサイクル率等
 - 発生量原単位 ○減量化率 ○リサイクル率 ○最終処分率

○○事業所「処理計画」（例）

1. 計画期間
2. 事業概要
3. 管理体制
4. 管理方針
 - ① 環境全般
 - ② 廃棄物処理
5. 廃棄物処理対策
 - ① 廃棄物処理の現状
 - ② 廃棄物処理の計画（発生量・減量化・リサイクル目標の設定）
- ア 排出抑制に関する事項
 - イ 分別 "
 - ウ 再生利用 "
 - エ 処理 "
6. その他必要な事項

③ 法への適合状況

- 収集運搬の基準 ○中間処理の基準 ○埋立処分の基準
- 産業廃棄物処理施設の技術基準及び維持管理基準 ○産業廃棄物の委託の基準
- a. 大気汚染防止法 b. 水質汚濁防止法 c. 騒音規制法 d. 振動規制法
- e. 悪臭防止法 f. ダイオキシン類対策特別措置法 g. 消防法 h. PRTR法
- i. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 j. 毒物及び劇物取締法 k. 公害防止条例
- l. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

（3）処理計画の策定

事業者は、排出される産業廃棄物の性状、量の把握に努め、種類ごとの分別を図り、その処理が困難にならないよう処理計画を策定し、産業廃棄物の適正処理を図りましょう。

○排出量の抑制の検討

各生産工程や原材料の見直しを行い産業廃棄物の発生量の抑制に努めるとともに、発生した産業廃棄物の再資源化や有効利用の可能性を検討しましょう。

○処理施設の確保

将来的に産業廃棄物処理を安定的に確保するために、計画的な処理施設の整備と適正な施設の維持管理を行いましょう。また、処理を委託する場合には、委託先の処理能力、特に最終処分の場合には残余容量の把握に努めましょう。

○多量排出事業者の産業廃棄物処理計画等作成義務（法第12条第9項・第10項、法第12条の2第10項・第11項）

①対象事業者：前年度発生量1,000トン以上の事業所（特別管理産業廃棄物は50トン以上）

②計画書の内容：計画期間、現に行っている事業、産業廃棄物処理の管理体制、排出抑制、分別、自ら行う再生利用、中間処理及び最終処分並びに処理委託等に関する事項

③提出期間：当該年度の6月30日までに県（青森市内の事業者は青森市、八戸市内の事業者は八戸市）へ提出

④実施状況：翌年度の6月30日までに県（青森市内の事業者は青森市、八戸市内の事業者は八戸市）へ報告

⑤公表：県（青森市内の事業者は青森市、八戸市内の事業者は八戸市）は、当該計画及び実施状況についてインターネットを利用し公表

計画書の作成に当たっては、青森県庁ホームページ「環境保全ページ」(<http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/hozenka.html>)を参考にしてください。

特管多量排出事業者電子マニフェストの使用一部義務化について記載（別紙参照）

○電子マニフェストの一部使用義務化（2020年4月1日施行）

2020年度施行の改正廃棄物処理法により、前々年度における特別管理産業廃棄物（廃P C B、P C B汚染物及びP C B処理物を除く。以下同じ。）の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者が特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務化されることとなりました。

本改正により、平成30年度（2018年度）において特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上となった場合、2020年度における特別管理産業廃棄物の処理委託にあっては、電子マニフェストを使用しなければなりません。

※電子マニフェストを使用する場合、事前にJ W N E T（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）への登録が必要となりますので、使用義務の対象となる年度の前年度中に登録手続きを行ってください。

【電子マニフェストの加入申込み先】

申込み先 J W N E T（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）

T E L 0800-800-9023 F A X 03-5275-7112

J W N E Tホームページ <http://www.jwnet.or.jp>

（4）適正処理の実施

設定した減量・資源化目標を達成するために、処理計画に従って産業廃棄物の適正処理を行います。製品開発の効率化、製品品質の向上や不良品率の削減、製造時間の短縮、原料削減などのコストダウンを推進するために現場の作業員を含めた品質管理（Q C）運動を導入し、そのノウハウを蓄積している企業も多くあります。産業廃棄物の管理についても、同様のアプローチを検討し、応用が可能な手法は積極的に取り入れることが必要です。減量・リサイクル目標及び処理計画に基づき、製品品質の改善を議論する際に産業廃棄物の適正処理の視点からも現場の作業員も含めてグループで徹底的に議論し、実施するような仕組みをつくることが必要です。

（5）各種記録等の作成・保存・報告

① 帳簿の記載・保存（法第12条第13項、法第12条の2第14項）

次に掲げる事業者は、49ページに示す事項を記載した帳簿を事業場ごとに備え、毎月末までに前月分の記載を終了し、1年ごとに閉鎖して、閉鎖後5年間保存しなければなりません。

ア. 産業廃棄物処理施設（P 40の表中の施設）を設置する事業者

イ. ア以外の産業廃棄物の焼却施設を設置する事業者

ウ. 産業廃棄物を生ずる事業場外において自ら産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者

エ. 特別管理産業廃棄物の排出事業者

なお、電子マニフェストを利用した場合における帳簿の備え付け、記載及び保存義務については従来どおり法の適用があります。

② 管理票交付者の報告書作成義務（法第12条の3第7項）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付を行った事業者については、その交付等の状況について報告が必要となります。なお、電子マニフェストを使用している場合は、報告の必要はありません。

対象者：事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）で、産業廃棄物管理票を交付した者

報告単位：産業廃棄物を排出する事業場ごと

報告内容：前年度の4月1日から3月31日までの1年間の交付状況

提出期間：当該年度の6月30日までに県（青森市内の事業場に関するものは青森市、八戸市内の事業場に関するものは八戸市）へ報告

(6) 適正処理に係る評価・改善

- ① 事業所内に設置した自己評価チームによって、設定した管理目標が達成されたのかどうか、廃棄物処理計画どおり処理が実行されたのかどうか評価します。
- ② 目標が達成されていない場合は、その原因を究明の上、自己評価チームにより産業廃棄物処理の実施部門に対して改善の指示をし、改善措置をとることを求めます。
- ③ 到達目標の一部修正やソフト面での適正管理への対応など小規模・短期的な対策について修正すべき点や改善すべき点などは毎年見直します。また、新たに大きな設備投資が必要になったり、システムそのものの見直しなど大規模・中長期的な対策等も含めた全面的な見直しは、処理計画の目標設定年次に見直します。

ア 自己評価書の項目（例）

- 目的
- 体制
- 日程
- 産業廃棄物に係る評価結果
- その他環境項目に対する評価結果

イ 改善指示書の項目（例）

- 短期的な改善点及びその理由
- 中期的な改善点及びその理由
- 長期的な改善点及びその理由

事業者の帳簿記載事項について

○許可対象産業廃棄物処理施設又は許可対象外焼却施設設置者（規第8条の5第1項第1号）

1. 産業廃棄物の種類ごとに次の事項（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定に係る産業廃棄物が含まれる場合は、その旨。）を記載すること。

- | |
|---------------------------------------|
| 1 処分年月日 |
| 2 処分方法ごとの処分量 |
| 3 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量 |

2. 帳簿は事業所ごとに備え、毎月末までに、前月分について、記載を終了していること。

3. 帳簿の保存

- (1) 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。
- (2) 帳簿は、閉鎖後5年間事業所ごとに保存すること。

○産業廃棄物を生ずる事業場の外において当該産業廃棄物の処分を行う事業者（規第8条の5第1項第2号）

1. 産業廃棄物の種類ごとに次の区分に応じて記載すること。

運搬	1 産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
	2 運搬年月日
	3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
	4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	1 産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地
	2 処分年月日
	3 処分方法ごとの処分量
	4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

備考

運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等又は二以上の事業者による産業廃棄物の特例認定に係る産業廃棄物が含まれる場合、各区分に応じそれぞれの事項について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものも明らかにすること。

2. 帳簿は事業所ごとに備え、毎月末までに、前月分について、記載を終了していること。

3. 帳簿の保存

- (1) 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。
- (2) 帳簿は、閉鎖後5年間事業所ごとに保存すること。

○特別管理産業廃棄物排出事業者（規第8条の18第1項）

1. 特別管理産業廃棄物の種類ごとに次の区分に応じて記載すること。

運搬	1 特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
	2 運搬年月日
	3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
	4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	1 特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地
	2 処分年月日
	3 処分方法ごとの処分量
	4 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

備考

運搬又は処分に係る産業廃棄物に、二以上の事業者による産業廃棄物の特例認定に係る産業廃棄物が含まれる場合は、各区分に応じそれぞれの事項について、当該産業廃棄物に係るものも明らかにすること。

2. 帳簿は事業所ごとに備え、毎月末までに、前月分について、記載を終了していること。

3. 帳簿の保存

- (1) 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。
- (2) 帳簿は、閉鎖後5年間事業所ごとに保存すること。

○電子マニフェストを活用した帳簿作成方法

電子マニフェストを利用した場合も産業廃棄物に係る帳簿の備え付け、記載及び保存義務については、従来どおり法の規定の適用があります。ただし、産業廃棄物に係る帳簿の備え付け、記載及び保存方法については、電子マニフェストを使用した場合は受渡確認票又はデータのダウンロードにより、帳簿に代えることも可能です。

1 受渡確認票を活用する方法

- J W N E T（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステム）のログイン画面から受渡確認票を印刷して、時系列的に帳簿へ貼付あるいはファイリング
- ・受渡確認票の記載内容が、法令に定める帳簿記載事項を網羅していることが前提
 - ・不足する事項は、追加入力又は受渡確認票への追記が必要

2 電子マニフェストのダウンロードを活用する方法

- J W N E Tのログイン画面から法令で定める帳簿記載事項をダウンロード（C S Vデータ）して加工・保存
- ・保存パターンの設定機能を活用すると、簡単に作成可能
 - ・不足する事項は、追加入力が必要

【注意事項】

- ① 上記1及び2を行うには、電子マニフェストシステムに加入する必要があります。
- ② 加入後、パソコン版ソフトウェアをダウンロードし、事業場のパソコンにインストールすれば、J W N E Tのログイン画面の表示が可能となります。

12 行政処分と罰則

産業廃棄物を不適正に処理している場合は、改善命令や措置命令などの行政処分を受けることがあります。また、法律により罰せられることがあります。

なお、法人の代表者又は法人（個人経営にあっては事業主）の代理人、使用人その他の従業員が、その法人（個人経営にあっては事業主）の業務に関し違反行為をした場合は、行為者を罰するほか、その法人（個人経営にあっては事業主）も罰せられます。（両罰規定）

違反の内容	罰則
第25条 第1号 無許可営業 第2号 不正手段による営業許可取得 第3号 無許可事業範囲変更 第4号 不正手段による事業範囲変更許可取得 第5号 事業停止命令違反・措置命令違反 第6号 委託基準違反 第7号 名義貸しの禁止違反 第8号 施設無許可設置 第9号 不正手段による施設設置許可取得 第10号 施設無許可変更 第11号 不正手段による施設変更許可取得 第12号 無確認輸出（未遂を含む） 第13号 受託禁止違反 第14号 不法投棄（未遂を含む） 第15号 不法焼却（未遂を含む） 第16号 指定有害廃棄物の処理禁止違反	5年以下の懲役 1,000万円以下の罰金 又はこの併科
第26条 第1号 委託基準違反・再委託禁止違反 第2号 施設改善命令・使用停止命令違反・改善命令・措置命令違反 第3号 施設無許可譲受け・無許可借受け 第4号 無許可輸入 第5号 輸入許可条件違反 第6号 不法投棄・不法焼却目的収集運搬	3年以下の懲役 300万円以下の罰金 又はこの併科
第27条 無確認輸出予備	2年以下の懲役 200万円以下の罰金又はこの併科
第27条の2 第1号 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 第2号 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（※収集運搬） 第3号 管理票回付義務違反 第4号 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（※処分） 第5号 管理票・同写し保存義務違反 第6号 虚偽管理票交付 第7号 管理票不交付受託 第8号 虚偽管理票写し送付・虚偽報告 第9号 電子管理票虚偽登録 第10号 電子管理票報告義務違反・虚偽報告 第11号 管理票に係る勧告の措置命令違反	1年以下の懲役 100万円以下の罰金
第28条 第2号 土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反	1年以下の懲役 50万円以下の罰金
第29条 第1号 欠格要件該当届出・事業場外保管届出義務違反・虚偽届出 第2号 施設使用前検査受検義務違反 第3号 施設計画変更等命令違反 第4号 処理困難通知義務違反・虚偽通知 第5号 処理困難通知保存義務違反 第6号 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出 第7号 事故時応急措置命令違反	6月以下の懲役 50万円以下の罰金
第30条 第1号 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反 業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出・虚偽届出等義務違反 第3号 施設定期検査受検拒否・妨害・忌避 第4号 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反 第5号 処理責任者等設置義務違反 第6号 有害使用済機器保管等届出義務違反・虚偽届出 第7号 報告拒否・虚偽報告 第8号 立入検査拒否・妨害・忌避 第9号 技術管理者設置義務違反	30万円以下の罰金
第32条（両罰規定） 第1号 無許可営業、不正手段による営業許可取得、無許可事業範囲変更、不正手段による事業範囲変更許可取得、無確認輸出（未遂を含む）、不法投棄（未遂を含む）、不法焼却（未遂を含む） 第2号 第25条から第30条までの違反行為 ((1)を除く。)	(1) 3億円以下の罰金刑（法人） 各本条の罰金刑（個人） (2) 各本条の罰金刑
第33条 第1号 事業場外応急保管届出・土地形質変更届出義務違反・虚偽届出 第2号 多量排出事業者処理計画提出義務違反・虚偽記載 第3号 多量排出事業者処理計画実施状況報告義務違反・虚偽報告	20万円以下の過料
第34条 登録廃棄物再生事業者に係る名称独占規定違反	10万円以下の過料

※法第28条第1号の情報処理センターに係る秘密保持義務違反に関する罰則は省略している。

⑬ 建設業関係の廃棄物

(1) 建設工事等から発生する廃棄物

工作物の建設工事や解体工事からは次のように様々な廃棄物等が排出されます。それぞれの性状に応じてできるだけ再生利用を図り、また、処分するものは処理基準に従って適切に処分しましょう。



*安定型最終処分場に持ち込みが可能な品目。ただし、廃石膏ボード、廃プラウン管の側面部（以上「ガラスくず」、「コンクリートくず及び陶磁器くず」）、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板（以上「金属くず」）、廃プリント配線板（鉛を含むはんだを使用したもの：「廃プラスチック類」、「金属くす」）、廃容器包装（有害物質が混入・付着したもの：「廃プラスチック類」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くす」、「金属くす」）を除く。

石綿含有産業廃棄物とは (規第7条の2の3)

- (1) 「石綿含有産業廃棄物」とは、石綿を含む産業廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」を除き、「工作物（建築物を含む。）の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの」です。
- (2) 「石綿含有産業廃棄物」は、従来から20種類ある産業廃棄物の種類に新たに追加されたものではなく、「がれき類」や「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」等に分類されます。
したがって、マニフェスト等には、例えばがれき類（石綿含有産業廃棄物）と表示してください。

石綿含有産業廃棄物を適正処理するために以下のことについて注意してください。

(1) 排出・保管等

- 排出する際には、飛散防止、作業員等のばく露防止に留意すること。
- 他の産業廃棄物と区分して保管し、排出すること。
- 保管を行う場合は、以下の措置を講じること。
 - (ア) 石綿含有産業廃棄物を保管している旨を記載した掲示板を設けること。
 - (イ) 他の物と混合するおそれがないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
 - (ウ) シートで覆うこと、梱包すること等飛散の防止のために必要な措置を講ずること。
- 破碎のみの委託を行わないこと。
- 帳簿には石綿含有産業廃棄物に係る記載を行うこと。
- 石綿含有産業廃棄物を取り扱う場合には、マニフェスト及び委託契約書に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載すること。

(2) 収集運搬

- 石綿含有産業廃棄物を破碎することのないよう、パッカー車及びプレスパッカー車への投入を行わないこと。
- 他の物と混合しないように仕切りを設ける等必要な措置を講じること。
- 飛散しないように梱包し、又はシートで覆う等の措置を講じること。
- 運搬時やむを得ず破碎又は切断が必要な場合には、飛散しないように、散水等により十分に湿潤化した上で、積込みに必要な最小限度の破碎又は切断を行うこと。
- 帳簿には石綿含有産業廃棄物に係る記載を行うこと。

(3) 処分又は再生

- 飛散防止のため、破碎又は切断は原則禁止。
- 他の廃棄物と混合されて破碎又は切断が行われないよう、区分して保管すること。
- 処分又は再生の方法は、許可を受けた溶融施設での溶融処理又は認定を受けた者が行う無害化処理によること。
- 帳簿には石綿含有産業廃棄物に係る記載を行うこと。

(4) 埋立処分

- 一定の場所において、かつ分散しないように行うこと。
- 表面を土砂で覆う等、飛散又は流出しないよう必要な措置を講ずること。
- 転圧する場合は、重機が直接埋立対象物の上に載ることのないよう覆土した後に行うこと。
- 1日の作業終了後、埋立面の上面を覆土すること。
- 帳簿には石綿含有産業廃棄物に係る記載を行うこと。
- 最終処分場の設置者は、石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面を作成し、永久保存すること。

※ これらのほか環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部が作成した「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」（平成23年3月）も参照してください。

(2) 建設工事関係者の役割分担

建設工事においては、元請業者が排出事業者としての処理責任を負います。

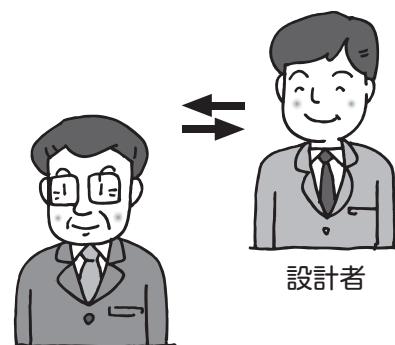
建設系廃棄物を適正に処理するためには、元請業者だけでなく、発注者、下請業者、処理業者などの関係者がそれぞれの立場に応じて責務を果たすことが大切です。

1. 発注者は、廃棄物の発生抑制、再利用等を考慮した設計に努めるとともに処理条件を明示する。

- ①解体前の残置された廃棄物を適正に処理する。
- ②建設系廃棄物の処理方法、処分場所等処理に関する条件、再生処理施設に搬入する条件等を設計図書に明示する。
- ③企画設計段階で建設系廃棄物の発生抑制及び再利用、再生資材の活用を推進する。
- ④処理内容に見合う処理費用を設計費に入れ、支出する。
- ⑤工事中及び工事終了時の廃棄物の処理を指導し、確認する。

3. 元請業者は自らの責任において適正処理を行うとともに廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化並びに再生資材の活用を積極的に図るほか、排出事業者としての役割を履行する。

廃棄物の取扱方法を定め、教育、啓発等により従業員や関係者等に周知徹底



2. 設計者は発注者の意向に沿って発生抑制、再生利用等を考慮した設計に努め、1の①～⑤を実施するなど廃棄物の適正処理に関して発注者に助言する。



- ①元請業者が中心となって、発注者－元請業者－下請業者－処理業者の間の協力体制を整備し、円滑に運営する。
- ②廃棄物の処理方法を記載した施工計画書を提出する。
- ③廃棄物の性状や処理方法を把握する。
- ④廃棄物の処理結果を報告する。
- ⑤マニフェスト及び処理実績を整理して記録保存する。

建設系廃棄物の処理責任は、排出事業者である元請業者にあります。

- ①廃棄物処理方法を協議する。
- ②下請業者任せにしない。(直接委託契約締結)
- ③種類ごとの分別を図る。



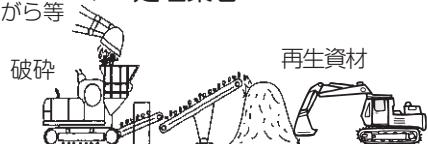
下請業者が廃棄物を処理する場合は、処理業の許可が必要になります。(一部例外を除く)

- ①元請業者に廃棄物の内容を事前に知らせる。
- ②廃棄物の取扱いについて、指示を受ける。
- ③廃棄物の処理方針を理解し、分別方法等について作業員に周知徹底させる。

元請業者の指定した処理業者に渡す。

コンクリートがら等

- ①収集運搬業者は処分先の指示を受ける。
- ②マニフェストにより、確認し処理結果を報告する。
- ③処理料金は、元請業者に請求する。
- ④マニフェスト及び処理実績を帳簿に記載し保存する。



建設工事に伴い発生する(特別管理)産業廃棄物の保管届出について (法第12条、法第12条の2)

事業者が事業場外で建設工事に伴い発生する産業廃棄物を保管する場合は、事前に県（保管場所が青森市内である場合は青森市、八戸市内である場合は八戸市）に届出する必要があります。

- (1) 届出対象となる廃棄物（規第8条の2、規第8条の13の2）
建設工事に伴い発生する(特別管理)産業廃棄物

- (2) 届出対象となる保管場所（規第8条の2の2、規第8条の13の3）
面積が300m²以上の保管場所

※ただし、産業廃棄物処理業者の事業の用に供する施設及び産業廃棄物処理施設において行われる保管並びにP C B廃棄物の保管については、この制度による届出義務から除外されます。

- (3) 届出先
保管場所を管轄する環境管理部（保管場所が青森市内である場合は青森市廃棄物対策課、八戸市内である場合は八戸市環境保全課）

- (4) 届出事項

・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

・保管の場所に関する次に掲げる事項

イ 所在地

ロ 面積

ハ 保管する(特別管理)産業廃棄物の種類

ニ 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限

ホ 屋外において(特別管理)産業廃棄物を容器を用いて保管する場合にあっては、その旨及び廃棄物処理法施行規則第1条の6の規定の例（P14参照）による高さのうち最高のもの。

・保管の開始年月日

- (5) 添付書類

・届出をしようとする者が保管の場所を使用する権原を有することを証する書類

・保管の場所の平面図及び付近の見取図

※産業廃棄物と特別管理産業廃棄物それぞれについて、届出が必要です。

※保管が非常災害のために必要な応急措置として行われる場合は、保管を行った日から14日以内に届出が必要です。

※届出内容を変更するときも事前に変更の届出が必要です。

※保管をやめたときは、30日以内に廃止の届出が必要です。

建設工事に伴い発生する廃棄物の処理責任の元請業者への一元化について (法第21条の3)

- (1) 建設工事に伴い発生する廃棄物については、元請業者が排出事業者となります。

- (2) 下請業者が建設工事現場内で運搬されるまでの間、産業廃棄物の保管を行う場合は、下請業者も排出事業者とみなされ、産業廃棄物保管基準等が適用されます。

- (3) 建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより、下請業者が自ら当該工事から発生する廃棄物の運搬を行う場合は、下請業者が当該廃棄物の排出事業者とみなされます。

ただし、次のいずれにも該当する廃棄物に限られます。

①特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物ではないこと。

②次のア、イのいずれかに該当する建設工事から発生する廃棄物であること。

ア 建設工事（建設物等の全部又は一部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く。）であって、その請負代金の額が500万円以下であるもの。

イ 引渡しされた建築物等の瑕疵の修補に関する工事であって、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が500万円以下であるもの。

③次のア～ウのように運搬される廃棄物であること。

ア 一回あたりに運搬される量が1m³以下であることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの。

イ 当該廃棄物を生じる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する施設（元請業者が所有権又は使用権原を有するものに限る。）に運搬されるもの。

ウ 運搬途中において保管が行われないもの。

- (4) 下請業者が廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該下請業者に委託基準及びマニフェスト交付義務等が適用されます。（これについては、下請業者が不適正な委託を行わないように規制を課すものであり、下請業者が廃棄物の処理を委託することを推奨するものではありません。）

(3) 廃棄物の処理計画を立てましょう

排出事業者（元請業者）は建設系廃棄物を適正かつ計画的に処理するために社内管理体制の整備、処理計画の作成に努め、関係者に対し必要事項を周知するとともに、適正な処理方法等について指導する必要があります。

社内管理体制の整備

本店及び作業所（現場）における関係者の責務と役割を明確にしましょう。

本店・・・廃棄物の処理方針、処理マニュアル等を定め、長期的、計画的な処理・管理に努める。

廃棄物処理総括責任者を置き、建設系廃棄物に関する作業所（現場）の指導、下請業者の指導・育成、処理委託等、以下の業務を行う。

- ①処理方針の決定 ②管理組織の整備 ③管理規程・処理マニュアルの整備 ④職員・下請業者の教育、啓発 ⑤法令、行政庁の指導内容等の周知 ⑥処理業者・再資源化施設の調査、選定 ⑦処理委託(基本)契約の締結 ⑧作業所(現場)実務の支援・指導 ⑨処理実績の集計、記録の保存把握

作業所（現場）・・・廃棄物処理責任者を定め、処理状況の確認等建設系廃棄物の適正管理を行う。

- ①作業所（現場）における処理方針の策定 ②廃棄物処理計画の策定 ③処理委託契約の締結（権限のある場合）④マニフェストの交付・管理 ⑤処理業者の監督 ⑥処理状況の確認 ⑦処理実績の記録、本店への報告 ⑧下請業者の監督指導

処理の記録、保存

事業者は廃棄物の適正な管理及び再生利用等による減量化の目標設定（達成）のために、作業所における処理実績を把握することが大切です。建設系廃棄物処理実績報告書を作成し処理の実績を記録するとともに、委託処理した場合の委託契約書及びマニフェストを整理保存しましょう。

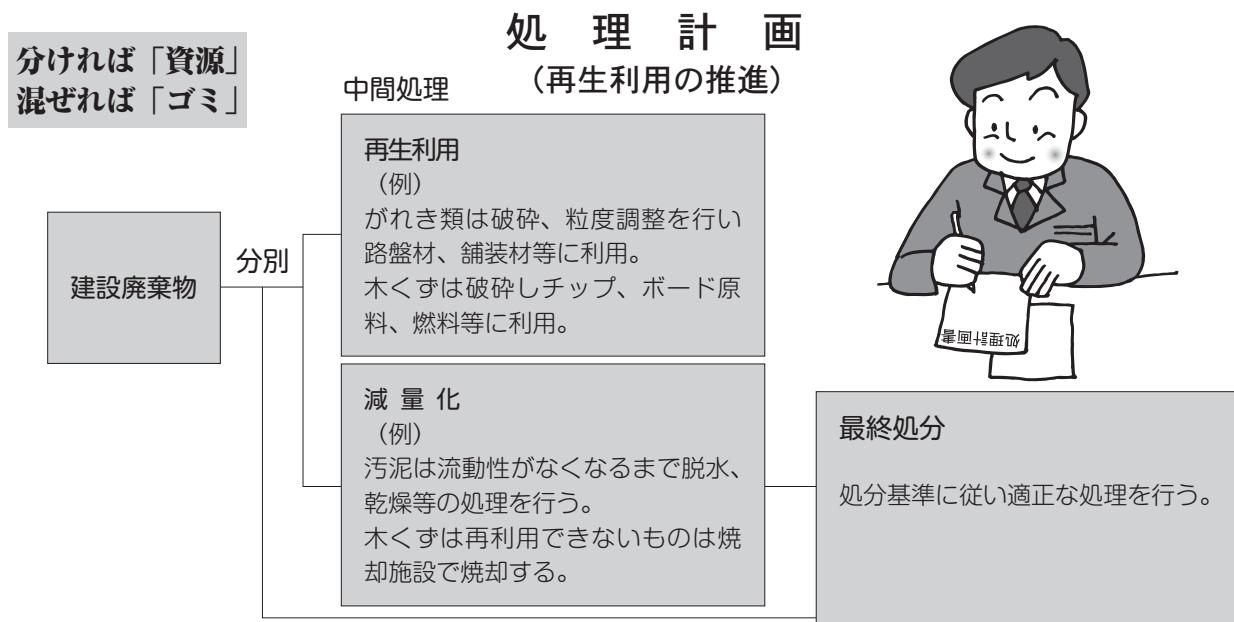
【建設系廃棄物処理実績報告書の記載内容】

建設系廃棄物の種類、運搬年月日、運搬者、処分年月日、処分者、処分場所、処分方法、処分量等

現場における処理計画

建設系廃棄物は多種多様なものが含まれますが、工法の工夫により発生の抑制が可能であり、個別の種類ごとに分ければ再生利用が可能な物も多くあります。現場には廃棄物処理責任者をおき、発生する廃棄物の性状、量の把握に努め、種類ごとに分別し、再生利用や減量化を図り、保管や収集運搬・処理が適正に行われるよう具体的な処理計画をつくりましょう。

建設系廃棄物の再生利用や減量化を積極的に行いましょう。



① 建設系廃棄物の発生量の予測

建設系廃棄物の発生量は、工事種類別の廃棄物発生量原単位などを参考とし、作業所（現場）の実情（用途、構造、規模等）を考慮して予測します。

1) 建設工事における廃棄物

建設工事に伴い発生する廃棄物は、建築用の用途別、構造別発生量の原単位に延べ床面積を乗じて予測する方法があります。

2) 解体工事における廃棄物

解体工事に伴い発生する廃棄物は、建築物の構造別発生量の原単位に除去面積を乗じて予測する方法があります。

3) 建設汚泥

基礎工事等から発生する建設汚泥については、設計図書、地盤調査、施工方法等により建設汚泥の量を予測します。

② 処理方法の選定

廃棄物の処理に際しては、適切な処理が行われるよう発生する廃棄物の量・性状、作業所（現場）の立地条件、地域の廃棄物処理施設の設置状況等を把握した上で、処理方法を選定し、その処分方法、処分先に応じて、作業所（現場）において、適切に分別するよう処理計画を立てることが大切です。

③ 廃棄物処理計画書

1) 工事概要

ア 工事名称、工事場所、工期

イ 発注者名、設計者名、作業所長名、廃棄物処理責任者名

ウ 工事数量

エ 解体工事、基礎工事等の請負業者名

2) 建設系廃棄物の種類・発生量とその保管、収集運搬、再生利用、中間処理、最終処分の方法等

3) 再生利用する廃棄物の種類、再生利用量、利用用途、利用のために中間処理が必要な場合はその方法、施工方法等

4) 他の排出業者が排出する廃棄物を建設資材として再生利用する場合には、産業廃棄物処分業（中間処理）の取得等法的手続の方法

5) 委託処理

● 収集運搬業者（積替・保管を含む）の許可番号、事業の範囲、許可期限等

● 中間処理業者、最終処分業者の許可番号、事業の範囲、許可期限等

● 処分施設の現地確認方法

6) 添付書類

● 産業廃棄物処理委託契約書

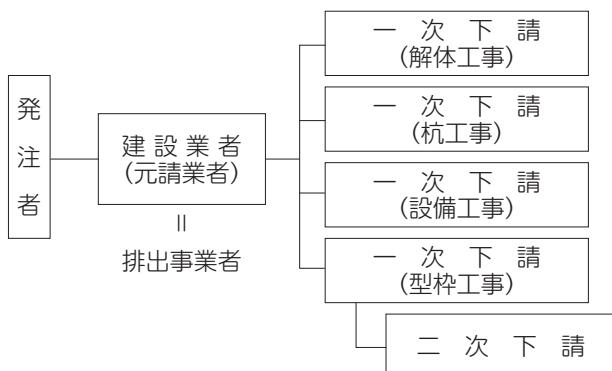
● 処理業者の許可証（写し）

なお、再生資源の利用の促進に関する法律においては、一定規模以上の工事について再生資源利用計画を作成するとともに、実施状況を把握して、工事完成後1年間保存することが義務付けられていますので留意してください。

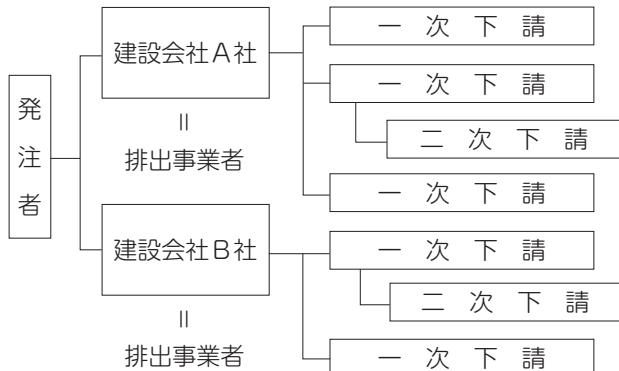
※その他、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等、関係法令を遵守してください。

○代表的な契約形態における排出事業者（例）

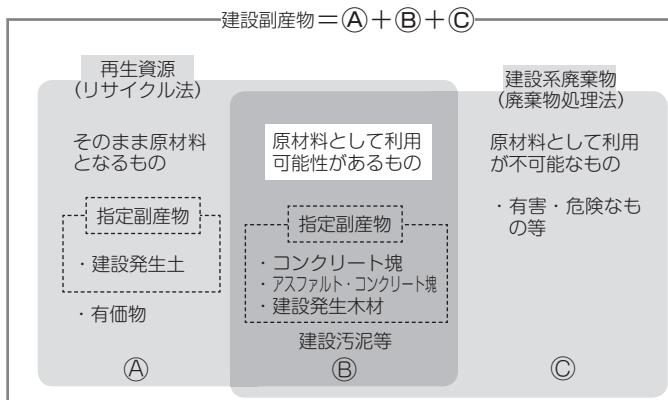
①通常の場合



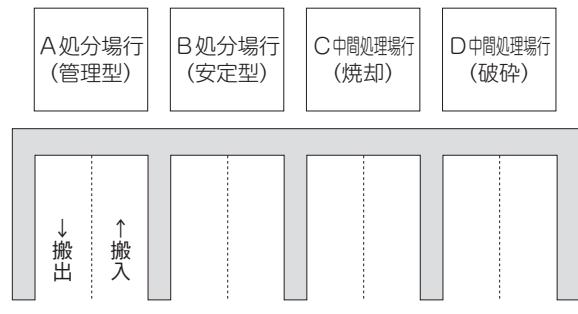
②分離発注の場合



○建設副産物、再生資源と建設系廃棄物の関係



○保管場所の区画の例



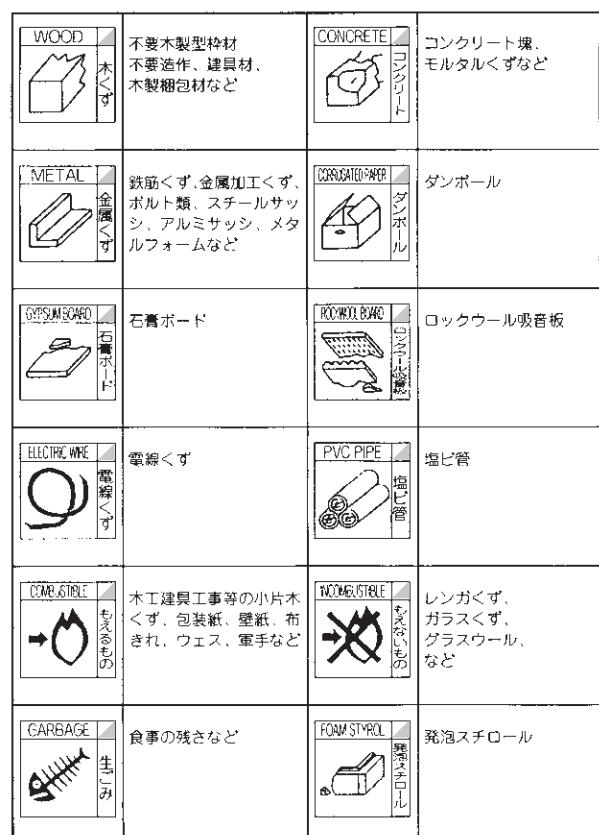
○建設系廃棄物の分別表示と品目（例）

○改良汚泥の土質材料としての品質区分と品質基準値

基準値 区分	コーン指数 qc (kN/m ²)	備 考
第1種処理土	—	固結強度が高く礫、砂状を呈するもの
第2種処理土	800以上	
第3種処理土	400以上	
第4種処理土	200以上	

建設汚泥の再生利用については、次の通知等も参考にしてください。

- 「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」
(平成23年3月30日環廃産第110329004号)
- 「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」
(平成17年7月25日環廃産発第050725002号)
- 「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」
(平成18年国土交通省)
- 「建設汚泥処理土利用技術基準」
(平成18年国土交通省)



(4) 建設資材廃棄物の引渡完了報告制度について

・背景

建設リサイクル法では、対象建設工事の発注者に対し、工事着手前の特定行政庁への分別解体の計画などの届出を義務付けるとともに、元請業者に対しては、工事により排出された特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了後、発注者へ報告することを義務付けています。

しかし、建設リサイクル法では、対象建設工事終了後に行政に報告する仕組みとはなっておらず、工事により発生した廃棄物が適正に処理されたかどうかを確認できない状況にあり、実際、自社所有地等で廃棄物処理法上の処理基準等を満たさずに廃棄物を野積みしていたり、不法投棄が行われたりしている例が散見されています。

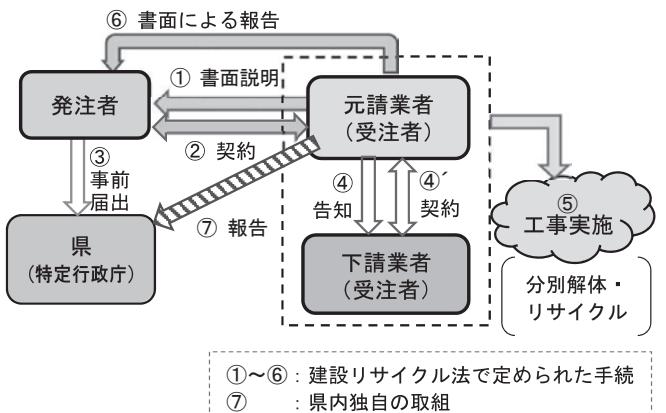
そこで、建設工事に係る排出事業者である元請業者等が建設資材廃棄物を（特別管理）産業廃棄物処分業者に引き渡したことと報告していただき、行政において建設資材廃棄物が適正に処理されたことを確認することにより、廃棄物の不適正処理の未然防止と、早期発見を目指して、本制度を制定したものです。

・制度の概要

対象建設工事の元請業者又は自主施工者は、当該工事において発生した建設資材廃棄物（建設資材が廃棄物となったもの）について、（特別管理）産業廃棄物処分業者への引渡しを完了した日から20日以内に、県（青森市の区域内で施工された工事に係るものは青森市、八戸市の区域内で施工された工事に係るものは八戸市）に報告する必要があります。

正当な理由がなく報告書が提出されない場合、催告や廃棄物処理法に基づく報告の徴収の対象となることがありますので、速やかに報告書を提出するようにしましょう。

<建設資材廃棄物の引渡完了報告制度の位置付け>



区分	内 容	
報告対象工事	建設リサイクル法に規定する次の対象建設工事（公共工事を除く。）	
	工事内容	規 模
	建築物の解体工事	床面積の合計が80m ² 以上
	建築物の新築・増築工事	床面積の合計が500m ² 以上
	建築物のリフォーム工事等	請負代金が1億円以上
	その他の工作物の新築・増築工事、土木工事等	請負代金が500万円以上
報告書の提出先	工事現場の所在地を管轄する環境管理部 (青森市及び八戸市の区域内で施工された工事に係るものについてはそれぞれの市)	
添 付 書 類	運搬終了（処分業者への引渡し）に係るマニフェスト（B2票）の写し又はこれに相当する電子マニフェストの通知等を印刷した書面。 ただし、元請業者又は自主施工者が自ら廃棄物を運搬したときは、廃棄物処理法の規定により運搬時に備え付けることとされている書面の写しを添付すること。（当該書面の代わりにマニフェストを使用している場合は、マニフェストの写しの添付で可）	
制度の施行期日	平成29年4月1日 (同日以後に処分業者への廃棄物の引渡しが完了したものについて適用)	

・報告書記載例

別記様式（第3関係） (表 面)			
建設資材廃棄物引渡完了報告書			
提出日（郵送の場合は発送日） を記載してください。			
青森県知事 殿			
報告者（ <input checked="" type="checkbox"/> 元請業者 <input type="checkbox"/> 自主施工者） 住 所 ○○市△△1丁目2-3 氏 名 △□建設株式会社 代表取締役 △□ ×△ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0123-45-6789			
印			
該当するものに✓してください。			
報告者の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、電話番号を記載してください。（押印もお願いします。）			
青森県建設資材廃棄物の引渡完了報告に関する要綱第3の規定に基づき、次のとおり報告します。			
対象建設工事の概要	名 称	■◆様邸解体工事	
	場 所	★★郡○町大字△△字△△1番	
種類及び規模	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの <input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等	工事対象床面積の合計 85.74 m ²	
	請負代金 円		
建設リサイクル法の規定による届出の概要	届出（受理）年月日 及び受理番号	x x 年 △△月 □□日 第 * * * 号	
	提出先 (地域整備部)	県 □東青 <input checked="" type="checkbox"/> 中南 <input type="checkbox"/> 三八 □西北 <input type="checkbox"/> 上北 <input type="checkbox"/> 下北	□弘前市
建設資材廃棄物の引渡し (搬入)を完了した年月日 x x 年 ●●月 ■■日			
添付書類 <input checked="" type="checkbox"/> ①マニフェスト（B2票）を複写した書面 <input type="checkbox"/> ②電子マニフェストによる運搬終了に係る通知を印刷した書面 <input checked="" type="checkbox"/> ③運搬の際に運搬車に備え付けた書面の写し（自己運搬の場合）			
引渡し（搬入）をした建設資材廃棄物の種類	がれき類	運搬を行った者の氏名又は名称 ●×運輸株式会社 [許可番号 00200123456]	
		処分業者	氏名又は名称 株式会社★★興業 [許可番号 00220234567]
		処分業者	処分を行う事業場の所在地 ★★郡○町大字■■字××2-3
	木くず	引渡し（搬入）をした量 4 (t · m ³)	
		運搬を行った者の氏名又は名称 自己運搬 [許可番号 -]	
		処分業者	氏名又は名称 有限会社○☆産業 [許可番号 00220234567]
処分業者	処分を行う事業場の所在地 ○×市大字○☆字△△4-5		
引渡し（搬入）をした量 2.5 (t · m ³)			
注1 □欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。 2 添付書類として①又は②の書類を添付した場合は、引渡し（搬入）をした建設資材廃棄物の種類、運搬を行った者の氏名又は名称、処分業者の氏名又は名称及び処分を行う事業場の所在地並びに引渡し（搬入）をした量の記載を省略することができる。 3 引渡し（搬入）をした量の単位は、t（トン）又はm ³ （立方メートル）のいずれかに○印を付すこと。 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。			

産業廃棄物の種類を記載してください。

処分業者に引き渡した量（自己処分の場合は自社処理施設に搬入した量）を記載し、単位を○で囲んでください。

【記載に当たっての留意事項】

- 引渡し（搬入）をした建設資材廃棄物の種類は、特定建設資材廃棄物に限られないことに注意してください。（「廃プラスチック類」や「金属くず」、「ガラスくず」、「コンクリートくず及び陶磁器くず」等も含めて記載してください。）
- 廃棄物の種類が同じものであっても、運搬業者や処分業者が異なる場合は、別の欄に記載してください。
- 引渡し（搬入）をした量については、計量後の重量が分かる場合はその量、分からぬ場合は運搬車の荷台の容積などから推定した体積を記載してください。
- 書ききれない場合は裏面に記載してください。それでも記載欄が不足する場合は、裏面を複写して記載してください。

(5) 青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針について

・策定の経緯

本県における、産業廃棄物の不法投棄等の6割以上が建設・解体工事に伴い排出される建設系廃棄物によるものです。

建設系廃棄物の不法投棄等を抑止するため、建設系廃棄物の発生から処理までの各段階において、建設・解体工事の発注者、元請業者、産業廃棄物処理業者、行政及び県民の各主体が自ら取り組むべき事項を明らかにした「青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針」を平成30年12月に策定しました。

・目標

建設系廃棄物の大規模な不法投棄^{*}について、概ね10年以内の撲滅に向け、建設系廃棄物の適正処理を推進する。

* 大規模な不法投棄とは、環境省が公表している10トン以上の不法投棄とし、不適正保管や野焼きは含みません。

・概要

青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針の概要

I 策定の趣旨

本県の豊かな自然環境を保全し、将来の世代へ継承するため、県民・事業者・行政が一体となって持続可能な循環型社会を構築することが求められている。

その一方で、産業廃棄物の不適正処理は依然として後を絶たず、中でも、不法投棄については建設系廃棄物の割合が大きく、適正処理の推進が喫緊の課題となっているところ。

本指針は、建設系廃棄物の適正処理の推進のため、その発生から処理までの間に関係する各主体が取り組むべき事項を明らかにし、取組の促進を図るもの。

II 現状

1 産業廃棄物の処理状況

建設業からの産業廃棄物の排出量及び最終処分量が増加
※H25年度 1,145トン、全体の38.8%
(H20年度比で5.7%増加)

2 建設工事の状況

平成25年度が高水準となった後、平成26年度以降は、ほぼ横ばいで推移

3 産業廃棄物の不法投棄等の状況

大規模な不法投棄等の6割以上が建設系廃棄物によるもの

III 目標と進行管理

1 目標

「建設系廃棄物の大規模な不法投棄について、概ね10年以内の撲滅に向け、建設系廃棄物の適正処理を推進する。」

2 本指針の進行管理

建設系廃棄物の適正処理推進に向けた方策の協議・検討を目的に設置した「青森県建設系廃棄物適正処理推進会議」において、各主体の取組状況等を確認し、目標に向けて取り組む。

IV 建設系廃棄物の適正処理の推進に向けた課題

1 建設系廃棄物の排出量等の増加

・環境負荷低減のため建設系廃棄物最終処分量の減量が必要

2 適正処理の推進

・関係法令や環境に対する認識が不十分な事業者が存在
・不法投棄防止対策の一層の強化が必要

3 持続可能な処理体制の構築

・産業廃棄物処理業者の体制強化
・産業廃棄物処理業界の人材確保・人材育成

4 各主体の連携と情報共有

・建設系廃棄物適正処理のため各主体の連携強化及び情報共有

V 建設系廃棄物の適正処理の推進に向けた各主体に求められる取組

1 建設系廃棄物の排出量等の増加

・発注者及び事業者における排出量抑制と再資源化等による最終処分量の減量
・元請業者における適正処理など排出事業者としての責務の履行

2 適正処理の推進

・事業者における関係法令に則った建設・解体工事の施工と知識の習得
・県及び中核市と事業者等が連携・協力した不法投棄等防止対策と連携の強化

3 持続可能な処理体制の構築

・産業廃棄物処理業者に対する県及び中核市からの適切な助言と指導
・関係団体による産業廃棄物処理業者に対する技術習得や人材育成の支援

4 各主体の連携と情報共有

・事業者間の連絡・調整や県民の環境保全活動による不法投棄等の未然防止
・元請業者が産業廃棄物処理業者を選定するための情報共有

【策定主体：青森県建設系廃棄物適正処理推進会議】

・進行管理

本指針は、建設系廃棄物の排出・処理等に関する業界団体、建築主を置く市（青森市、弘前市及び八戸市）の建設部局及び環境部局並びに県の建設部局及び環境部局と構成される「青森県建設系廃棄物適正処理推進会議」において協議及び検討を行い、本会議が策定したものです。

指針の進行管理は、本会議において、各主体における取組の実施状況等を確認するとともに、目標にむけて取り組んでいくこととしています。

※青森県建設系廃棄物適正処理推進会議委員

(一社)青森県産業廃棄物協会専務理事

(公社)青森県宅地建物取引業協会会長

(一社)青森県解体工事業協会会長

青森市 都市整備部建築指導課長、環境部廃棄物対策課長

(一社)青森県建設業協会専務理事

弘前市 建設部建築指導課長、都市環境部環境管理課長

(一社)青森県建築士事務所協会会長

八戸市 都市整備部建築指導課長、環境部環境保全課長

青森県優良住宅協会会長

青森県 県土整備部整備企画課長、建築住宅課長、

環境生活部環境保全課長

【指針本文：青森県庁ホームページhttp://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/kenpaisisin.html】

14 医療業関係の廃棄物

(1) 医療関係機関等から発生する主な廃棄物

『医療関係機関等』(病院、診療所(保健所、血液センター等はここに分類される。)、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関(医学・歯学・薬学・獣医学に係るものに限る。))から排出される廃棄物は、次のように分類されます。

種類	例
産業廃棄物	燃え殻 焼却灰
	汚泥 血液(凝固したものに限る。)、検査室・実験室等の排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
	廃油 アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯油、ガソリン等の燃料油、入院患者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプ等の潤滑油、その他の油
	廃酸 レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液
	廃アルカリ レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液(凝固していない状態のもの)、その他のアルカリ性の液
	廃プラスチック類 合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、その他の合成樹脂製のもの
	ゴムくず 天然ゴムの器具類、ディスポーザブルの手袋等
	金属くず 金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、他の金属製のもの
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず アンプル、ガラス製の器具、びん、他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、他の陶磁器製のもの
	ばいじん 大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの
一般廃棄物	紙くず類、厨芥、繊維くず(包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類)、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」等

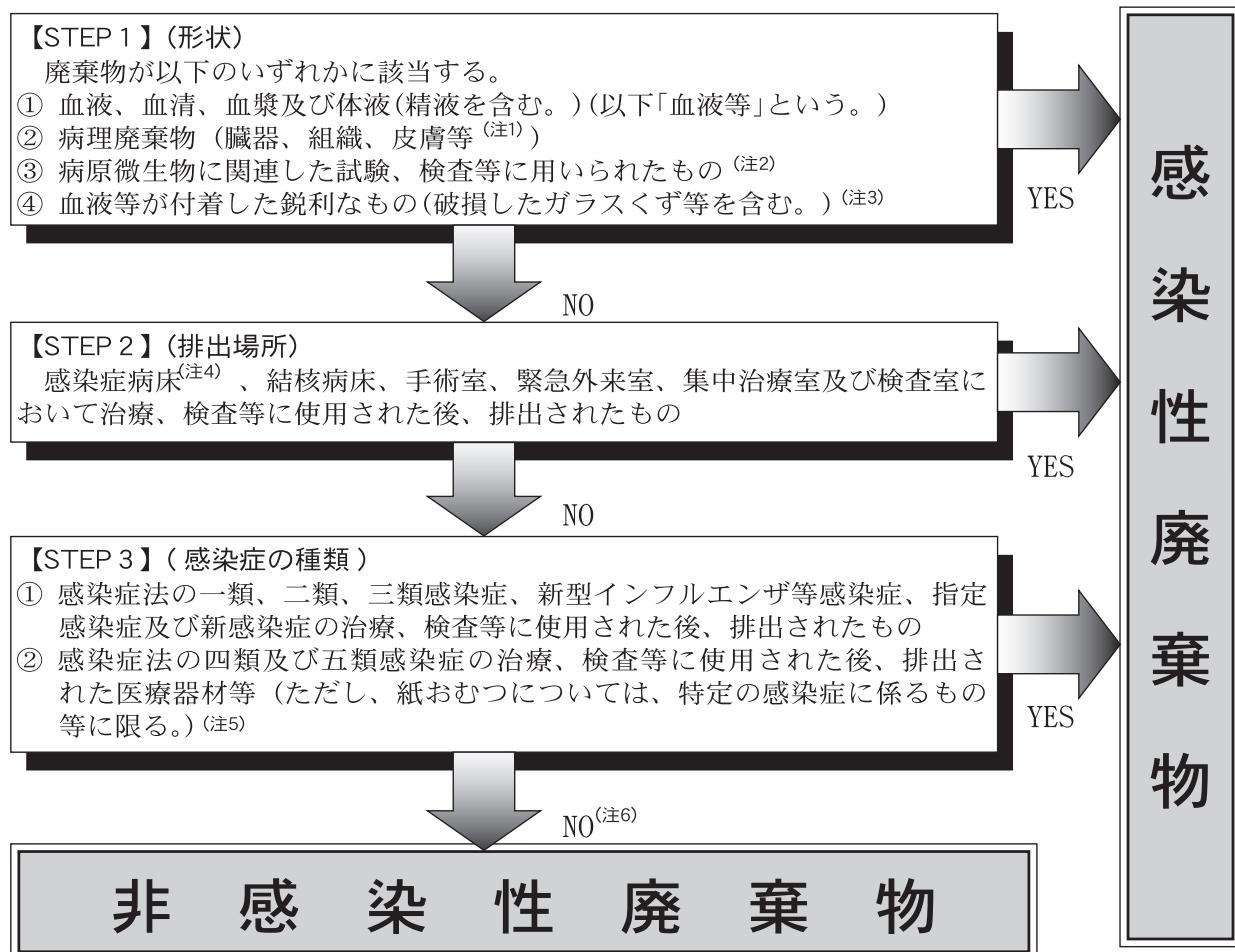
(2) 感染性廃棄物とは

感染性廃棄物とは、医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいいます。

感染性産業廃棄物は廃棄物処理法で特別管理産業廃棄物として指定されており、通常の廃棄物とは異なる処理基準や管理基準等に基づいて処理しなければなりません。

感染性廃棄物の取扱いは、環境省において取りまとめた「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成30年3月改訂)も参照してください。

感染性廃棄物の判断フロー



(注) 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

- ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- ・血液等が付着していない鋭利なもの(破損したガラスくずを含む。)

(注1) ホルマリン漬臓器等を含む。

(注2) 病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

(注3) 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイヤル等

(注4) 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

(注5) 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスポーザブルの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸血点滴sett、手袋、血液バック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿等)、紙おむつ、標本(検体標本)等

なお、インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつ*は、血液等が付着していないければ感染性廃棄物ではない。

(注6) 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等(医師、歯科医師及び獣医師)により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

*感染症ごとの紙おむつの取扱いについては、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を参考にしてください。

(3) 施設内における感染性廃棄物の処理

施設内では次に示すように、発生から処理までの各段階において適正に取り扱ってください。また、施設内で処理できない場合は専門の許可業者に委託してください。

① 分別

感染性廃棄物は、発生時点において、他の廃棄物と分別して排出しましょう。

医療関係機関等から発生する廃棄物は感染性廃棄物とその他の廃棄物とに分けられますが、感染性廃棄物は、公衆衛生の保持及び病原微生物の拡散防止の徹底の観点からより安全に配慮した取扱いを必要としますので、廃棄物の発生時点において他の廃棄物と分別してください。なお、感染性廃棄物と同時に生ずる他の廃棄物を感染性廃棄物と同等の取扱いをする場合はこの限りではありませんが、別の形態、方式で処理を行う場合は、必ず区分しなければなりません。

● 発生時点で分別してください。

- ・液状又は泥状のものと固形状のものは分別する。
- ・鋭利なものは他の廃棄物と分別する。

■ 検査室



■ 診察室



● 後で分けるのは危険です!!
必ず発生した場所、発生した
時点で分けましょう。

② 施設内での移動

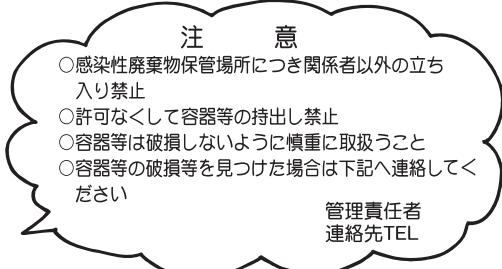
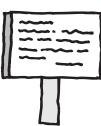
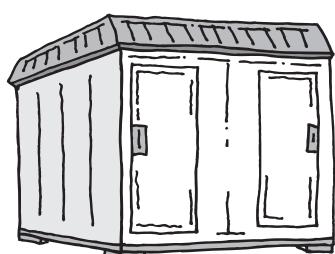
感染性廃棄物施設内における移動は、途中で内容物が飛散、流出しないように密閉容器に入れて行いましょう。

梱包前の感染性廃棄物は、蓋のついた容器に入れて蓋をすること等により、移動の途中で飛散、流出するおそれがないようにし、カート等により移動させてください。

③ 施設内での保管（法第12条の2 第2項）

- 1 感染性廃棄物が運搬されるまでの保管は極力短期間としましょう。
- 2 感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外立ち入れないように配慮し、感染性廃棄物は他の廃棄物と区別して保管しなければなりません。
- 3 感染性廃棄物の保管場所には、関係者の見やすい箇所に感染性廃棄物の存在を表示（P12参照）するとともに、取扱いの注意事項等（下図参照）を記載しなければなりません。

※腐敗するおそれのあるものをやむを得ず長期間保管する場合は、容器に入れ密閉すること、冷蔵庫に入れること等、当該感染性廃棄物が腐敗しないように必要な措置を講じなければなりません。
※保管は、保管施設により行い、感染性廃棄物の飛散・流出・地下浸透・悪臭発散が生じないように必要な措置を講じなければなりません。



(4) 梱包・表示（令第6条の5第1項第1号イ）

感染性廃棄物は、密閉でき、収納しやすく、損傷しにくい構造を有する容器に入れて、密閉しなければなりません。

また、容器に入った感染性廃棄物を他の容器に移し換えることは、飛散・流出の観点から好ましくないので、できるだけ行わないでください。

なお、容器には廃棄物の種類が分かるようにバイオハザードマーク等により表示をしましょう。

●感染性廃棄物の性状に応じて、次の容器を使用してください。

同一の処理施設で処理される場合は、必要に応じ一括梱包できます。なお、その場合には、廃棄物の性状に応じた容器の材質等を合わせ持つものを使用してください。

ア 鋭利なもの
(黄色のマーク)



針などを通さない堅牢なもの
(金属製、丈夫なプラスチック製等)

イ 固形状のもの
(橙色のマーク)



丈夫なプラスチックの二重の袋
や堅牢な容器

ウ 液状または泥状のもの
(赤色のマーク)



液がもれない密閉できるもの

非感染性廃棄物ラベルの例

非感染性廃棄物	
医療機関等名	
特別管理産業廃棄物 管理責任者	
排出年月日	

(5) 施設内処理（平成4年7月3日 厚生省告示第194号）

感染性廃棄物は、原則として、医療関係機関等の施設内において、次のとおり焼却、溶融、滅菌又は消毒等を行ってください。

（廃プラスチック類を0.1t／日を超えて処理できる焼却施設は、廃棄物処理法上の許可が必要であり、維持管理基準が適用されます。）

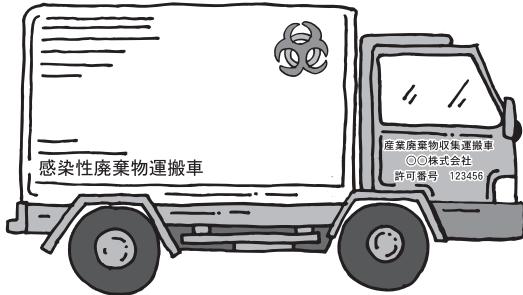
- ① 焼却設備を用いて焼却する方法
- ② 溶融設備を用いて溶融する方法
- ③ 高圧蒸気滅菌（オートクレーブ）装置を用いて滅菌する方法（さらに破碎する等滅菌したことを明らかにすること。）
- ④ 乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法（さらに破碎する等滅菌したことを明らかにすること。）
- ⑤ 消毒する方法（肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法や感染症法等で規定する方法とし、さらに破碎する等滅菌したことを明らかにすること。）

処理施設がない場合や、あっても性能的に適正処理が期待できない場合、あるいは周辺の生活環境の保全上施設の稼働が好ましくないときは、特別管理産業廃棄物処分業者に委託して処理しなければなりません。

(4) 感染性廃棄物の収集・運搬（令第6条の5）

感染性廃棄物の収集・運搬に当たっては、次のことに従って行わなければなりません。

- ① 感染性廃棄物が飛散したり流出したりしないようにし、密閉容器に入れること。
- ② 悪臭、騒音又は振動によって生活環境に支障を生じないようにすること。
- ③ 収集運搬の際には、感染性廃棄物の種類、取り扱う際に注意すべき事項を記載した文書を作成し携帯する、又は運搬容器に当該事項が表示されていること。
- ④ 感染性廃棄物は他の廃棄物と混載しないこと。
- ⑤ 原則として、収集後、直接処理施設へ運搬すること。
- ⑥ 積み替える場合はあらかじめその後の運搬先が定められていること。また、適切に保管できる量を超えたとき、感染性廃棄物が腐敗しないようにすること。
※事故防止のため、作業中はゴム手袋又はプラスチック手袋、保護メガネや保護マスク等を着用しましょう。また、緊急時における連絡体制等を備えておきましょう。



運搬車両は屋根が付いたボックスタイプのものか、荷台に丈夫な覆いを設けるなどの措置をしたものとし、雨などによる影響を受けないようにしなければなりません。

また、運搬車両には収集運搬基準で定められた表示及び書面を備え付けなければなりません。
(P14参照)

(5) 管理体制の確立

● 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（法第12条の2 第8項）

施設内での感染事故等を防止し、感染性廃棄物を適正に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければなりません。

感染性廃棄物に係る特別管理産業廃棄物管理責任者は、次のいずれかの者でなければなりません。

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士
- (2) 2年以上廃棄物処理法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者

● 帳簿の記載義務等（規第8条の18）

特別管理産業廃棄物である感染性廃棄物を排出する事業者については、事業場ごとに次の内容を記載した帳簿を備え、毎月末までに前月分について記載を終了するとともに、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければなりません。

運 搬	1 特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
	2 運搬年月日
	3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
	4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処 分	1 特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地
	2 処分年月日
	3 処分方法ごとの処分量
	4 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

備考

運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等又は二以上の事業者による産業廃棄物の特例認定に係る産業廃棄物が含まれる場合、各区分に応じそれぞれの事項について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。

● 処理計画の作成

施設内で発生する感染性廃棄物の種類、発生量等を今までの実績をもとに把握し、感染性廃棄物の適正な処理が行われるよう処理計画を作成しましょう。（処理方法等が追加された場合など必要に応じて見直しをしましょう。）

また、必要に応じて管理規程を作成し、感染性廃棄物についての、具体的な取り扱い方法（排出、分別、梱包、保管、処理等に係る具体的な実施細目）、注意事項を定め、処理計画書とともに冊子として編集し、施設内の関係者への周知を図ってください。

施設内で滅菌、消毒などの処理を行い、感染性廃棄物を非感染性廃棄物になるように処理する場合にあっては、感染性廃棄物の発生から滅菌又は消毒処理するまでの間にについて感染性廃棄物として記載してください。なお、非感染性廃棄物となったものについては、非感染性廃棄物として処理計画を定めてください。

処理計画の策定については、46～47ページも参考にしてください。多量排出事業者に該当する場合は、産業廃棄物処理計画を策定し提出する必要があります。（法第12条第9項、法第12条の2第10項）

● 処理計画に関する事項

- (1) 発生状況
- (2) 分別方法
- (3) 施設内の収集運搬方法
- (4) 滅菌等の方法（施設内で処理を行う場合に限る。）
- (5) 梱包方法
- (6) 保管方法
- (7) 収集運搬業者及び処分業者の許可証、
委託契約の写し（業者に委託する場合に限る。）
- (8) 緊急時の関係者への連絡体制



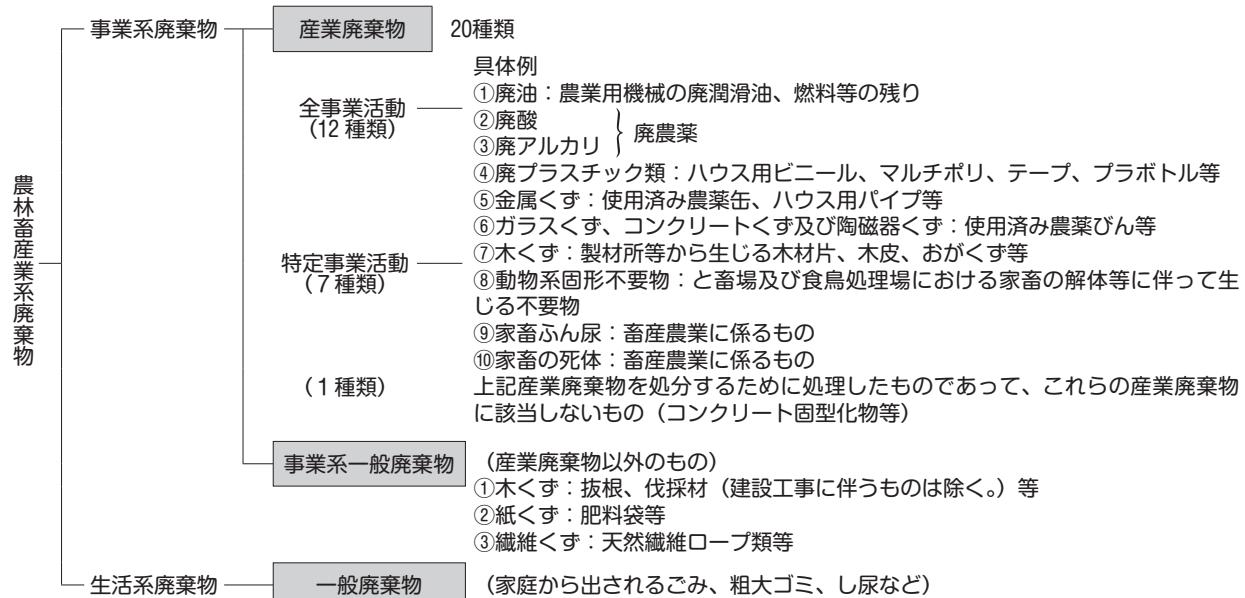
15 農林畜産業関係の廃棄物

農業用廃プラスチックの野焼きや不法投棄は違法行為として罰則が科せられます（P51参照）

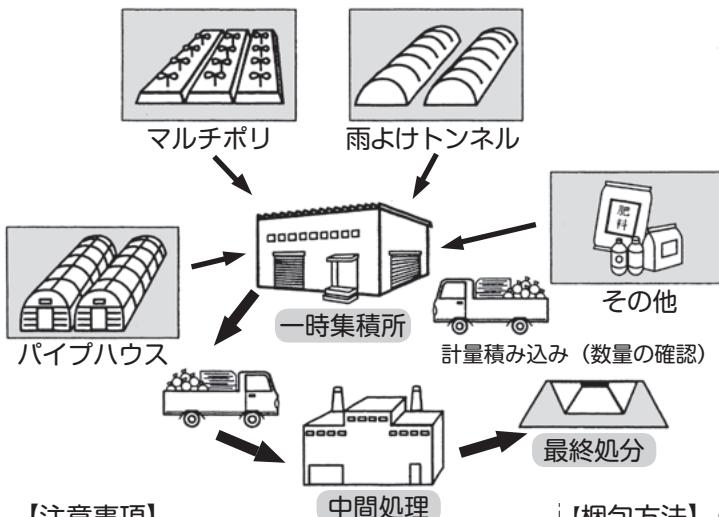
農林畜産業から排出される廃棄物は、次のように分類されます。

※動植物性残さについては、食料品製造業（加工所等）から排出される場合は産業廃棄物となります。

（1）農林畜産業系廃棄物の種類



（2）農業用使用済プラスチック類処理体制（例）



【注意事項】

パイプハウス

はと目及び補強テープなどは、被覆資材と同じ材質の物を使用すること。飛散防止に竹や金具を使用している場合や、泥、木片、金属が付着している場合は、これらを必ず取り除くこと。

マルチポリ及び雨よけトンネル

被覆資材に付着している泥・木片・金属などの異物や野菜くずなどは必ず取り除くこと。

農薬用ラボトル

完全に使い切った容器に水を入れて、最低3回以上洗い農薬が残っていない状態にすること。

肥料袋及び農薬空袋

完全に使い切ること。

◎主な農業用プラスチックの種類

●ポリエチレン

野菜のマルチ栽培やトンネル栽培などで使用されているフィルム（農ポリ）や、パイプハウスなどの被覆資材として使用されているフィルム（農PO）などがあります。肥料袋や農業用ラボトルもポリエチレン製品に含まれます。

●塩化ビニール

パイプハウスなどの被覆資材として使用されているフィルムなどで、表面にブルーで「農ビ」とプリントされています。

※ 使用済みのプラスチックは、天気の良い日に乾燥させ、できるだけ泥などを落としてから梱包しましょう（泥なども処理料金に含まれることになります。）

ポリエチレンと塩化ビニールは、それぞれ処理方法が異なる場合があります。分別して梱包しましょう。

空ボトル

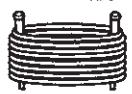
容量を小さくしてからポリ系の透明なゴミ袋などに入れること。



【梱包方法】（例）

フィルム関係

必ずポリエチレンと塩化ビニールとに分別すること（杭に巻き付ける）。



10~15kgに縛る

同じ材質の物をひもにして2カ所を結束すること。

袋

同じ材質の物をひもにして十字に結束すること。

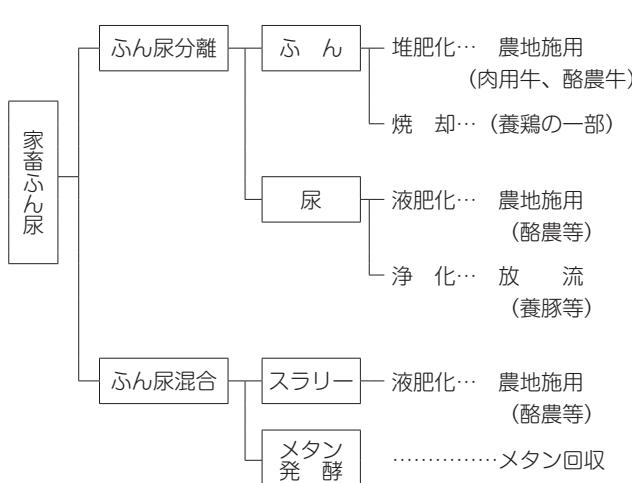


※ 運搬や処理方法などにより梱包の仕方が異なる場合があります。

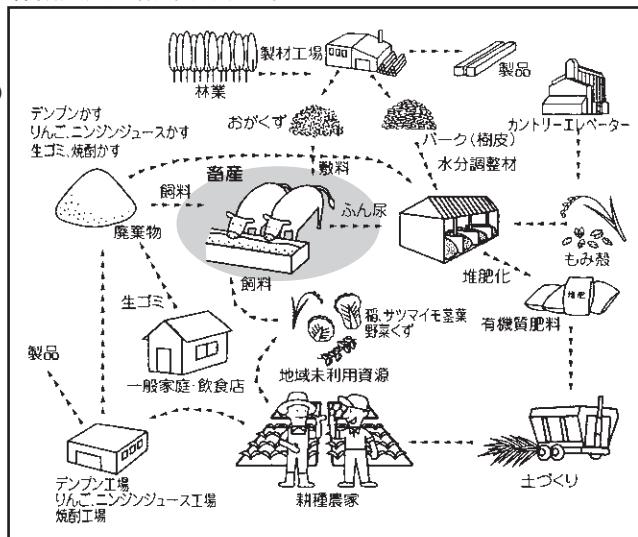
留意事項

マニフェストの交付については、例えば農業協同組合又は協議会を構成する市町村が農業者の排出する廃プラスチック類の集荷場所を提供する場合のように、産業廃棄物を運搬受託者に引き渡すまでの集荷場所を事業者に提供しているという実態がある場合であって、当該産業廃棄物が適正に回収・処理されるシステムが確立している場合には、農業者の依頼を受けて、当該集荷場所の提供者が自らの名義においてマニフェストの交付の事務を行っても差し支えありませんが、この場合においても、処理責任は個々の事業者にあり、産業廃棄物の処理に係る委託契約は、事業者の名義において別途行わなければなりません。

(3) 家畜ふん尿の処理方法



有機質資源循環利用対策



16 漁業関係の廃棄物

(平成3年12月26日衛産第74号)

漁業から排出される廃棄物は次のとおりです。魚介類残さについては、食料品製造業（加工所等）から排出される場合は、産業廃棄物となります。

(1) 漁業廃棄物の種類（例）

事業系一般廃棄物等	分類	具体例
	木くず 紙くず 繊維くず 魚介類残さ 燃え殻	木船、艤装材、竹竿、木製魚箱 包装材、ダンボール 天然繊維ロープ類、ウエス類 貝類、付着物残さ、へい死魚 一般廃棄物の焼却残さ
その他(生活系)		日用雑貨品

産業廃棄物	分類	具体例
	廃プラスチック類 廃油 金属くず	F R P 船、漁網、発泡スチロール 魚箱、包装資材、フロート、浮子類、 廃シート類、化繊ロープ類、ブイ 廃潤滑油、燃料・塗料等の使用残渣 鋼船、漁船艤装材、アンカー、養 殖いけす用金網、廃缶類、廃ワイ ヤー類 廃ガラスフロート、たこ壷

(2) 廃棄物ごとの再生利用例

廃棄物	用途	再生利用工程例
漁船	鉄くず 魚礁	艦装解除→溶接解体→鉄くず 艦装解除→一部改造→魚礁
	F R P 船 魚	艦装解除→解体・破碎→乾留→油脂 カーボン原料
	木船	艦装解除→解体・破碎→燃料又は チップ
漁網	油 カーボン原料 魚礁	分別→溶融固化→プラスチック原料 分別→縫製→防獣、防鳥用ネット
	燃料 チップ	分別→破碎→飼料
貝類等	飼料 暗きよ材 水質浄化剤 カルシウム剤	分別→破碎→加工・組立→暗きよ材 分別→破碎→水質浄化剤 分別→破碎→精製→カルシウム剤
	へい死魚	破碎→加工→魚粉
	発泡スチロール	分別→溶融固化（ペレット他）→プラスチック原料
廃油	燃料	燃料

(3) 収集運搬

- ① 荷こぼれのないよう荷積みの状況を確認し、運転中に飛散のおそれのないように荷台をシート等で覆う。
- ② 悪臭や汚水、溶出液が、運転中に荷台から漏れるおそれのないようにコンテナに入れたり、蓋付箱型トランクを使用したり適切な措置を講じる。
- ③ 廃棄物の種類によって、単位体積重量が異なるので、過積載にならないように注意する。

(4) 廃棄物ごとの処理方法

① 漁船

- 1) 排出事業者は、漁船の廃船を行う場合、できるだけエンジン、航行計器を艤装解除して売却し、廃棄物としての徹底した減量化並びに分別化に努める。
- 2) 排出事業者は、漁船の材質に応じた再生利用を極力推進する。
- 3) 排出事業者は、FRP船及び木船の解体・破碎・焼却等の中間処理を、適正な処理施設によって自らが行うことができない場合、廃棄物処理業者等の専門事業者に委託して処理する。
- 4) 埋立処分をする場合は、埋立跡地の効果的な利用を阻害しないようにするために破碎などを行う。

留意事項

- 1) 漁船は、エンジン、航行計器、金属（真鍮等）製部品等の売却が一般に行われている。しかし、これらの艤装解除が中途半端に行われると、次の段階での処理（解体・破碎・再生等）に支障を生じる場合があるので、徹底した艤装解除が望まれる。
- 2) 漁船の再利用については(2)再生利用例の項を参照すること。
- 3) 排出事業者自らの手でFRP船や木船の中間処理（解体・破碎・焼却）を行う場合、漁港区域や海浜で安易に行われる場合が多く、残存油脂の流出や有毒ガスや煙、粉じんの発生が見られる。したがって、これらの処理を適正に行える処理施設を有しない排出事業者は自ら処理は行わず、専門の処理業者に委託すること。

② 漁網

- 1) 排出事業者は、廃網を中間処理により、再生網として加工したりプラスチック原料化するなど、再生利用を極力推進する。
- 2) 再生利用ができないものについては、原則として焼却し、できるだけ直接埋立処分をしない。
- 3) 漁網等の焼却は焼却施設を用いて行う。
- 4) 焚却を行わずに埋立処分をする場合には、埋立用地の効果的な利用を阻害しないようにするために破碎（裁断）などを行う。

留意事項

- 1) 再生利用を容易にするために付着物を除去する。
- 2) 再生利用を行う漁網について屋外保管を行う場合は、紫外線による材質の劣化を防止するためにシートで覆う。
- 3) 焚却は焼却施設を用いて行う。
- 4) 付着物を除去した廃網はあらかじめおおむね15cm以下に裁断するなどして安定型処分場で埋め立てる。

③ 貝殻等

- 1) 排出事業者は、貝殻等を中間処理により、炭酸カルシウムの原料にするなど再生利用を極力推進する。
- 2) 貝殻等を埋立処分する場合には、最終処分場でこれを処理する。
- 3) 付着生物残さは、そのまま埋立処分せず、焼却することが望ましい。

留意事項

- 1) 再生利用を容易にするために付着物を除去する。
- 2) 付着生物残さは、そのまま埋立処分せず焼却することが望ましい。

④ へい死魚

- 1) 排出事業者は、へい死魚を中間処理により、魚かす肥料等に加工するなど、再生利用を極力推進する。
- 2) へい死魚は腐敗が速いので、焼却等の中間処理を行い、できるだけ直接埋立処分しない。

留意事項

- 1) へい死魚は、魚かす肥料等に再利用することが望ましい。へい死魚の腐敗による悪臭の発散を防止するため、早急に処分する。
- 2) へい死魚の処分は、そのまま埋立処分せず焼却することが望ましい。

⑤ 発泡スチロール（魚函）

- 1) 排出事業者は、発泡スチロール（魚函）を中間処理により、プラスチックの原料にするなど、再生利用を極力推進する。
- 2) 再生利用ができないものについては、原則として焼却し、できるだけ直接埋立処分しない。
- 3) 発泡スチロール（魚函）の焼却は焼却施設を用いて行う。
- 4) 埋立処分をする場合には、埋立跡地の効果的な利用を阻害しないようにするために破碎、溶融などを行う。

留意事項

- 1) 再生利用を可能とするために、浄化し、シール等をはがすこと。
- 2) 排出事業者は再生利用を円滑化するために、又は減量化するために溶融設備等により溶融固化することが望ましい。
- 3) 焚却は焼却設備を用いて行う。

⑥ 廃油

- 1) 排出事業者は、廃油等を暖房用の燃料として使用するなど、再生利用を極力推進する。
- 2) 再生利用ができないものについては、焼却等の処理を行う。
- 3) 廃油の放置、埋立、投棄は行わない。

留意事項

- 廃油は土壤中で分解を受けにくく、油分により地下水及び公共用水域の汚染をきたすため、埋立処分を行ってはいけない。
- 1) エンジンオイル等の廃油は、暖房もしくは、ボイラー燃料や焼却炉の助燃材として利用することが望ましい。
 - 2) 不純物等を含むある廃油は自ら処分を行わず、専門の処理業者に委託することが望ましい。

⑯ ダイオキシン類抑制対策

● 廃棄物焼却炉から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度についても基準が設けられています

- 新設・既設の別、燃焼室（炉）の規模に応じて、排ガス中のダイオキシン類濃度について基準が設けられています。
- 各施設においては、少なくとも年1回はダイオキシン類濃度を測定し、基準に適合していることを確認する必要があります。

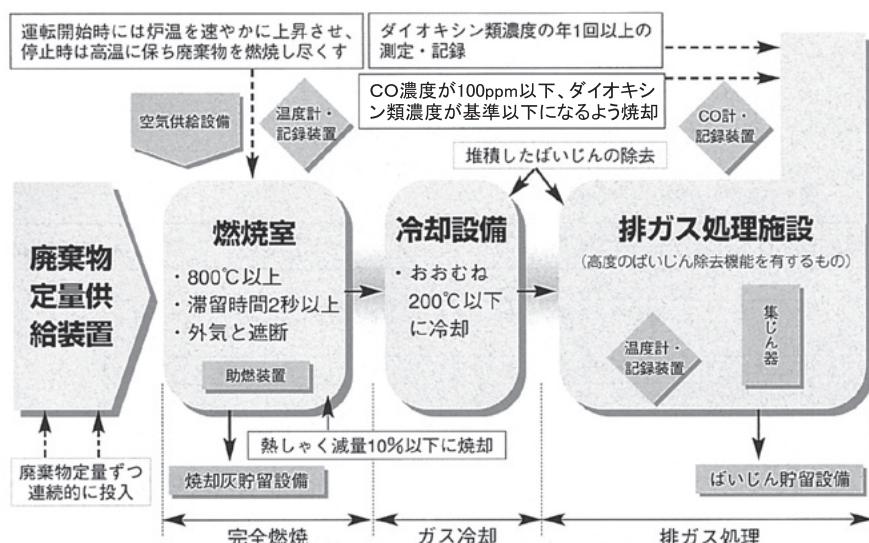
ダイオキシン類濃度の基準

(単位: ng-TEQ/m³ N)

燃焼室（炉）の処理能力	新設施設	既存施設
	H9. 12. 2～	～H9. 12. 1
4 t/h以上	0.1	1
2～4 t/h	1	5
2 t/h未満	5	10

(注)各燃焼室（炉）ごとに基準値が設定されているのでご注意ください。

構造基準・維持管理基準のイメージ



● 野焼きは原則として禁止されています（法第16条の2）

規制の内容

- 焼却設備を用いて廃棄物を焼却処理する、いわゆる「野焼き」が全国各地で問題になっていますが、野焼きはダイオキシン類の排出という面でも問題があります。
- 廃棄物処理法においては、従来より処理基準で「焼却の際には焼却設備を用いて焼却すること」と定められ、野焼きが禁止されており、廃棄物を焼却する際に用いる焼却設備及び焼却方法に関する基準も設定されています。この基準は、施設の規模にかかわらず適用され、廃棄物を焼却する際にはこれを遵守しなければなりません。
- 野焼きをした場合、罰則として、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が設けられています。また、法人に対しては、両罰規定として3億円以下の罰金が設けられています。

(P51参照)

燃 焼 方 法	基 準	備考（必要と考えられる対策の例）
	煙突から焼却灰及び未燃物を飛散させないこと	・適正な負荷となるよう、焼却量を調整する ・排ガス処理設備や飛散防止ネットを設置する
	煙突の先端から火炎又は黒煙（注1）を出さないこと	・適正な負荷となるよう、焼却量を調整する ・必要な量の空気を通風させる
	煙突の先端以外から燃焼ガスを出さないこと	・隙間や破損部分がない焼却設備を用いる ・焼却中は廃棄物投入口の扉を開めておく ・適正な負荷となるよう、焼却量を調整する
	空気取入口・煙突の先端以外には焼却設備内と外気との接続することなく、燃焼室において発生するガスの温度が800°C以上の状態で、廃棄物を焼却できるものであること	・隙間や破損部分がある場合には補修する
設 備 の 構 造	燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること	・十分な高さ及び口径の煙突を設置する ・送風機を設置する
	外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入する事が出来るものであること（注2）	・二重扉を設置する
	燃焼室中に燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること	・温度計を設置する
	燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること	・助燃バーナーを設置する

(注1) 黒煙については、JIS D8004に定める汚染度が25%を超えるものでないことが目安になります。
(注2) ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。

● ダイオキシン類対策特別措置法関係等

(H12. 1. 15施行)

- (1) **ダイオキシン類**：ポリ塩化ジベンゾフラン（P C D F）、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（P C D D）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーP C B）
- (2) **T D I (耐容一日摂取量)**：4 pg-TEQ/kg 体重／日
- (3) **環境基準**：大気（年平均値0.6pg-TEQ/m³以下）、水質（年平均値1 pg-TEQ / L以下）、水底の底質（150 pg-TEQ/g以下）、土壤（1,000pg-TEQ/g以下）
- (4) **特定施設**：設置届出、排出基準遵守、毎年1回以上の測定及び報告義務。

● ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気基準適用施設（特定施設）の排出基準

(単位：ng-TEQ/m³ N)

番号	種類	施設規模	新設施設排出基準	既存施設*排出基準
1	焼結炉（銑鉄製造用）	原料処理能力1t/h以上	0.1	1
2	製鋼用電気炉	変圧器定格容量1000kVA以上	0.5	5
3	亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉)	原料処理能力 0.5t/h以上	1	10
4	アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、乾燥炉)	原料処理能力 0.5t/h以上	1	5
// (溶解炉)	容量1t以上			
5	廃棄物焼却炉 (焼却能力50kg/h以上又は 火床面積0.5m ² 以上)	焼却能力4t/h以上	0.1	1
		焼却能力2t/h以上4t/h未満	1	5
		焼却能力2t/h未満	5	10

*既存施設：H12.1.15において現に設置されている施設をいう。廃棄物焼却炉のうち火格子面積が2 m²以上又は焼却能力が200kg/h以上のもの及び製鋼用電気炉にあっては、H9.12.2以降に設置の工事が着手されたものについて新設施設の排出基準が適用になる。

● ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質基準対象施設（特定施設）の排出基準

(単位：pg-TEQ/L)

番号	施設の種類	排出基準
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ織維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化チレン洗浄施設	
7	カブロラクタムの製造（塩化ニトロソルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるものの イ 硫酸濃縮施設 □ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 □ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ロ過施設 □ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフチノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ロ過施設 □ 廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサンジバイオレットの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 □ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサンジバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 □ 湿式集じん施設	10
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 □ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ロ過施設 □ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉（火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/h以上）から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 □ 湿式集じん施設	
16	廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設及びポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	
17	フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ブラズマ反応施設 □ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設（第1号から第17号まで及び第19号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（第18号に掲げるものを除く。）	

(5) 廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、焼却灰その他燃え殻及び廃ガス洗浄施設汚泥並びにこれらの処理物

新設	3ng-TEQ/g以下	既設	3ng-TEQ/g以下	(セメント固化、薬剤処理又は酸抽出処理を行っている) ものは基準を適用しない。
----	-------------	----	-------------	--

基準を超えるものは特別管理廃棄物。

毎年1回以上の測定報告義務（汚泥を除く。）

(6) 廃棄物最終処分場の放流水、地下水

放流水	10pg-TEQ/L以下	対象	法第8条第1項許可施設
地下水	年平均値1pg-TEQ/L以下		法第9条の3第1項届出施設 法第15条第1項許可施設

毎年1回以上の測定義務

⑯ ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理対策

●ポリ塩化ビフェニルとは

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、絶縁性、不燃性などの特性から電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていましたが、昭和43年のカネミ油症事件によりその毒性が社会問題化し、昭和49年には製造と新たな使用が禁止されています。

●PCB廃棄物の処理の状況について

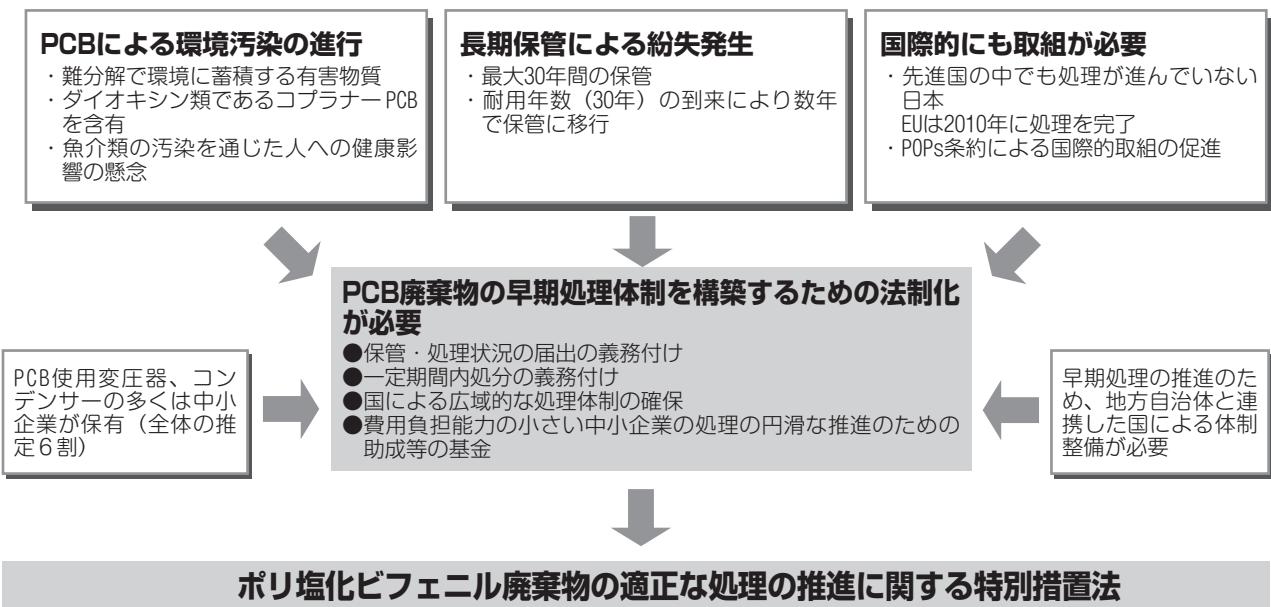
これらPCBを使用した製品が使われなくなったものは、PCB廃棄物として処理することとなります。これらPCB廃棄物の処理について民間主導により幾度か施設の設置がありました。住民の理解を得られなかつたことなどから現在まで処理施設がなく、ほぼ30年の長期にわたりほとんど処理が行われず、保管が続いている状況にあります。このことから、PCB廃棄物が紛失したり、行方不明になったものによる環境汚染が懸念されています。

●ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法について

PCB廃棄物を処理するための体制を速やかに整備し、確実かつ適正な処理を推進することが急務となっていたことから、平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）」が施行され、PCB廃棄物の保管事業者に対する保管状況等の届出、一定期間内の適正処理の義務付けがなされました。

また、平成28年8月にPCB特別措置法が改正され、高濃度PCB廃棄物・使用製品の処分の義務付け、都道府県知事の報告徴収・立入検査権限の強化、高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行等の規定が定めされました。

平成16年4月から、環境事業団のPCB廃棄物処理事業は、国の全額出資により設立された中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）に承継されています。



1. PCB廃棄物の処理計画

- 国は、PCB廃棄物処理基本計画を策定。
- 都道府県は、国との基本計画に即してPCB廃棄物処理計画を策定。

2. PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の確保

- 事業者は、そのPCB廃棄物の保管・処分の状況を都道府県知事（政令市長）に届出。
- 事業者に対し、PCB廃棄物の期限内の処分を義務付け。
期限内に処分しない場合、環境大臣又は都道府県知事（政令市長）が改善命令。
- 環境大臣が、PCB製造者等に対し、処理の円滑な推進のための資金の出えん等の協力を要請。

※PCBの用途

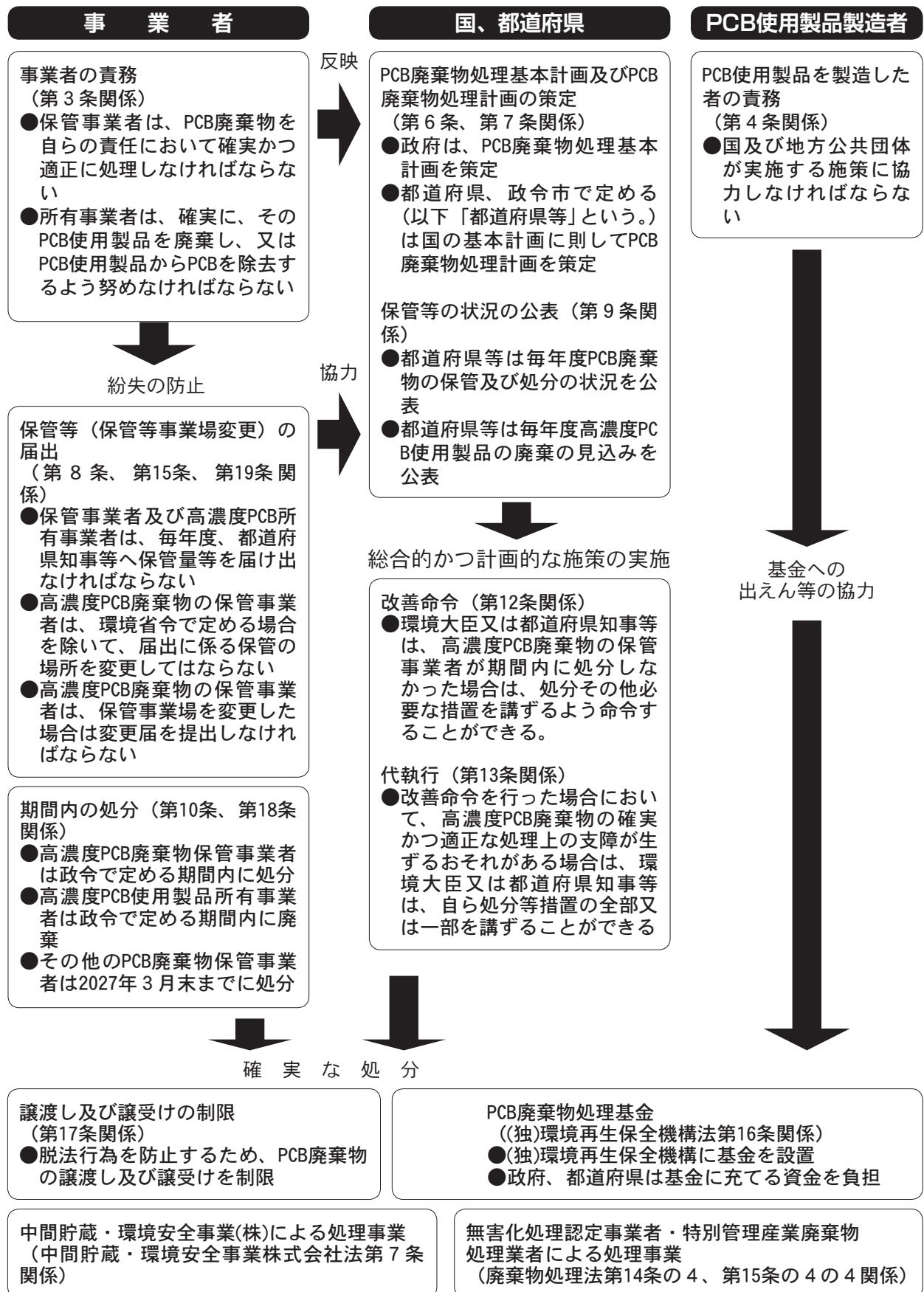
国内では、昭和47年までに54,000tのPCBが使用されており、主な用途では、電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙など、様々な用途に利用されていました。現在は、製造と新たな使用が禁止されています。

用途大別	商品別・使用場所
絶縁油 コンデンサー用	ビル・病院・鉄道車両・船舶等のトランク 蛍光灯・水銀灯等の安定器、冷暖房器・洗濯機・白黒テレビ・電子レンジ等の家電用、モーター用等の固定ベル・バーコンデンサ、直流用コンデンサ・蓄電用コンデンサ
	各種化学生産・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における加熱と冷却、船舶の燃料油予熱、集中暖房、バネルヒーター
潤滑油 可塑剤	高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油・極圧添加剤 電線の被覆・絶縁テープ
	ポリエスチル樹脂、ポリエチレン樹脂、ゴム等に混合
感圧複写紙 塗料・印刷インキ	接着剤、ニス・ワックス、アスファルトに混合 ノーカーボン紙（溶媒）、電子式複写機
	難燃性塗料、耐食性塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料、印刷インキ
その他	紙等のコーティング、自動車のシーラント、陶器ガラス器の彩色、カラーテレビ部品、農業の効力延長剤、石油添加物剤

※それぞれの機器にPCBが含まれているかどうかは、銘板に載っている形式や製造年月をもとに各メーカーに問い合わせてください。

●ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）の体系

※PCB濃度が0.5% (=5,000ppm)を超えるものは高濃度PCB、0.5%以下のPCB廃棄物及び微量PCB汚染廃電気機器等は低濃度PCBに分類されます。



●PCB廃棄物を保管する事業者及び使用中のPCB使用製品を所有する事業者に課せられる規制

(1) 保管及び処分の状況等の届出

PCB廃棄物を保管している事業者及び使用中の高濃度PCB使用製品（高濃度PCB使用電気工作物を除く。）を所有している事業者は、毎年度6月30日までに、前年度のPCB廃棄物の保管及び処分の状況及び高濃度PCB使用製品の廃棄（高濃度PCB使用製品の使用を止め、高濃度PCB廃棄物とすること）の見込みについて、都道府県知事（政令市長）に届け出なければなりません。

都道府県知事（政令市長）は、毎年度、事業者から提出された上記保管等の届出書について、PCB廃棄物の保管及び状況等を公表することとされています。

PCB廃棄物の保管の場所を変更したときは、その変更のあった日から10日以内に、変更前の保管の場所の所在地の都道府県知事（政令市長）及び変更後の保管の場所の所在地の都道府県知事（政令市長）に届け出なければなりません。

なお、高濃度PCB廃棄物については、保管場所の変更は禁止されています。ただし、PCB特措法施行規則によりJESCOの各事業区域内での移動の場合又は環境大臣に確認を受けた場合は、特例として認められます。

全てのPCB廃棄物の処分を終了した（自ら処分し、又は処分委託契約を締結した）とき、全ての高濃度PCB廃棄物の処分を終了した（自ら処分し、又は処分委託契約を締結した）とき、又は全ての高濃度PCB使用製品（高濃度PCB使用電気工作物を除く。）の廃棄（高濃度PCB使用製品の使用を止め、高濃度PCB廃棄物とすること）を終了したときは、終了した日から20日以内に、その旨を都道府県知事（政令市長）に届け出なければなりません。
→届出を行わなかった者又は虚偽の届出をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

(2) 期間内の処分

高濃度PCB廃棄物を保管している事業者は、PCB特措法施行令で規定する期限（変圧器・コンデンサー等は2022年3月31日、安定器及び汚染物等は2023年3月31日）までに、高濃度PCB廃棄物を自ら処分するか、若しくは処分を他人に委託しなければなりません。

また、使用中の高濃度PCB使用製品を所有している事業者は、上記期間内に、高濃度PCB使用製品の廃棄（高濃度PCB使用製品の使用を止め、高濃度PCB廃棄物とすること）をし、高濃度PCB廃棄物を自ら処分するか、若しくは処分を他人に委託しなければなりません。

他のPCB廃棄物（低濃度PCB廃棄物）を保管している事業者は、2027年3月31日までに、低濃度PCB廃棄物を自ら処分するか、若しくは処分を他人に委託しなければなりません。

なお、環境大臣又は都道府県知事（政令市長）は、事業者が上記の処分期間又は当該処分期間の末日から1年を経過した月（特例処分期限日）までに処分しなかった場合には、その事業者に対し、期限を定めて、PCB廃棄物の処分など必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

→違反すると、3年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金又は併科に処せられます。

(3) 譲渡し及び譲受けの制限

何人も、環境省令で定める場合のほか、PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けはならないこととされています。

→違反すると、3年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金又は併科に処せられます。

(4) 承継

事業者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部を承認した者は、その事業者の地位を承継するものとされています。事業者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、その旨を都道府県知事（政令市長）に届け出ことになっています。

→届出を行わなかった者又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処せられます。

(5) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

PCB廃棄物を保管している事業者は、PCB廃棄物の処理に関する業務を適正に行わせるために、事業所ごとに廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません。
→違反すると、30万円以下の罰金に処せられます。

青森県庁HPにおいて「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の期限内処理に向けて」を掲載していますので御参考ください。

青森県庁ホームページ「環境保全ページ」

(<http://www.pref.aomori.lg.jp/nature./kankyo/hozenka.html>)

⑯ 有害使用済機器の保管等に係る届出制度

(1) 有害使用済機器とは（令第16条の2）

有害使用済機器とは、使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものとされており、具体的には、家電リサイクル法に定める4品目と、小型家電リサイクル法に定める28品目の合計32品目となります。（下表参照）

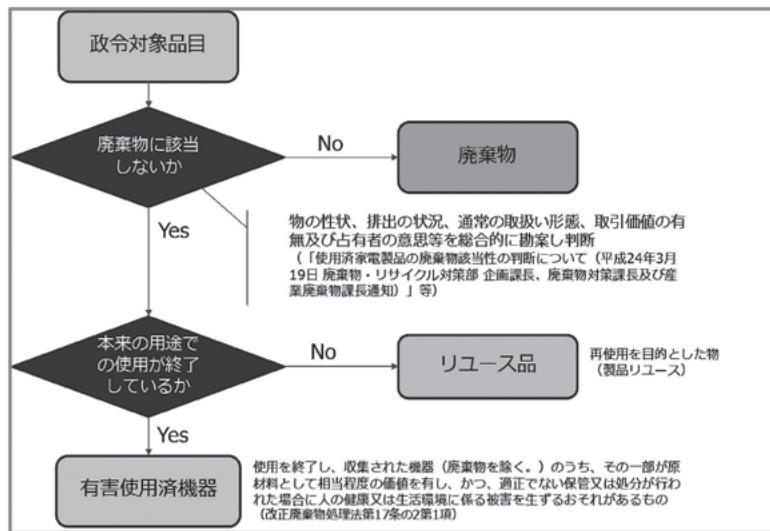
1	ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）	12	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。）	23	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）
2	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	13	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。）	24	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
3	電気洗濯機及び衣類乾燥機	14	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。）	25	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
4	テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの	15	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	26	パソコンコンピュータ
イ	プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるよう設計したものを除く。）				
	□ ブラウン管式のもの				
5	電動ミシン	16	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	27	プリンターその他の印刷用電気機械器具
6	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	17	電気マッサージ器	28	ディスプレイその他の表示用電気機械器具
7	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	18	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	29	電子書籍端末
8	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	19	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具	30	電子時計及び電気時計
9	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	20	蛍光灯器具その他の電気照明器具	31	電子楽器及び電気楽器
10	フィルムカメラ	21	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	32	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具
11	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具	22	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具		

※有害使用済機器は、電池式かコンセント式かを問わず、電気で稼働するものは全て含まれます。

また、電池式の場合、現に電池が組み込まれているかどうかで判断するのではなく、電池により稼働する構造のものであれば、全て有害使用済機器に含まれます。

(2) 有害使用済機器の判別（法第17条の2）

有害使用済機器の判別に係るフローは下図のとおりであり、政令で定める32品目のうち、廃棄物に該当しないものであって、本来の用途での使用が終了しているものが対象となります。



(3) 有害使用済機器等保管等業者による届出（法第17条の2、規第16条の4）

有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。以下「有害使用済機器等保管等業者」という。）は、事前に、県（事業場が青森市内である場合は青森市、八戸市内である場合は八戸市）に届出する必要があります。

① 届出対象となる業者

有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者であって、適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く者（法第17条の2）

「適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者」は、次のとおりです。（規第13条の2）

- ・有害使用済機器が廃棄物になったものの処理（有害使用済機器の保管、処分又は再生を業として行おうとするときは、それぞれ当該廃棄物の保管、処分又は再生）に係る、廃棄物処理法、特定家庭用機器再商品化法又は使用済小型電気機器等の再資源化の促進に関する法律による許可、認定、委託又は指定を受け、かつ、当該許可等に係る事業場において有害使用済機器の保管を業として行おうとする者
- ・市町村、都道府県、国である場合
- ・有害使用済機器の保管の用に供する事業場（二以上の事業場を有する者にあっては、各事業場）の敷地面積が100m²を超えないものを設置する場合
- ・有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う場合であって、当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行うとき

② 届出先

事業場を管轄する環境管理部（事業場が青森市内である場合は青森市廃棄物対策課、八戸市内である場合は八戸市環境保全課）

③ 届出事項

- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・事業の範囲
- ・事務所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積
- ・保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ
- ・有害使用済機器の保管の高さのうち、最高のもの
- ・処分又は再生を行う場合にあっては、当該処分又は再生に係る事業場の所在地及び処分又は再生を行う有害使用済機器の品目
- ・事業の用に供する施設を設置する場合にあっては、当該施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
- ・届出をしようとする者が未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

④ 添付書類

- ・事業計画の概要を記載した書類
- ・事業場の平面図及び付近の見取図
- ・事業の用に供する施設を設置する場合にあっては、当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明ら

- かにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- ・届出をしようとする者が事業場及び事業の用に供する施設を使用する権原を有することを証する書類
 - ・有害使用済機器の処分又は再生を行として行う場合には、当該処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類
 - ・届出をしようとする者が個人であるときは、住民票の写し
 - ・届出をしようとする者が法人であるときは、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ・届出をしようとする者が未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人であるときは、その法定代理人の住民票の写し
- ※届け出た内容を変更しようとするときは、変更の日の10日前までに届出を行う必要があります。（法第17条の2、規第13条の4）
- ※有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止の日から10日以内に届出を行う必要があります。（令第16条の4、規第13条の11）

(4) 有害使用済機器の保管又は処分に関する基準(令第16条の3第1号、第2号、第3号)

ア 保管の基準（令第16条の3第2号）

有害使用済機器保管事業者は、次の基準に従い、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがないように有害使用済機器を保管しなければなりません。

- 保管場所の周囲に囲いが設けられていること。
- 保管に関し必要な事項を表示した掲示板が、外部から見やすいところに設けられていること。（右図参照）
 - ・有害使用済機器の保管の場所である旨の表示（処分又は再生を行う場合は、保管の場所である旨に加えて処分又は再生の場所である旨を表示すること。）
 - ・保管する有害使用済機器の品目（代表的な取扱品目を3つ以上記載。なお、代表的な品目の選定に当たっては、取扱量上位3種を選定するなど、取扱実態と乖離しない品目を選定すること。）
- 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- 屋外で容器を用いずに保管する場合は、保管高の上限
- 保管場所から汚水が飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭が発散しないよう次に掲げる措置を講ずること。
 - ・保管する有害使用済機器の荷重が囲いに直接かかり、又はかかるおそれがある構造である場合には、その荷重に対して構造耐力上安全であること。
 - ・容器を用いずに屋外で保管する場合は、高さの制限（P77保管の基準高さイメージ（1）～（3）を参照）を超えないようにすること。
 - ・保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、公共用水域及び地下水の汚染を防止するために保管場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。
 - ・保管を行おうとする有害使用済機器の品目に応じ、保管場所から生じた有害使用済機器又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出及び地下浸透並びに悪臭が発散しないよう次に必要な措置を講ずること。
- 保管場所において騒音又は振動が発生する場合は、当該騒音又は振動による生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 保管場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器が他の物と混合するおそれのないよう他の物と区分して保管すること。
 - ・有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合は、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
 - ・一つの保管場所の面積を200m²以下とすること。
 - ・隣接する保管場所の間隔は、2m以上とすること。（保管場所の間に仕切りが設けられている場合を除く。）
 - ・その他必要な措置
- 保管場所には、ねずみが生息し、蚊、はえなどの害虫が発生しないようにすること。

イ 処分等の基準（令第16条の3第2号、第3号）

有害使用済機器保管事業者は、次の基準に従い、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがないように有害使用済機器を処分又は再生を行わなければなりません。

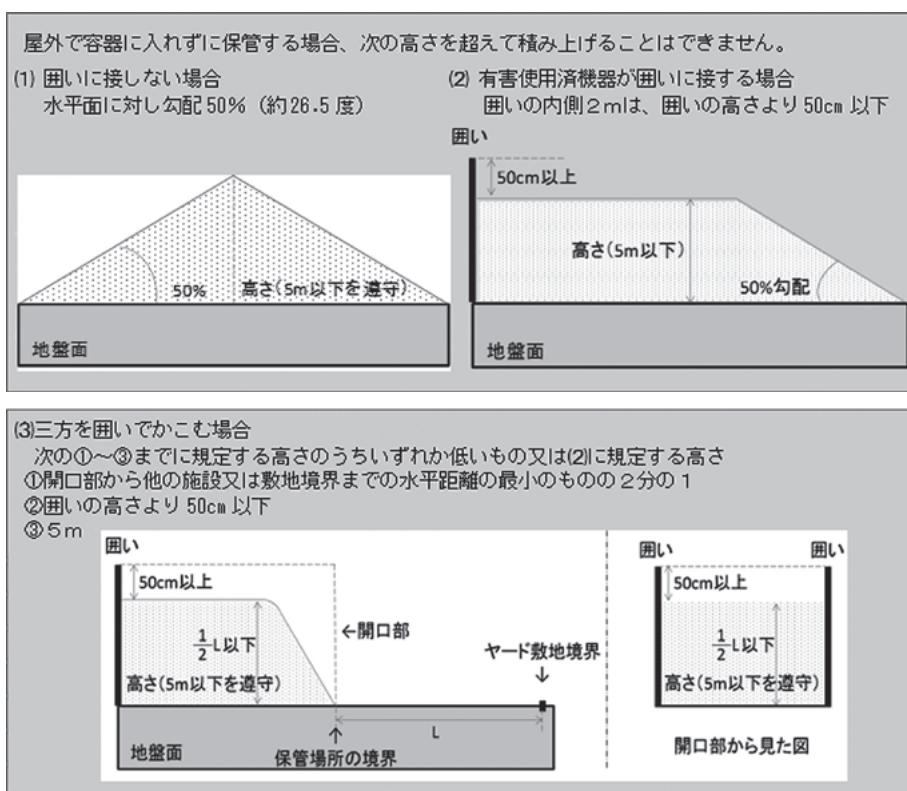
- 有害使用済機器の処分又は再生は、次によること。
 - ・処分又は再生の場所から汚水が飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭が発散しないよう次に掲げる措置を講ずること。
 - 処分又は再生に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、公共用水域及び地下水の汚染を防止するため、処分又は再生の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。

有害使用済機器の保管場所	
保管する有害使用済機器の品目	
管理 者	氏名又は 名称
	連絡先
保管高の上限	

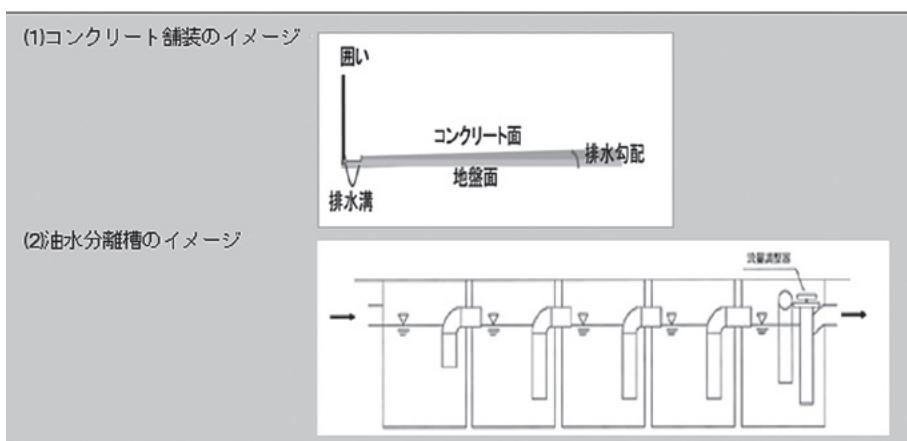
※掲示板の大きさは、縦60cm×横60cm以上

- 処分又は再生を行おうとする有害使用済機器の品目に応じ、処分又は再生の場所から有害使用済機器又は当該処分若しくは再生に伴って生じた汚水が飛散し、流出及び地下浸透並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
 - ・処分又は再生に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - ・処分又は再生の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれないように他の物と区分して処分又は再生すること。
 - 有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合は、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
 - その他必要な措置
 - ・家電リサイクルの対象 4 品目の再生又は処分を行う場合は、以上の措置に加え、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の2 第1号から第4号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法」(平成30年3月12日環境省告示第10号)により行うこと。
- 有害使用済機器は、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を行ってはならない。

保管の基準（高さのイメージ） (規第13条の6)

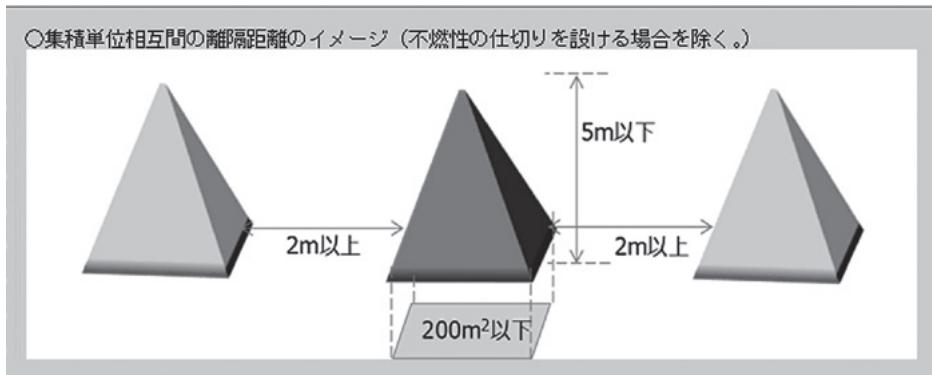


保管の基準（土壌・地下水汚染防止のイメージ） (令第16条の3 第1号(3))



保管の基準（火災・延焼防止措置のイメージ）

（規第13条の8第3号、第4号）



（5）帳簿記載事項（規13条の12条）

有害使用済機器保管等業者は、帳簿を備え、有害使用済機器の保管、処分又は再生について次表の左欄の区分に応じそれぞれ右欄に掲げる事項を記載しなければなりません。

また、帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月分について記載を終了しなければなりません。

さらに、帳簿は1年ごとに閉鎖するとともに、閉鎖後5年間は、事業場ごとに保存しておく必要があります。

保管	1 受入年月日 2 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量及び受け入れた有害使用済機器の品目 3 搬出した場合には、搬出した年月日、搬出先ごとの搬出量及び搬出した有害使用済機器の品目
処分又は再生	1 処分又は再生年月日 2 処分又は再生した場合には、処分方法ごとの処分量又は再生方法ごとの再生量及び処分又は再生した有害使用済機器の品目 3 処分又は再生に伴って生じた廃棄物、再生品及びその他の物の持出年月日、当該物の持出先ごとの持出量並びに処分又は再生した有害使用済機器の品目

資 料

産業廃棄物の処理委託契約書等（例）

- (1) 様式 1 産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書 P 81
- (2) 様式 2 産業廃棄物処分委託基本契約書 P 83
- (3) 様式 3 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書 P 86
- (4) 様式 4 産業廃棄物処理委託基本契約書（記入式）..... P 88
- (5) 廃棄物処理委託仕様書 P 92
- (6) 廃棄物データシート（WDS）..... P 93

※取扱い上の注意

- (1) この標準契約書は、産業廃棄物処理委託契約を行う際に必要である委託契約書のひな型である。
- (2) 様式 1～3 の標準契約書中の条文に①、②、③と番号が付されている場合は、個々の契約の実状に照らして適切な条文を選択して用いること。また、委託契約書には、選択した条文のみを記載し、それ以外を記載しないこと。
- (3) 実際の契約の条件によっては、様式 1 第 3 条第 5 項、様式 2 第 3 条第 5 項及び様式 3 第 3 条第 5 項を委託契約書に載せなくても良い。
- (4) 様式 2、3、4 は、個別の最終処分の場所（所在地）、方法及び処理能力の情報を特定及び管理するために、最終処分先に番号を記載すること。
- (5) 様式 3 を用いる場合及び様式 4 で契約区分 3 を選ぶ場合は、収集・運搬業務と処分業務を同一の産業廃棄物処理業者に委託する場合にのみ用いること。
- (6) 様式 4 は、収集・運搬業務、処分業務、収集・運搬及び処分業務の 3 つの業務内容から、1 つのみを選択した上で用いること。

各種許可申請様式、報告様式は青森県ホームページ「環境保全ページ」で公開しています。
(<http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/hozenga.html>)

産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書

収入
印紙

数量 : _____
単価(税抜) : _____

3 (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。
(注: 下記の①②のいずれかを選択すること。)

- ① 輸入廃棄物 : 無
- ② 輸入廃棄物 : 有

排出事業者 : _____
(以下「甲」という。)と、
収集運搬業者 : _____
(以下「乙」という。)は、
甲の事業場 : _____
から排出される産業廃棄物の収集・
運搬に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条 (法令の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1 (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は、以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは速やかにその旨を甲に書面をもつて通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産業〕

許可都道府県・政令市:	_____	許可都道府県・政令市:	_____
許可の有效期限:	_____	許可の有效期限:	_____
事業範囲:	_____	事業範囲:	_____
許可の条件:	_____	許可の条件:	_____
許可番号:	_____	許可番号:	_____

〔特管〕

許可都道府県・政令市:	_____	許可都道府県・政令市:	_____
許可の有效期限:	_____	許可の有效期限:	_____
事業範囲:	_____	事業範囲:	_____
許可の条件:	_____	許可の条件:	_____
許可番号:	_____	許可番号:	_____

2 (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価は、次のとおりとする。

種類 :

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもつて乙に提示する。

5 (積替保管) (注: 契約当事者の都合により下記の①②③のいずれかを選択すること)

- ①乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。
- ②乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。
- ③乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる:

産業廃棄物の種類:	_____	積替保管施設の所在地:	_____
_____	_____	_____	_____

積替保管施設の保管上限:

供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に關する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本工業規格C0930号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マー

ク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場

合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

- 2 甲は、委託契約の有效期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもつてその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めるものとする。

- 3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報とのおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」の「容器貼付用ラベル」参照)。
- 4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確に記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
- 5 甲は、次の産業廃棄物について、契約の有効期間内に以下に定めるところより、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類 : _____
提示する時期又は回数 : _____

委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条(再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条(業務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条(委託業務終了報告)

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2票、B4票、B6票、又は電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。

第8条(業務の一時停止)

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たに処理の委託は行わないこととする。
- 2 甲は、乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

第9条(報酬・消費税・支払い)

- 1 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて収集・運搬業務の報酬を支払う。
- 2 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に關する報酬は、第2条第2項で定める単価(税抜)に基づき算出する。
- 3 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
- 4 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

第10条(内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができます。この場合において、契約単価(税抜)又は契約の有効期間を変更するときは、又は予定数量に大幅な変動が生ずるとときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条(機密保持)

甲及び乙は、本契約に關連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならぬ。

第12条(契約の解除)

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相

互に本契約を解除することができる。

様式2

産業廃棄物処分委託基本契約書

2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相手に催告することなく、本契約を解除することができる。

3 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならぬ。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づくこの業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもつて行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙は、甲の旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもつて乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により甲が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもつて当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもつて甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度、甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第14条（契約の有効期間）

本契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までの 年間とし、期間満了の ケ月前までに、甲乙の一方から相手からに対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は、各自記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 印

乙 印

受取人	印紙
-----	----

排出事業者：_____ (以下「甲」という。) と、
処分業者：_____ (以下「乙」という。) は、
甲の事業場：_____ から排出される産業廃棄物の処分に
関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条（法令の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。
1 (乙の事業範囲)
乙の事業範囲は、以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもつて通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

第2条（委託内容）

1 (乙の事業範囲)
許可都道府県・政令市：_____ 許可の有効期限：_____ 事業範囲：_____ 事業廃棄物の種類：_____ 許可の条件：_____ 許可番号：_____ [特管]
乙の事業範囲は、以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもつて通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎処分に關する事業範囲

[産業]
許可都道府県・政令市：_____ 許可の有効期限：_____ 事業範囲：_____ 事業廃棄物の種類：_____ 許可の条件：_____ 許可番号：_____ 甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。
2 (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)
甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。
種類：_____ 数量：_____ 単価(税抜)：_____

3 (輸入廃棄物の有・無)
甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。
(注：下記の①②のいずれかを選択すること。)
① 輸入廃棄物： 無 印

第6条（業務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票、又は電子マニフェストD票の処分終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 2 甲は、乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（報酬・消費税・支払い）

- 1 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処分業務の報酬を支払う。
- 2 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬は、第2条第2項で定める単価（税抜）に基づき算出する。
- 3 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
- 4 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができます。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価（税抜）又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相手方に催告することなく、本契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

年　月　日
印

年　月　日
印

年　月　日
印

年　月　日
印

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもつて行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記口の場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもつて、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

（2）甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもつて当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもつて甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度、甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第14条（契約の有効期間）

本契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までの 年間とし、期間満了の ケ月前までに、甲乙の一方から相手からに対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は、各自記名押印の上、各1通を保有する。

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書

2 (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)
甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬単価は、次のとおりとする。

収入	
印紙	

排出事業者：_____ (以下「甲」という。) と、
收集運搬及び処分業者：_____ (以下「乙」という。) は、
甲の事業場：_____ から排出される産業廃棄物の収集・
運搬及び処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条 (法令の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の處理及清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1 (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は、以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に書面をもつて通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：	許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：	許可の有効期限：
事業範囲：	事業範囲：
許可の条件：	許可の条件：
許可番号：	許可番号：

〔特管〕

許可都道府県・政令市：	許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：	許可の有効期限：
事業範囲：	事業範囲：
許可の条件：	許可の条件：
許可番号：	許可番号：

◎処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：	許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：	許可の有効期限：
事業範囲：	事業範囲：
産業廃棄物の種類：	産業廃棄物の種類：
許可の条件：	許可の条件：
許可番号：	許可番号：

6 (積替保管) (注：契約当事者の都合により下記の①②③のいずれかを選択すること)

①乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

②乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

③乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行ふ。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類：_____
積替保管施設の所在地：_____

第3条（適正処理に必要な情報の提供）

1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもつて乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
ウ 廃敗、揮発等性状の変化に関する事項
エ 混合等により生ずる支障
オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
キ その他取扱いの注意事項

2 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があつた場合は、乙に対し速やかに書面をもつてその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めるものとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」の「容器貼付用ラベル」参照）。

4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

5 甲は、次の産業廃棄物について、契約の有効期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境省認定事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類：_____
提示する時期又は回数：_____

第4条（甲乙の責任範囲）

1 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者

に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3 乙が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。

4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（業務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区间に応じたマニフェストB2票、B4票、B6票、又は電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票、又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

1 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2 甲は、乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（報酬・消費税・支払い）

1 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて収集・運搬業務及び処分業務の報酬を支払う。
2 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する報酬は、第2条第2項で定める単価（税抜）に基づき算出する。
3 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に対する報酬は、甲乙協議の上、これを改定することができる。

4 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となつたときは、甲が負担する。

5 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価（税抜）又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定期量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、本契約に開連して、業務上より得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。

当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならぬ。

第11条（機密保持）

1 甲及び乙は、本契約に開連して、業務上より得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。

2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者

に原因があるときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

第12条（契約の解除）

1 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相

産業廃棄物処理委託基本契約書

- 互に本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相手に通告することなく、本契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び处分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する他の業者に自己の費用をもつて行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、差し当たり、甲の費用負担をもつて乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもつて乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもつて当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもつて甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度、甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第14条（契約の有効期間）

本契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までの年間とし、期間満了のヶ月前までに、甲乙の一方から相手からに対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は、各自記名押印の上、各1通を保有する。

収入	印紙
----	----

年 月 日

下記契約区分1～3のうちいずれか1つ該当するものに○印を付けてください。
 契約区分 1 甲は、甲の事業場から出る産業廃棄物の収集・運搬を乙に委託する。
 2 甲は、甲の事業場から出る産業廃棄物の処分を乙に委託する。
 3 甲は、甲の事業場から出る産業廃棄物の収集・運搬及び処分を乙に委託する。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各自記名押印の上、各1通を保有する。
 甲及び乙は、下記く委託業務の内容へ記載された産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集・運搬もしくは処分又は収集・運搬及び処分を廃棄物の処理及び清掃に関する法律にしたがい適正に行うため、本契約書、産業廃棄物処理委託基本契約約款及び本契約書添付の書類によって産業廃棄物処理委託基本契約を締結する。

住所 _____

排出事業者 氏名
(法人にあつては名称)
 (甲) 代表者 _____
 住所 _____

處理業者 氏名
(法人にあつては名称)
 (乙) 代表者 _____
 住所 _____

事業の範囲（下表の許可区分の□の該当するものに「レ」を記入し、許可品目を記入してください。
 また、空欄は斜線を引いてください。）

許可区分	□収集運搬（積み込み場所）	□収集運搬（荷下ろし場所）
産業廃棄物の許可品目		
特別管理産業廃棄物の許可品目		
許可区分	□中間処理（ ）	□最終処分（ ）
産業廃棄物の許可品目		
特別管理産業廃棄物の許可品目		

※ 乙は、この事業の範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に書面をもつて通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

<委託業務の内容> (※)の欄についてでは、ア・イのうち該当するものに○印を付けてください。また、空欄は斜線を引いてください。)

(1) 契約の有効期間 的所の所在地	年月日から年月日まで	運搬の最終目的地及び積替・保管に関する事項			
※ ア 積替・保管を行ふ	イ 積替・保管を行わない				
※ 積替・保管の所在地	機入できる廃棄物の種類				
積替えのための保管上限					
安定期産業廃棄物であるときは、積替・保管場所において他の廃棄物と混合する することの許否	※ ア 混合する イ 混合しない ※ ア 手選別をする イ 手選別しない				
安定期産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替・保 管場所において、手選別を行ふことの許否					
(3) 輸入廃棄物の有・無—委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、「有」に○印を付けます。契約区分が2(処分)又は3(収集・運搬及び処分)の場合のこの処分に関する事項。					
(4) 委託する産業廃棄物の種類、予定数量、運搬単価、契約単価(税抜)、適正処理費等の情報並びに取扱・運搬単価及び処分単価の欄には、車の台数、容器の個数等の欄に記入します。					
産業廃棄物の種類	1	2	3	4	5
予定数量	(kg・1・t・m ³ ・台・個)	(kg・1・t・m ³ ・台・個)	(kg・1・t・m ³ ・台・個)	(kg・1・t・m ³ ・台・個)	(kg・1・t・m ³ ・台・個)
取扱・運搬単価(税抜)	円／(kg・1・t・m ³ ・台・個)	円／(kg・1・t・m ³ ・台・個)	円／(kg・1・t・m ³ ・台・個)	円／(kg・1・t・m ³ ・台・個)	円／(kg・1・t・m ³ ・台・個)
処分単価(税抜)	円／(kg・1・t・m ³ ・台・個)	円／(kg・1・t・m ³ ・台・個)	円／(kg・1・t・m ³ ・台・個)	円／(kg・1・t・m ³ ・台・個)	円／(kg・1・t・m ³ ・台・個)
処分の方法					
処分施設の処理能力					
処分施設の所在地	(番号)	(番号)	(番号)	(番号)	(番号)
最終処分(再生を含む)施設の所在地(予定地)	(番号)	(番号)	(番号)	(番号)	(番号)
性状・荷姿					
適正処理による性状の変化					
含有マークの有無 ※石綿含有産業廃棄物の有無/特定産業廃棄物の有無/その他取扱 注意事項					

「最終処分(予定)の情報記載欄」に続く

産業廃棄物処理委託基本契約約款

最終処分（予定）の情報記載欄

最終処分先の番号	最終処分の方法

第1条（法令の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

- 1 契約内容に収集・運搬の委託が含まれる場合には、乙は、甲から委託された廃棄物をく委託業務の内容に示す運搬の最終目的地の所在地まで許可された車両で適正に運搬する。
- 2 契約内容に処分の委託が含まれる場合には、乙は、甲から委託された廃棄物をく委託業務の内容に示す方法及び施設にて適正に処分する。

第3条（適正処理に必要な情報の提供）

- 1 甲は、廃棄物の適正処理のために必要な情報として、く委託業務の内容に適正処理に必要な情報の欄に記入し、乙に通知しなければならない。
- 2 甲は、く委託業務の内容に「適正処理に必要な情報」では情報提供が不十分な場合、「陸上廃棄物データシート（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」を参照）」を参考に、書面にて提供しなければならない。

- 1 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等に変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもつてその変更内容及び程度の情報を通知する。
- 2 なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や廃棄等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と連絡する変動幅の範囲について、あらかじめ協議の上、定めることとする。

第4条（甲乙の責任範囲）

- 1 乙の責任範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 委託業務が契約区分1（収集・運搬）の場合は、甲から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から、運搬の最終目的地の所在地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づ正に収集・運搬しなければならない。
 - (2) 委託業務が契約区分2（処分）の場合は、甲から委託された廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づ正に処理しなければならない。

第5条（委託の禁止）

乙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させではない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、次のマニフェスト又は、電子マニフェストの報告で代えることができる。

- (1) 契約区分1（収集・運搬）については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2票、B4票、B6票、又は電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。
- (2) 契約区分2（処分）についてはマニフェストD票、又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。
- (3) 契約区分3（収集・運搬及び処分）についての運搬区間に応じたマニフェストB2票、B4票、B6票、又は電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてのD票、又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条（義務の一時停止）

- 1 乙は、甲から委託された廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止しただちに当該事由の内容及び甲における影響が最も大きい場合は、甲に当該事由を書面による通知をする。甲はその後の間を譲り受けた者による通知を代えることとする。
- 2 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（報酬・消費税・支払い）

- 1 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処理業務の報酬を支払う。
- 2 甲の委託する廃棄物の処理業務に対する報酬は、委託業務の内容×(4)の表に定める単価(税抜)に基づいて算出する。
- 3 甲の委託する廃棄物の処理業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
- 4 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項(2)、第8条等により不相当となつたときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

に基づいて甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理が
いまだに完了していないものがあるときは、乙又は甲
は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 乙の義務違反により甲が解除了の場合
イ 乙は、解除された後も、その廃棄物に対する本契約区分に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その責任についての収集・運搬もしくは部分、又はその両方の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可をする別の業者に自己の費用をもつて行わせなければならない。
- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

- ハ 上記の場合は、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもつて、乙もどにある未処理の廃棄物の収集・運搬、処分又はその両方を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

第10条（内容の変更）

- 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価(税抜)又は契約の有効期間を変更するときは、又は予定期量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項(2)、第8条の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

- 甲及び乙は、本契約に關連して、業務上知りえた相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的暴力(暴力団等)である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合は、相互に催告することなく、本契約を解除することができます。
- 3 甲又は乙から契約を解除した場合には、本契約

- (2) 甲の義務違反により乙が解除了の場合
乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、このものとある未処理の廃棄物を、甲の費用をもつて当該廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもつて甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（協議）

- 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑惑が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもつて協議しこれを取り決めるものとする。

特 約（委託業務の内容）(4) トラックの積載重量、容器の容量等を記載、その他)

廃棄物処理委託仕様書

廃棄物の名称 :			
登録品番 仕様書No.	年	月	日作成
(本仕様書は排出事業者と受託者が協議の上、委託廃棄物1品毎に作成してください)			
排出事業者 名 称	TEL ()	FAX ()	
住 所	部課名	担当者	
2. 廃棄物名類			
廃棄物種類	□汚泥	□油污	□硫酸
□廃アリカリ	□廃プラスチック類	□ゴム	□金属くず
□硝酸ナトリウム	□飲食くず	□がれき類	□ばいじん
□紙くず	□木くず	□繊維くず	□動植物性残さ
□産業廃棄物	□動物の死体	□13号廃棄物	□13号廃棄物
□特別管理廃棄物	□廃PCB等	□RCF汚染物	□PCB汚染物
□感染性廃棄物	□廃水銀等	□有害物質	□有害物質
□廃石鹼等	□その他()		
閑通法規	□危険物(類 石)	□特化物	□有機溶剤
提出資料	□サンプル()	□写真()	□分析試験書()
3. 廃棄物の種類			
廃棄物形状	□液状(バーナー噴霧可)	□液状強接着(留液分離不可)	□泥状(液動性無)
□粘液状(ポンプup可)	□粘液状(固液懸濁)	□粉状	□塊状・固液状
□水アメ状(高粘度)	□泥状(流动性有)	□粒状	□成作品()
廃棄物特性	□爆発性	□可燃性	□その他()
□感染性	□酸化性	□有機過酸化物	□自然発火性
□生産毒性	□腐食性	□毒性ガス発生	□毒性(爆発性)
□臭気刺激性	□有害物質生成	□重合反応性	□混合危険性
ドラム缶	□その他()	□ケミカルドラム	□オーバンドラム蓋無
金属缶	□アクリル缶(一斗缶)	□ペール缶	□オーバンチアヘル缶
プラスチック容器	□ボリ缶	□ボリドラム	□ボリ袋
ガラス容器	□ビン	□その他()	□その他()
紙そその他	□ベーバードラム	□ダンボール箱	□紙袋
荷姿・容量	□フレコン	□パレット積	□パラ
	□専用容器	□専用車両	□耐圧容器
容器の容量	() kg · l · % · m ³		
容器の状態	□正常	□腐食	□変形
空容器の処理	□排出者へ容器返却要	□処理会社処分	□処理会社専用容器
収集運搬方法	□排出者持ち込み	□ダンプ	□脱着装置付コンテナ車
取集運搬車	□トラック	□クレーン付トラック	□パワードート車
	□パッカート車	□バキューム車	□その他()
	□タンクローリー		
最大積載量	() t · m ³		
依頼数量	() kg · t · % · m ³	本・缶・袋・個・車・式	/年・月・週・日
従来処理方法			
要望事項	見	積	年 月 日
期間	見	理	年 月 日

廃棄物処理委託仕様書の記載方法

本仕様書作成にあたっての前提 :

- (1) 本仕様書は、排出事業者(委託者)が産業廃棄物の処理業者(受託者)に対し、処理の見程依頼をする場合の資料です。
- (2) また、受託者が適正かつ安全に廃棄物の処理を行うための受け入れ検討の基礎資料となりますので、両者で十分協議の上記載して下さい。
- (3) 記載者は、受託者が代行してもよいものとします。

1. 登録品番及び仕様書No.
2. 廃棄物名類
- 法律上の種類にかかわることなく、より「具体的な名称・呼び名」を記載して下さい。
3. 廃棄物の種類
- 各項目の□内にレ印でマーキングして下さい(以下同様)。
なお特別管理廃棄物には一般廃棄物に含まれるもの(ばいじん、感染性廃棄物等)も含みます。
4. 関連法規及び提岡資料
- 該当するものについては、全てマーキングして下さい。
5. 廃棄物の形状
- 実際発生する廃棄物あるいはサンプルを確認の上、平均的な形状についてマーキングして下さい。
6. 廃棄物特性
- 分類区分は、「危険物の運搬に関する国際連合勧告」の規定などにしたがつていますが、さらには取扱上問題となる特性を挙げています。
- 該当するものについては、全てマーキングして下さい。
7. 荷姿・容量
- 委託者が受託者に実際に處理委託する場合は、容器の材質・特性等についても明らかにして下さい。
8. 収集運搬
- 収集運搬業者を利用される場合は、収集運搬業者に確認し記載して下さい。
9. 従来処理方法
- 従来にあたっての参考となりますので、できるだけ具体的に記載して下さい。
10. 要望事項
- 委託側受託側両者間でお互いに要望すべき事項があればもれなく記載して下さい。
11. 期限
- 委託者が希望する見程提出期限および処理の期限を記載して下さい。
- (4) 記載しきれない場合は別紙で添付して下さい。

<表面>

廃棄物データシート (W D S)

管理番号

※ 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
 ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。
 作成日 年 月 日 記入者

1 排出事業者	名 称 所在地	所 属	MSDSがある場合、CAS No.	
2 廃棄物の名称	主成分 組成・成分情報	担当者	T E L F A X	
3 廃棄物の (比率が高いと 思われる順に 記載)	主成分 他			
□分析表添付 (組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要なと思われる微少量も記入して下さい。			
4 廃棄物の種類 □産業廃棄物	※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 □石綿含有産業廃棄物 □水銀使用製品産業廃棄物 □水銀含有ばいじん等			
□特別管理 産業廃棄物	□引火性重油 □引火性醸油 □強酸 □強アルカリ	□強アルカリ (有害) □感染性廃棄物 □PCB等 □陥水銀等 □陥石綿等	□指定下水汚泥 □軽きい (有害) □燃えがら (有害) □燃油 (有害) □芳烴 (有害)	
5 特定有害廃棄物 ()には混入 有りは○、無し は×、混入の可 能性があれば△ □分析表添付 (廃棄物処理法) P C B	アルキル水銀 水銀又はその化合物 カドミウム又はその化合物 鉛又はその化合物 有機酸化物 六価クロム化合物 砒素又はその化合物 シアノ化合物 シアン化合物 P C B	()トリクロロエチレン ()テトラクロロエチレン ()四氫化炭素 ()1,2ジクロロエタン ()1,1,1,2ジクロロエチレン ()1,1,1トリクロロエタン ()1,1,2トリクロロエタン	()1,3ジクロロベン ()チウラム ()シマジン ()オベンカルブ ()ベンゼン ()セレン ()ダイオキシン類 ()1,4ジキササン	
6 P RTR対象物質	※ 委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・非該当)	※ 委託する廃棄物に第1種指定化物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。		
7	生成物質: ポリムアルヒド (樹脂処理により生成) □ヘキササチレントライミド (HMT) □1,1-ジメチルドクサン (DMH) □NNNジメチルエチアリニン (DMAN) □トリメチルアミノメタノール (DMAE) 水道水原における消毒副生成物 生成物質: クロロホルム (塩素処理により生成) □アセトジクロロエチルアミノメタノール □3,5トリヒドロキシベンゼン □3-アミニアセトフェノン	□テトラメチルエチレンジアミン (TMED) □2-アミノアセトフェノン		
8	その他含有物質 ()には混入 有りは○、無し は×、混入の可 能性があれば△ □分析表添付 (組成)	硫黄 ヨウ素 硝酸 銅 ホウ素	塩素 フッ素 亜鉛 アルミ その他	臭素 炭酸 ニッケル アンモニア ()

9 有害性 (青い、無い、不明)	□爆発性 □酸化性 □毒性ガス発生 □その他の ()	□引火性 (°C) □有機過酸化物 □慢性毒性	□可燃性 (°C) □急性毒性 □生態毒性	□自然発性 (°C) □感染性 □重合活性
10 廃棄物の物理的 性状 (形状・光学性状)	形状 () 沸点 () 融点 ()	臭い () 色 ()) 比重 () 発熱量 ()	pH () 水分 ()
11 品質安定性	経時変化 (有・無) 有る場合は具体的に記入			
12 開運法規	危険物 (消防法) 特化則 (特定化学物質露布子防規則) 有機溶剤・毒劇物・悪臭			
13 荷姿	□容器 ()	頻度 (スポット・離航予定) ()	□車両 ()	□その他 ()
14 排出頻度 数量	頻度 (スポット・離航予定) () kg · t · ℥ · ml · 本 · 缶 · 瓶 · 個			
15 特別注意事項 (有・無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載			
	・選けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法			
	・他の廃棄物との混合禁止			
	・粉じん爆発の可能性			
	・容器腐食の可能性／注意点			
	・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性			
	・環境中に放出された後の起因する環境汚染の可能性			
	・他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等			

[参考] その他の情報

- ・サンプル等提供 (専一サンプル有・不均一サンプル有・サンプル的一部分有・サンプル無・写真有)
- ・産業廃棄物の発生工程等
- ・「3種廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかるる発生工程への記入で下さい。 工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。
- ・工程図への説明を書いて下さい。
- ・(處理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のフレームの推定、分析頻度等の判断材料となります。)

<排出事業者及び處理業者内容確認認証>

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	處理業者担当者	備考

<変更履歴>

No.	変更日時	排出事業者担当者	處理業者担当者	変更内容

堯葉物データシート記載方法まとめ

審議事項データシート(WD S)

卷之三

※1 本データシートは医薬物の成分等を明示するものであり、排出事業者の
※2 記入については、「医薬物データシートの記載方法」を参照ください。

有害特性は、GHS の分類等を参考にし、(有・無・不明) の選択方式とし、ある場合はチェックする方式とした。

10項の薬物性の物 理的・化学的性状に ついては、全てを記 入するのではなく、 安全性・有効性特に 項目に絞って記入する。	薬物性を取扱う上 で関連する法規につ いて、MSDSの記載 等を参考にしながら マーキングする。
--	--

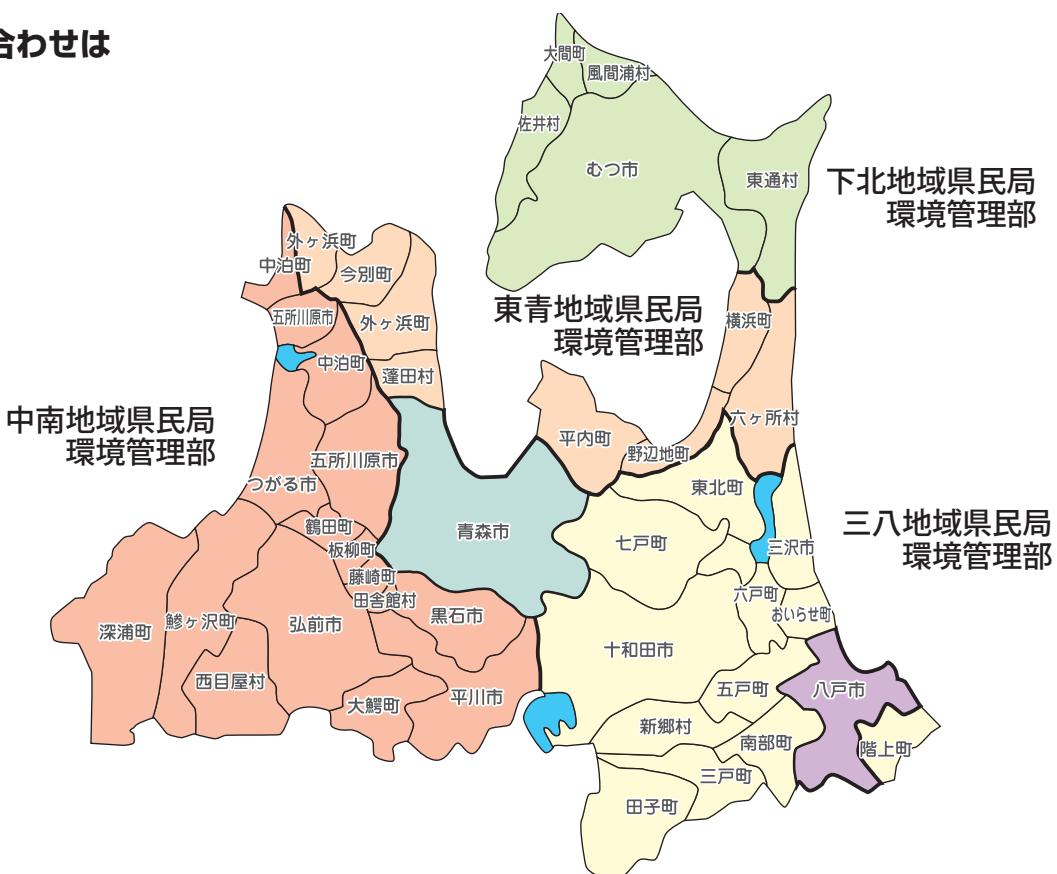
處理方法、最も知り
特別注意
喚起を行

均一が不
満足する。

The M66 Web

省境

お問い合わせは



機関名称・TEL・所在地	管轄区域
東青地域県民局環境管理部 TEL 017-734-9185 FAX 017-734-8023 〒030-8570 青森市長島1-1-1 青森県庁東棟4F	東津軽郡 上北郡（野辺地町、横浜町、六ヶ所村）
中南地域県民局環境管理部 TEL 0172-31-1900 FAX 0172-38-5318 〒036-8345 弘前市大字蔵主町4弘前合同庁舎1F	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、中津軽郡、南津軽郡、西津軽郡、北津軽郡
三八地域県民局環境管理部 TEL 0178-27-5111（代表） FAX 0178-27-1922 〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎2F	十和田市、三沢市 上北郡（七戸町、六戸町、東北町、奥入瀬町）、三戸郡
下北地域県民局環境管理部 TEL 0175-33-1900 FAX 0175-23-1853 〒035-0073 むつ市中央1-1-8 むつ合同庁舎新館1F	むつ市、下北郡
青森市環境部廃棄物対策課 TEL 017-718-0293 FAX 017-718-1083 〒030-0801 青森市新町1-3-7 青森市役所駅前庁舎3F	青森市
八戸市環境部環境保全課 TEL 0178-43-9107 FAX 0178-47-0722 〒031-0801 八戸市江陽三丁目1-111 下水道事務所3F	八戸市

●紙マニフェストのお求めと各種講習会の申込みは一般社団法人青森県産業廃棄物協会へ

〒030-0802 青森市本町5丁目5-21青森県農業共済会館2F
TEL 017-721-3911 FAX 017-718-1166

●電子マニフェストの加入申込みはJWNET（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）へ

JWNETホームページ <http://www.jwnet.or.jp> TEL 0800-800-9023 FAX 03-5275-7112

青森県環境生活部環境保全課

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1
TEL 代表017-722-1111 内線 6474、6475、6476
直通 017-734-9248 FAX 017-734-8081

青森県庁ホームページ「環境保全ページ」
<http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/hozenka.html>



あおもり循環型社会推進協議会

もつたいたいを

見直そう！

循環型社会の創造に向けて 一人ひとりが、できることから始めましょう

あおもり循環型社会推進協議会は
県民・事業者・民間団体・行政が「協働」して
廃棄物の不法投棄の未然防止やリサイクルの推進などに
取り組んでいる組織です
美しい青森県を守り、私たちの生活環境を保全するために
協議会の活動に会員参加してみませんか

－平成30年度事業実績－

■不法投棄防止撤去推進キャンペーン実施事業
県内3か所において地域ボランティアとともに、不法投棄された廃棄物の撤去活動を行いました。

■広報事業

平成30年10月に不法投棄防止等を呼び掛けるテレビ・ラジオCMの放送や、八戸市営バスへ車体広告を掲載しました。
また、エコの環スマイルプロジェクト実行委員会事務局で配信しているエコの環メール通信で協議会への参加を呼び掛けました。

■産業廃棄物リサイクル推進事業

排出・製造業者、学識経験者、産業廃棄物処理業者の協働で、3R推進の啓発を図るセミナーを開催しました。

－会員募集－

会員を募集しています。詳しくは事務局までお問合せください。

■会員費 1口年額10,000円
■特別会員 10口以上の会員を納めた団体等
■一般会員 会員を納めた特別会員以外の団体

－組織－

■発足日 平成18年5月31日
■会員数 83団体(平成31年2月現在)
■ホームページ <http://www.aojunkankyou.jp/>
■事務局 (一社)青森県産業廃棄物協会
青森市本町5-5-21 青森県農業共済会館2F
TEL 017-721-3911 FAX 017-721-3838

私たちが参加協力しています

<特別会員>

(一社)青森県産業廃棄物協会
(一社)青森県解体工事業協会
(一社)青森県建設業協会
(公社)青森県トラック協会
青森県 青森市 弘前市 八戸市 黒石市
十和田市 三沢市 つがる市 平川市 平内町
今別町 蓬田村 外ヶ浜町 鰺ヶ沢町 深浦町
藤崎町 大鰐町 田舎館村 板柳町 鶴田町
中泊町 野辺地町 七戸町 横浜町 東北町
六ヶ所村 東通村 風間浦村 佐井村 三戸町
五戸町 南部町 階上町 新郷村 五所川原市
むつ市 田子町 大間町 西目屋村 六戸町 おいらせ町

<一般会員>

青森県商工会議所連合会
青森県商工会連合会
(株)青森銀行
(一社)青森県経営者協会
青森経済同友会
青森県中小企業団体中央会
(株)みちのく銀行
青い森鉄道(株)
(一社)青森県自動車会議所
東北電力(株)青森支店
(株)伊藤鉛業
電源開発(株)青森事務所
日本原燃(株)
リサイクル燃料貯蔵(株)
東京電力ホールディングス(株)
青森事務所
(株)大坂組
(株)庄司興業所
(株)丸源産業
(有)柏崎清掃社
大矢建設工業(株)
(株)丸勝小野商事
奈良順建設(株)
豊産管理(株)
環境技術(株)
(株)和島組
(株)須郷土木
(有)小沢土木
(株)みどり
(有)東奥化学
北砲興発(株)
菊池トラック(株)
(有)マモル商運
相内建設(株)
クリーン環境開発(株)
(株)青森資源
(有)天間製作所
(株)山本工業
東管工業(株) (順不同)



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



植物性インキを使用

この印刷物は2,500部作成し、印刷経費は1部当たり345.6円です。